

FSC Digital Audit Report Template - Forest Management (v1.5.4)

Report Setup	
Licence Code	FSC-C012256
Primary Language	EN
Secondary Language	JA
Public Summary Language	EN
Default Area Units	ha
Default Wood Volume Units	m3
Default NTFP Volume Units	metric tonnes
Default Pesticide Volume Units	litres
Display / Print Level	All - Data Entry
Sheet Integrity Complete	Yes

Page	Progress
<u>Certificate Holder and Certification Body Details</u>	OK
<u>The evaluation process</u>	OK
<u>Personnel / audit team</u>	2 entries
<u>Audit itinerary</u>	8 entries
<u>Forest management enterprise information</u>	Incomplete
<u>Group members</u>	0 entries
<u>Management Units</u>	1 entry
<u>Commercial timber species</u>	7 entries
<u>NTFP - non-timber forest products</u>	8 entries
<u>Pesticide use since previous audit/year</u>	5 entries
<u>Forest context and management plan</u>	OK
<u>Stakeholder feedback</u>	2 entries
<u>Complaint(s) received</u>	0 entries
<u>Nonconformities/Observations raised</u>	6 entries
<u>Peer review(s)</u>	0 entries
<u>Results of the evaluation for ES impacts</u>	0 entries
<u>Ecosystem Services Sponsor information</u>	0 entries
<u>Template Error Reporting</u>	0 entries
<u>Improving Question Translations</u>	0 entries

FSC Forest Management Audit

Public Summary Report

Audit Conducted By	Soil Association Certification Limited 51 Victoria Street Spear House Bristol
Contact Person	BS1 6AD United Kingdom www.soilassociation.org/certification/forestry/ SA Forestry Department
Report last updated on	09 January 2026
Certificate Holder	Yamanashi Prefecture 1-6-1, Marunouchi / 丸の内1-6-1
Contact Person	Kofu-shi / 甲府市 Yamanashi / 山梨県 400-8501 Japan/日本 http://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/index.html Shinko Tsujino / 辻野 新子
Certified Forest Areas	144000.00
FSC certificate registration code	SA-FM/COC-001842
Certificate issue date	12 March 2023
Certificate expiry date	11 March 2028
Audit Sequence	S3

This forest has been certified by Soil Association Certification Limited as meeting the requirements of FSC national forest standard FSC-STD-JPN-01.1-2020.

認証取得者と認証機関の詳細

質問	入力
認証取得者	
1.01 認証取得者名 *	Yamanashi Prefecture
1.01.1 地元の会社名	山梨県
1.01.2 取引名	
1.02.1 住所（号、建物名、部屋番号） *	1-6-1, Marunouchi / 丸の内1-6-1
1.02.2 住所（丁番）	
1.02.3 市町村 *	Kofu-shi / 甲府市
1.02.4 都道府県	Yamanashi / 山梨県
1.02.5 郵便番号	400-8501
1.03 国 *	Japan/日本
1.04 連絡窓口の担当者氏名 *	Shinko Tsujino / 辻野 新子
1.05 メールアドレス *	tsujino-agsg@pref.yamanashi.lg.jp
1.06 電話番号 *	+81-55-223-1623
1.07 ウェブサイトアドレス *	http://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/index.html
認証情報	
1.08 FSCライセンス番号 *	FSC-C012256
1.09 認証番号 *	SA-FM/COC-001842
1.10 以前の認証番号（該当する場合）	
1.11 認証種類 *	FM/COC
1.12 グループ認証 *	いいえ
1.13.1 初回認証発行日 *	2003-04-10
1.13.2 最新の認証発行日 *	2023-03-12
1.13.3 認証有効期限 *	2028-03-11
1.14 認証範囲に含まれる管理区画の総数 *	1
1.15 総認証面積（管理区画ごとの面積の合計） *	144,000.00 ha
1.16 証明書の範囲	
1.16.2 現在の証明書範囲 *	Single certificate of Yamanashi Prefectural forest located in Yamanashi prefecture of Japan. All forestry operations are outsourced to registered contractors.
1.16.3 前の監査以来の範囲の変更 *	いいえ
1.16.1 認証範囲変更の内容	
1.17 認証範囲に含まれる生態系サービス *	いいえ
1.26 継続的な改善手順に従っています *	いいえ
1.25 認証地域の名称及び/または場所	
1.27 データベースの詳細の変更	
認証機関	
1.18 認証機関名 *	Soil Association Certification Limited
1.19.1 住所（号、建物名、部屋番号） *	51 Victoria Street
1.19.2 住所（丁番）	Spear House
1.19.3 市町村 *	Bristol
1.19.4 都道府県	
1.19.5 郵便番号	BS1 6AD
1.20 国 *	United Kingdom
1.21 連絡窓口の担当者氏名 *	SA Forestry Department
1.22 メールアドレス *	forestry@soilassociation.org
1.23 電話番号 *	+44 (0) 1179 142435
1.24 ウェブサイトアドレス *	www.soilassociation.org/certification/forestry/

審査プロセス

質問	入力
審査情報	
2.01 審査種類 *	年次監査
2.01.1 審査回数 *	S3
2.01.2 監査場所 *	現場で
2.01.3 リモート監査の正当化	
2.01.4 リモート監査に使用される方法	
2.02 審査開始日 *	2025-10-22
2.16 今回の審査のために最初に利害関係者に連絡をした日 *	2024-08-09
2.03 審査終了日 *	2025-10-24
2.04 総人日数 *	6.0
2.04.1 監査時間の正当化 *	This is a single FMU but large area. So forest areas where operations were conducted or finished recently were selected and visited. Factors increasing auditing time: None Factors decreasing auditing time: None
2.05 報告日 *	2026-01-09

規準文書

2.07 審査に使用された国際基準文書	
2.07.1 商標規格 FSC-STD-50-001 *	はい
2.07.2 グループ規格 FSC-STD-30-005 *	いいえ
2.07.3 CoC規格 FSC-STD-40-004 *	いいえ
2.07.4 生態系サービス手順 FSC-PRO-30-006 *	いいえ
2.07.5 特定地域の除外指針 FSC-POL-20-003 *	いいえ
2.07.6 農薬指針 FSC-POL-30-001 *	はい
2.07.7 該当する非木材林産物規格 *	いいえ
2.07.8 CIP FSC PRO 30-011 *	いいえ
2.08 使用された国内森林管理規格または認証機関暫定規格の文書番号 *	FSC-STD-JPN-01.1-2020
2.09 使用された規格のウェブサイトリンク *	https://connect.fsc.org/document-centre/documents/resource/460
2.10 該当する場合、認証機関暫定規格の適応プロセス	
2.30 NFSSリスク評価コード（該当する場合） *	N/A
2.31 認証機関によって行われたNFSSリスク評価からのリスク指定の変化の正当化	
2.31.1 低リスクから、指定されていないまたは指定されていないリスクから指定されていないリスクまで *	N/A
2.31.2 指定されたリスクから、指定されていない、または指定されていないリスクから低リスクまで *	N/A

審査プロセス

質問	入力
審査方法	
2.12 MUS /メンバーは評価のために選択されました	
2.12.1 評価のために選択されたMUSのリスト *	See 4 Itinerary tab
2.12.2 選択した各MU内で監査されたサイトのリスト（SLIMF MUSおよびコミュニティフォレストのオプション） *	See 4 Itinerary tab
2.12.3 評価のためにMUSを選択するための根拠 *	現場審査では、地域、標高、樹種、管理方法などが異なる多様なサイトをこれまでの訪問現場と重ならないよう配慮して選択した。観察した場所には、下刈り、除伐、間伐、収穫、搬出、獣害防除といった各管理段階にわたる管理現場と、林道状況などが含まれている。また、実際に作業している請負者の安全装備・労働条件等に関するインタビューも行った。
2.13 今回の審査中に確認された文書	
2.13.1 適用される法律	
2.13.2 長期管理計画	
2.13.3 施業に関する技術管理ガイド	
2.13.4 伐採権所有地（コンセッション）契約	
2.13.5 保有権または土地利用権を示す文書	
2.13.6 路網、管理地域などの最新の地図	
2.13.7 蓄積の記録	
2.13.8 作業指示書	
2.13.9 請負契約書	
2.13.10 影響を受ける地域社会との協定	
2.13.11 影響を受ける先住民族との合意など	
2.13.12 手数料、料金、または税金の支払いの記録	
2.13.13 苦情や紛争と対応の記録	
2.13.14 労働者への支払いの記録	
2.13.15 野生生物評価記録	
2.13.16 環境影響モニタリング記録	
2.13.17 社会的影響評価結果	
2.13.18 森林の成長と健全性モニタリング結果	
2.13.19 収穫（伐採）と生産記録	
2.13.20 化学薬品使用記録	
2.13.21 利害関係者とのコミュニケーション	
2.13.22 購入や販売の伝票（文書）	
2.13.23 総合的な病虫獣害管理	
2.13.24 環境・社会リスクアセスメント	
2.13.25 グループメンバーとの契約	
2.13.26 CIP：自己不適合チェック結果	
2.13.27 CIP：アクションプラン	
2.13.28 CIP：自己監視結果	
2.13.98 その他。具体的に記入すること	
2.13.99 確認した文書に関する追加情報	

審査プロセス

質問	入力
2.15 審査のために審査チームが用いた地理的ツール	
2.15.1 FSC GISポータル	
2.15.2 Googleマップ、Bingマップや類似する地図サービス	
2.15.3 Global Forest Watch	
2.15.4 GPSトラッキングデバイス（GPS対応スマートフォンを含む）	
2.15.5 デスクトップGISツールQGIS、ArcGIS	
2.15.6 認証機関の有するGISシステム	
2.15.7 認証取得者の有するGISシステム	
2.15.8 ドローン、無人飛行機など	
2.15.9 その他。具体的に記入すること	
2.27 利害関係者との相談プロセスを説明してください*	<p>10 consultees were contacted 1 response was received Consultation was carried out on 22th September 2025 3 visits/interviews were held in person during audit See 12 Comments for summary of issues raised by stakeholders and SA Cert response 10人の利害関係者と連絡を取った。 1人から返事を得られた。 アンケートは2025年9月22日に送付された。 審査中に対面で3人にインタビューを行った。 利害関係者からの議題とソイルアソシエーションのコメントについては 12 Commentsを参照</p>
2.17 利害関係者の関与の手段	
2.17.1 対面*	はい
2.17.2 オンラインミーティング*	いいえ
2.17.3 電話*	いいえ
2.17.4 メールまたは手紙*	はい
2.17.5 全国新聞または地方新聞への掲載*	いいえ
2.17.6 関連ウェブサイトへの掲載*	いいえ
2.17.7 地域ラジオでのアナウンス*	いいえ
2.17.8 地域の掲示板*	いいえ
2.17.9 ソーシャルメディア*	いいえ
2.17.10 その他。具体的に記入すること	

審査プロセス

質問	入力
認証判断	
2.19 評価が困難な問題の説明（例えば、矛盾した証拠、分岐した利害関係者の意見、要件の解釈の難しさのために）、および到達した結論の説明*	なし
2.20 認証決定に関連する条件	
2.20.1 条件なし *	はい
2.20.2 是正期限と共に発行された軽微な不適合の是正処置要求 *	いいえ
2.20.3 是正期限と共に発行された重大な不適合の是正処置要求 *	いいえ
2.20.4 認証の事前条件となる是正処置要求 *	いいえ
2.20.5 その他	Observation
2.32 特定された主要または軽度の不適合を修正するために、認定決定の前に評価された条件とその後のアクション *	None
2.22 監査人の推奨	
2.22.1 組織は、認定要件に準拠しています *	はい
2.22.2 組織は是正措置を講じる必要があります *	いいえ
2.28 疑わしい不適合の解決	
2.29 協会のためのFSCポリシーの潜在的な侵害 *	No
2.24 決定に関連するその他の詳細	
2.23 認証判断 *	維持
2.25 認証判断日 *	2026-01-09
2.26 認証判断の意思決定者 *	Soil Association Certification Limited

審査員/審査チーム

3.01 氏名 *	3.02 役割 *	人日		専門分野					3.06 審査員の固有 識別番号（ない場合 は0を入力） * 3.07 略歴 *
		オフサイト 3.03	審査当日 3.04	林業 3.05.1	生態学 3.05.2	社会学 3.05.3	環境 3.05.4	経済 3.05.5	
Naoya Ogawa / 小川直也	審査チームリーダー	1	3	はい	はい	はい	はい	はい	UAN-NO141199 小川直也は、長年アマタ株式会社においてFSC森林認証審査の審査員としてわが国における審査事例に数多く参加した。現在は独立した審査員として森林認証の審査を行っている。東京大学で森林科学を専攻し農学修士号を取得している。
Norihiko Shiraishi / 白石則彦	チームメンバー	1	3	はい	はい	はい	はい	はい	UAN-NS20982 白石則彦博士は、2021年3月まで東京大学大学院農学生命科学研究科の教授を務めた。以前は10年間、農林水産省の研究機関である森林総合研究所に研究員として勤務していた（筑波本所、および北海道支所）。研究の専門分野は森林計測、森林資源調査および森林経営である。博士号の学位を東京大学で取得した。森林認証や森林モニタリングなど幅広い分野で多数の研究論文を発表している。

森林管理者の情報

質問	入力
森林地域	
5.01 FSC及び他の制度の両方の認証を取得している地域（PEFCでない場合は、具体的に記入）	
5.01.1 FSC及び他の制度の両方の認証を取得している面積（PEFC相互認証制度）*	0.00 ha
5.01.2 使用されているその他の認証制度（非PEFC）の名称	
5.01.3 使用されているその他の認証制度（非PEFC）の認証面積	0.00 ha
5.02 認証取得者が所有者（共有または部分所有を含む）として、または管理者（コンサルタントまたはその他の責任）として、責任を持っていないが、認証範囲から除外することを選択した森林地域について、除外の理由と共に簡単な説明*	
	他団体への貸地等は管理下にないため。
5.03 所有/管理している森林の中で認証範囲から除外されている管理区画の面積	
5.03.1 FSC-POL-20-003に従って除外されている面積*	0.00 ha
5.03.2 その他の理由で除外されている面積	14,225.00 ha
5.04 SLIMFとしてどのように指定されたかについての説明SLIMFまたはコミュニティフォレストとしての適格基準（FSC-STD-01-003による）	
森林労働者	
5.05 認証の範囲内で働く男性職員（請負業者を含む）の数*	342
5.06 認定範囲内で働く女性職員（請負業者を含む）の数*	69
5.07 前暦年中に管理職で雇用されていた男性に支払われた平均賃金（米ドル換算）	
5.08 前暦年中に管理職で雇用されていた女性に支払われた平均賃金（米ドル換算）	
5.09 前暦年中に管理職で雇用されていた男性の人数	
5.10 前暦年中に管理職で雇用されていた女性の人数	
5.11 前暦年中に管理活動を通じて使用された、請負業者を含む地域社会のメンバーの総数	
5.12 被った事故の数	
5.12.1 過去の暦年の致命的な労働者と請負業者関連の事故の数*	0
5.12.2 過去の暦年の深刻な非致命的な労働者および請負業者関連の事故の数*	0

森林管理者の情報

質問

入力

影響を受ける者

5.15 森林管理活動に関する/影響を受ける第三者の有無

5.15.1 森林管理活動に関連する/影響を受ける地域コミュニティ はい

5.15.2 伝統的な人々に関連する/森林管理活動の影響を受けます いいえ

5.15.3 先住民族の人々は、森林管理活動に関連しています いいえ

5.15.4 影響を受ける第三者に関する説明（存在、利害、活動など）

5.16 地域社会に提供されるサービスの有無

5.16.1 水源 はい

5.16.2 レクリエーション はい

5.16.3 教育訓練 はい

5.16.4 路網整備 はい

5.16.5 その他。具体的に記入すること

森林管理者の情報

質問	入力
環境価値	
5.17 森林の全体的な領域は、高保全価値森林に分類されています *	20,538.00 ha
5.18 存在するHCVの面積	
5.18.7 HCV1 種の多様性 *	16,909.00 ha
5.18.8 HCV2 景観レベルでの生態系とモザイク *	0.00 ha
5.18.9 HCV3 生態系及び生息・生育域 *	0.00 ha
5.18.10 HCV4 不可欠な生態系サービス *	0.00 ha
5.18.11 HCV5 地域社会の基本ニーズ *	0.00 ha
5.18.12 HCV6 文化的価値 *	3,629.00 ha
5.18.13 IFLS特異的に存在する (HCV2のサブカテゴリ)	
5.37 HCV領域の変化	
5.37.1 HCV1 種の多様性 *	0.00 ha
5.37.2 HCV2 景観レベルでの生態系とモザイク *	0.00 ha
5.37.3 HCV3 生態系及び生息・生育域 *	0.00 ha
5.37.4 HCV4 不可欠な生態系サービス *	0.00 ha
5.37.5 HCV5 地域社会の基本ニーズ *	0.00 ha
5.37.6 HCV6 文化的価値 *	0.00 ha
5.19 森林施業に関わる環境保護手段の有無	
5.19.1 バッファゾーン	はい
5.19.2 化学薬品使用管理	はい
5.19.3 確保された保全地域	はい
5.19.4 砂防	はい
5.19.5 その他。具体的に記入すること	
5.20 環境保護手段の説明	

森林管理者の情報

質問

入力

商業樹種の蓄積

5.23 樹種選択（の有無）とその理由

5.23.1 早生樹	はい
5.23.2 病虫獣害への耐性	はい
5.23.3 気候変動	はい

5.23.4 その他。具体的に記入すること

管理における変更点

5.24 FSC認証要求事項を満たすための主な障害

5.25 FSC認証要求事項を満たすために実施されている森林管理の主な変更点

5.36 認証要件を備えた法律および/または規制の間の紛争を特定しました。*

No

グループ管理

グループ認証の場合のみ必要

5.27 グループメンバーの総数

5.28 複数の国に所在するグループメンバーの有無

5.29 管理可能な最大のグループメンバー数*

5.29.1 該当する場合、グループサイズへのその他の関連する基準

5.30 グループ体によって毎年サンプリングされているグループメンバーの数*

5.33 認証の範囲に含まれるエンティティとの責任の分割

5.33.1 管理計画*

5.33.2 森林保護*

5.33.3 造林・育林*

5.33.4 収穫（伐採）*

5.33.5 販売及びマーケティング*

5.33.6 商標使用*

5.33.7 利害関係者の関与*

5.33.8 教育訓練*

5.33.9 生態系サービスの影響

5.34 グループエンティティ、メンバー、請負業者の責任の説明、およびこれらが満たされているという証拠*

認証範囲に含まれる主な商業樹種

8.01 樹種 *	8.02 製品コード *	8.03 商用名 *	8.04 前の暦年の収穫量 *	8.05 備考	8.06 前暦年中にFSC表示を付けて販売された数量 *
Cryptomeria japonica	W1.1 Roundwood (logs)		12,932.00 m3		12,932.00 m3
Chamaecyparis obtusa	W1.1 Roundwood (logs)	Hinoki	9,031.00 m3		9,031.00 m3
Pinus densiflora	W1.1 Roundwood (logs)	Akamatsu	11,920.00 m3		11,920.00 m3
Larix kaempferi	W1.1 Roundwood (logs)	Karamatsu	36,014.00 m3		36,014.00 m3
Abies veitchii Lindl.	W1.1 Roundwood (logs)	Shirabe	5,486.00 m3		5,486.00 m3
Abies firma	W1.1 Roundwood (logs)	Momi, etc.	3,230.00 m3	Tsuga sieboldii	3,230.00 m3
Quercus serrata	W1.1 Roundwood (logs)	Nara, etc	7,183.00 m3	Quercus crispula, Castanea crenata	7,183.00 m3

非木材林産物

9.01 種名 *	9.02 非木材林産物の製品コード *	9.03 商用名 *	9.04 前の暦年の収穫量 *	9.05 前暦年中にFSC表示を付けて販売された数量 *
Tricholoma matsutake	N9.4 Mushrooms, truffles	Matsutake	35.00 kg	0.00 メートルトン
Other mushrooms	N9.4 Mushrooms, truffles	Zatsu kinoko	225.00 kg	0.00 メートルトン
Sorbus commixta	W1.3 Twigs	Nanakamado (bundle)	100.00 個	0.00 メートルトン
Boschniakia rossica	N6.2 Grasses, ferns, mosses and lich	Oniku	100.00 kg	0.00 メートルトン
Vaccinium vitis-idaea	N9.5 Fruits	Kokemomo	400.00 リットル	0.00 メートルトン
Sasamorpha borealis	N5.1 Natural bamboo	Suzutake (bundle)	100.00 個	0.00 メートルトン
Abies veitchii	seedlings	Shirabe	1,000.00 個	0.00 メートルトン
Abies veitchii	W1.3 Twigs	Shirabe (bundle)	100.00 個	0.00 メートルトン

前回審査/昨年以降の農業使用

10.01.1 商用名 *	10.01 有効成分 *	10.02 制限	10.03 使用面積 *	10.04 使用理由 *	10.04.1 使用される場所 *	10.04.2 使用期間 *	10.04.3 アプリケーション数 *	10.04.4 アプリケーションの頻度 *	10.05 成分の数量 *	10.06 環境社会リスクアセスメントの概要	10.07 HHPの経路 (もしあれば) *
Yashima NCS / ヤシマNCS		制限なし	182.66 m2	マツクイムシ防除薬剤	Forest compartment 96 Ro 1 and othe	2024-04-01 to 2025-03-31	Many	As needed	218.32 リットル	環境社会リスクアセスメントは完了している。それぞれ令和2年9月にESRA作成。メーカーが公開しているSDSの毒性情報を基に、FSCのESRAテンプレートを埋めている。リスク回避・低減措置も附則2の要素を網羅するように作成されている。	None
Green Guard / グリンガード		不明 - 新しい農業	0.98 ha	松枯れ防止剤	Forest compartment 100-1 I 1 and oth	2024-04-01 to 2025-03-31	Many	As needed	308.61 リットル	環境社会リスクアセスメントは完了している。それぞれ令和2年9月にESRA作成。メーカーが公開しているSDSの毒性情報を基に、FSCのESRAテンプレートを埋めている。リスク回避・低減措置も附則2の要素を網羅するように作成されている。	None
Xytron Frenock / ザイトロンフレノック		制限なし	4.67 ha	Vine killer	Forest compartment 124 Ni 24 and otl	2024-04-01 to 2025-03-31	Many	As needed	430.00 kg	環境社会リスクアセスメントは完了している。それぞれ令和2年9月にESRA作成。メーカーが公開しているSDSの毒性情報を基に、FSCのESRAテンプレートを埋めている。リスク回避・低減措置も附則2の要素を網羅するように作成されている。	None
Xytron Frenock / ザイトロンフレノック		制限なし	0.00 ha	(mix of tetrapion and trichlopyr, so sar		-	-	-	0.00 kg	-	-
Kajiran S Flowable / カジランSフロアブル		制限なし	4.60 ha	Deer repellent	Forest compartment 548 Ho 11 and ol	2024-04-01 to 2025-03-31	Many	As needed	29.58 kg	環境社会リスクアセスメントは完了している。それぞれ令和2年9月にESRA作成。メーカーが公開しているSDSの毒性情報を基に、FSCのESRAテンプレートを埋めている。リスク回避・低減措置も附則2の要素を網羅するように作成されている。	None

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.28 森林の説明	<p>現在の山梨県有林は、明治44年3月11日、見込面積16万4千haにも及ぶ広大な入会御料地が御下賜されたことに始まる。</p> <p>県有林は、県下27市町村のうち22市町村と、ほぼ山梨県内全域に分布している。県土面積446,527haの35.4%、県森林面積347,436haの45.5%にあたる158,225haを占めている。そのうち、貸地等を除く144,000haが、本認証の対象地である。</p> <p>県有林は、おおむね私有林やその他公有林の上部に位置しており、富士山をはじめとするわが国を代表する山々を有するとともに、県内の主要河川は、その大部分がこれら山岳地帯に分布する県有林に源流を發している。また、多くの観光客が訪れる景勝地も多数存在する。したがって、県有林は治山治水上はもとより、自然環境保全、景観保全上からも重要な役割を担っている。</p> <p>県有林は大きく中北、峡東、峡南、富士・東部の4つの事業区に分けられ管理されている。また、林班数、小班数はそれぞれ978、31,061であり、平均面積はそれぞれ161.78ha、5.09haである。</p>
11.29 管理システムの説明	<p>県有林では、地種、法令の制限度合い、作業種および伐期齢、標高、景観の配慮により、施業方法を定める作業団により小班を設定しており、それぞれの作業団の施業指針にしたがって管理を行っている。作業団および作業団に順ずる単位は全部で34種類ある。</p> <p>主な木材生産の場となる制限林地一般用材林作業団、普通林地一般用材林作業団においては、生産目標を柱適寸材（10.5cm角以上）、集成材利用適寸材（10.5cm角以上）、広葉樹家具・木工用材（丸太径30cm以上）とし、市町村森林整備計画の標準伐期齢以上で、以下の径級に達する時期を伐期齢としている。</p> <p>収穫は、県有林林産物入札参加資格者による入札で、販売されている。買受者または請負者により保有する機械が異なり、収穫技術も異なるが、基本的にはチェーンソーによる伐倒が行われ、ウィンチやスイングヤーダーによるワイヤーを使用した牽引での集材、林道から離れた場所では森林作業道を使い、フォワーダーや林内作業車による運材、チェーンソーやプロセッサによる造材が行われ、トラックで出荷される。</p>

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.01 森林施業に関する法令や行政上の状況及び土地利用の状況	<p>日本の面積は約37.8百万haである。地質としては、太平洋側は地殻変動があり、火山活動が歴史的に続き、今日の土地利用を決定している。1億2千5百万の人口のほとんどは沿岸の都市部に居住し、その内陸の山間部を除いた面積は全体の約18%に該当する。森林が内陸の山間部を覆い、面積でいうと2,505万ha、国土面積の約66%に該当する。</p> <p>日本国内の森林の構成は、約766万ha(31%)が国有林、約299万ha(12%)が公有林(都道府県、市町村財産区)、約1439万ha(57%)が私有林になっている。私有林家の平均保有山林面積は2.6haであり、これら山林の管理においては、自治体や森林組合が大きな役割を担っている。</p> <p>直近では2008年に改正された森林・林業基本法は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として、環境機能と林業の進展を目指したものである。また、森林法(1897年制定、1951年廃止・再制定、2018年改正)は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。さらに、森林組合法(1978年制定、2018年改正)は、森林所有者の協同組織の発達を促進すること、森林所有者の経済的社会的地位の向上、森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的としている。</p> <p>森林法は2011年に大きく改正され、2012年4月1日から施行された。森林所有者にとっては、森林施業計画から森林経営計画へと変更になったのが大きな変更点である。従来、所有者単位で施業地のみを対象とした計画が立てられていたが、地域の森林を集約化し、保護すべき森林も含め、原則として林班内で一定以上のまとまりをもった森林が計画対象となる。なお大規模所有者はこれまでと同様所有者単独での計画を作成することも可能である。また、森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者も計画を作成できる。さらに、5年間の計画はより具体的なものとなり、その具体的計画に対して補助金や税制面での優遇措置が受けられるようになる。</p> <p>このほか、森林管理区域に適用される法律としては、自然公園法、自然環境保全法、林業種苗法、森林病虫害等防除法、砂防法などがあり、森林施業時に順守すべき法律として機能している。</p> <p>2018年3月現在全国の森林のうち1,295万haが保安林に指定されている。(内訳としては水源かん養保安林が71%、土砂流出防備保安林20%、その他9%程度である。)これらの指定区域においても伐採は許可されているが、搬出の技術やその後の再造林の計画、また伐採可能量については制限がある。保安林として指定することによって、多様な保護活動が可能になり、実際にこれら指定域における林業活動には制限がある。</p> <p>環境省の自然公園制度では日本を代表するような、すぐれた自然の風景地を国立公園とし、またそれに準ずる地域については国定公園に指定し、都道府県を代表するすぐれた風景地については都道府県立自然公園として指定している。国立公園については環境省の指定で、現在34公園、219万ha(国土面積の5.8%)があり、国定公園については全国56公園、141万haになる。都道府県が条例によって指定し、自ら管理を行う都道府県立自然公園は、現在311公園、197万haが指定を受けている。3つの指定地域全体で国土の14.8%に相当する。</p> <p>国立公園および国定公園では、景観を維持するための保全の優先順位が高い順に、特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域が指定される。それ以外の地域は普通地域である。</p>
11.02 森林管理を統括する行政機関の役割	<p>自治体や森林組合は民有林管理の中心的な役割を担い、その業務内容は管理する地域の管理計画策定、森林管理に関する相談、森林所有者への補助金交付の窓口機能、管理業務の遂行及び木材の販売活動など多岐に亘る。私有林所有者の約半分は森林組合に所属している。</p> <p>国内の森林は、人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えている一方、森林の所有が小規模かつ分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者への森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない、伐採した後に植林がされないという事態が発生している。加えて所有者不明や境界不明といった課題も顕著になってきており、境界や所有者の確認に多大な労力が必要になってきている。このような状況を改善すべく、管理意欲のないことを所有者が意思表示した森林や所有者不明森林の経営管理を市町村が行い、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業体に経営管理を再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理をすることを可能とする森林経営管理制度が森林経営管理法(2018年5月制定、2019年4月施行)の下で定められた。</p>

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.03 認証取得者以外の外部関係者による土地および森林の所有権および使用权（法的および慣習的）	<p>土地の所有は山梨県であり、恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。一部貸付地がある。</p> <p>従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをすることが定められており、実際に払い下げがなされている。山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。保護団体は巡視等の義務を負っているが、その対価として毎年交付金が支払われている。</p> <p>また、山梨県には、日本百名山のうち富士山をはじめとした10の山があるなど、登山利用が活発な地域であり、多くの登山客が訪れている。12箇所 の森林文化の森や3箇所の森林公園など森林利用も活発である。</p>
11.04 認証取得者または他の当事者によって審査対象地内で行われている非林業活動（例：鉱業、工業活動、農業、狩猟、商業観光など）	
11.04.1 鉱業	いいえ
11.04.2 工業活動	いいえ
11.04.3 農業	いいえ
11.04.4 狩猟	はい
11.04.5 商業観光	はい
11.04.6 その他。具体的に記入すること	<p>登山や富士五湖周辺のレクリエーション活動が活発である。青木ヶ原樹海においては、エコツアーが活発であり、県も含めたエコツアー協議会を設置し、エコツアーのガイドラインを作成している。また、試験、研究等には入山許可を得れば県有林に入ることは認められている。</p>

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.05 森林管理の目的	<p>県有林の管理にあたっては、持続可能な社会を実現するための世界共通の目標であるSDGs、近年の社会、経済情勢の変化を踏まえ、次の2点を基本方針としている。</p> <p>"〇国際基準に基づく森林管理の推進 －森林が有する多様な森林の機能の強化・利活用－" FSCが定める国際基準に基づき、環境・社会・経済の調和した持続可能な森林管理をさらに推進します。</p> <p>"〇林業の成長産業化の実現への寄与 －効率的な施業による充実した森林資源の持続的な利用の推進－" 県内林業の中核として、生産性の高い施業により利用機を迎えた森林資源の循環利用を推進します。</p> <p>また、計画の基本方針に基づき、次の事項について、特に重点をおいて県有林の管理経営にあたることとしている。</p> <p>(1) 国際基準に基づく森林管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水土保全機能の強化 ② 保健休養機能の利活用促進 ③ 県産FSC認証材のブランド化 <p>(2) 林業の成長産業化の実現への寄与</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 充実した森林資源の有効活用 ② 効率的な森林施業の推進 ③ 広葉樹資源の利活用を推進
11.06 森林資源の土地利用と所有権の状況	<p>山梨県の山林原野は、地域住民の生活・生業用資材として県民の暮らしに大きな役割を果たしてきたが、県有林の基となった山林については、1868年の明治維新の地租改正に伴う山林原野土地官民有区分をきっかけに、「官民有区分未定時代」「官有地時代」「官林時代」「御料林時代」と目まぐるしい所有形態の変化を経た。この間、国、県、地域住民間の意見の相違から、山梨県の山林は、無秩序な伐採、野火、水害等により極度に荒廃した。</p> <p>特に、明治40年及び43年の大水害は、県下全域に大きな被害を及ぼし、県議会では「御料地無償還付ニ関スル意見書」を国に提出し、入会御料地の無償下付を要望した。</p> <p>明治44年3月11日、見込面積16万4千haに及ぶ入会御料地が御下賜された。県は直ちに恩賜県有財産模範林として、県土保全を旨とし、その管理経営にあたることとした。</p> <p>そしてこれまで、時代の要請にこたえながら森林管理を行ってきた。当初は天然更新を基調とする択伐施業が主体だったが、昭和30年代に拡大造林を積極的に推進し、現在の広大な人工林を形成した。昭和50年代から、社会的要請を受け、木材の安定供給以外にも、林地保全や保健休養などの公益的機能の発揮を目的とする管理を導入した。2021年からの第4次管理計画では、「国際基準に基づく森林管理の推進」と「林業の成長産業化の実現への寄与」を経営の基本方針とし、管理を行っている。</p>
11.07 森林管理の社会的な状況	<p>山梨県の人口は79万人（令和6年10月時点）であり、多くが中心の甲府盆地に集中する。山梨県は果樹生産が盛んである。特にモモやブドウが有名であり、4月のモモの花の時期には多くの人々が訪れ、ワインの製造も盛んである。また、一般機械、電気機械、輸送用機械、精密機械等の機械器具製造業が山梨県の主産業となっており、ネクタイ地や紳士服裏地の織物業、宝飾産業等の地場産業も盛んである。また、数多くの著名な温泉地があり、多くの温泉客が訪れている。</p> <p>四方を2,500m級から3,000m級の山々に囲まれており、富士山をはじめとした著名な山が多く、たくさんの登山客が訪れている。また、富士山周辺の富士五湖周辺は標高約1,000mの地にあり、避暑地としても名高く、夏には多くの人々が高原の気候を楽しんでいる。このように、山、河川、湖、温泉、歴史的遺跡など豊かな自然・文化資産の存在と首都圏に近いという地理的条件に恵まれ、わが国でも有数の観光誘致の基盤を形成しており、四季を彩る森の存在がここでは重要な役割を果たしている。</p>
11.08 森林構成の簡単な説明	<p>山梨県の標高は最低200mから最高3,400mと、暖帯上部から寒帯上部に渡っているため、林相は多様である。すなわち、丘陵帯（暖温帯、標高600m以下）の常緑広葉樹林（シラカン林）、山地帯（冷温帯、標高600～1,800m）の落葉広葉樹林（ブナ林）、常緑針葉樹林（ウラジロモミ・コメツガ林）、亜高山帯（亜寒帯、標高1,800m～2,400m）の常緑針葉樹林（シラベ・オオシラビソ林）、高山帯（寒帯）の高山低木群落および森林限界以上の草本群落などである。</p> <p>人工林について見ると、カラマツが全面積の45%を占め最も多く、ヒノキ20%、アカマツ14%、シラベ8%、広葉樹7%、スギ3%の順となっている。カラマツは県有林の全域にわたって広く植栽されており、一部風衝地を除いて一般的に成長は良好である。アカマツ、ヒノキは丘陵帯および山地帯下部を主体に、シラベはおおむね亜高山帯に植栽されている。林齢は、戦後の拡大造林政策に沿って造林した11齢級から12齢級に集中しており、伐期を迎えつつある森林が増加している。</p> <p>林産物はほとんどが立木または丸太での販売による木材だが、従来からの入会慣行が認められている各地域の保護団体には、草本やキノコを含む草木の払い下げをしている。</p>

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.09 隣接する土地の概略	
11.09.1 都市	はい
11.09.2 農地	はい
11.09.3 湿地	いいえ
11.09.4 鉱山	いいえ
11.09.5 砂漠	いいえ
11.09.6 牧草地	はい
11.09.7 果樹園	はい
11.09.8 その他。具体的に記入すること	
11.10 認証取得者の管理体制	
11.10 認証取得者の管理体制	山梨県林政部県有林課が管理を行っている。従来は県の地域振興局・林務環境部ごとに事業区を設けて管理経営を行っていたが、平成18年の県出先機関の組織再編にあわせ、6事業区を林務環境事務所単位の4事業区に統合し、現在は、本庁と、4つの林務環境事務所で管理を行っている。また、県下には160の保護団体(財産区、市町村、組合)があり、火災の予防や盗伐などの加害行為の防止等の保護活動を行っている。造林施業は事前に登録された請負者による入札で実施されている。
11.11 森林管理責任の分担	
11.11 森林管理責任の分担	山梨県林政部県有林課が管理を行っている。従来は県の地域振興局・林務環境部ごとに事業区を設けて管理経営を行っていたが、平成18年の県出先機関の組織再編にあわせ、6事業区を林務環境事務所単位の4事業区に統合し、現在は、本庁と、4つの林務環境事務所で管理を行っている。また、県下には160の保護団体(財産区、市町村、組合)があり、火災の予防や盗伐などの加害行為の防止等の保護活動を行っている。造林施業は事前に登録された請負者による入札で実施されている。
11.12 認証取得者による請負業者の利用	
11.12.1 造林・育林	はい
11.12.2 路網敷設	はい
11.12.3 収穫（伐採）	はい
11.12.4 輸送	はい
11.12.5 森林保護	はい
11.12.6 病虫獣害の防除	はい
11.12.7 その他。具体的に記入すること	

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.13 認証取得者によって実施されている教育訓練	国内規格基準2.5参照
11.14 証明書所有者によって実施された絹文化システム/体制（収穫技術と機器を含む）	収穫は、県有林林産物入札参加資格者による入札で、販売されている。買受者または請負者により保有する機械が異なり、収穫技術も異なるが、基本的にはチェーンソーによる伐倒が行われ、ウィンチやスイングヤーダによるワイヤーを使用した牽引での集材、林道から離れた場所では森林作業道を使い、フォワーダーや林内作業車による運材、チェーンソーやプロセッサによる造材が行われ、トラックで出荷される。
11.15 認証取得者によって使用されている収穫（伐採）作業手法	
11.15.1 機械による収穫（伐採）	はい
11.15.2 手作業による収穫（伐採）	いいえ
11.15.3 半機械化された収穫（伐採）	はい
11.15.4 動物による運搬	いいえ
11.15.5 その他。具体的に記入すること	
11.16 希少、脅迫され、絶滅危種の特定と保護のための管理戦略、およびHCVの管理。	<p>山梨県は、県中央部に甲府盆地が位置し、その周囲が日本有数の山岳地となっており、県有林の所在する地域は盆地上里山から標高3,000mを越える。甲府盆地は標高200mであり、周囲の山岳は、1,500m級から3,000m級の山々からなる。その間に県有林が存する。山梨県有林水源地から発する多くの河川は県内で合流し、静岡県（富士川）や神奈川県（相模川）、東京都（多摩川）など、下流部の関東平野等の重要な水源地帯となっている。</p> <p>気候型は、日本列島の内陸部に位置していることから、甲府盆地の「盆地気候」と山岳地域の「山岳気候」に区分される。すなわち、海岸地域とは異なり、標高差による気温の地域差が大きく、気温の日較差、年較差が大きい内陸気候の気候特性を示しており、平均気温は甲府において冬季で-2.7℃～夏季で22.4℃、河口湖において-6.7℃～17.6℃と地域・標高により違いが見られる。</p> <p>年降水量は盆地で少なく約1,000mmだが、富士五湖地方や富士川中流域の多雨地域では、2,000mm以上に達するところもある。県内全般に風は弱く、盆地や八ヶ岳山麓は全国的に見ても多照地域で、概して空気は乾燥している。</p> <p>地質は、県下全域に亘るため、多様であり、多くは富士山・八ヶ岳の火成岩類を主体とするが、第三紀層や河岸段丘礫層などが広範囲に分布する。特に、富士山麓には、864年の貞観大噴火による広大な溶岩台地が広がっており、青木ヶ原樹海と呼ばれるわが国でも珍しい独特の自然林が広がっている。</p> <p>植物は、地形、地質が複雑で気温も変化に富んでいるため、種類数が豊富で群落組成にも特徴を持つ。特に、標高差が大きいため、垂直分布の変化が顕著で、暖帯から寒帯にかけてのさまざまな植物を見ることができる。富士山麓のツガ・ヒノキ林、アカマツ林、シラビソ林、フナ林等は特異で、各地にシオジ林やサワラ林などの多様な地形に応じた自然林が散在する。また、南アルプスの北岳周辺は高山植物の宝庫で、北岳固有、または南アルプス固有の植物が見られる。</p> <p>豊富な植物を反映して、動物相も多様である。獣類は本州で生息するもののほとんどが見られ、鳥類も平地から高山帯まで生息する多種のものが観察される。また、富士川本川及び釜無川、笛吹川等河川数が多いため淡水産の魚類も多い。</p> <p>2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。2018年3月末に山梨県レッドデータブックの更新版が公開された。GISに情報としては入っているが、密猟や盗掘を防ぐため機密データとして外部には公開していない。みどり自然課で情報を管理している。</p> <p>「山梨県有林における代表的な希少植物種」(2017.3)を県総研が作成。Webで公開している。猛禽類(2015.4)、)希少チョウ類(2019.4)についてもまとめられている。</p> <p>県有林環境調査チェックシートで、希少種の有無を事前に現場で確認している。すでに判明している生息域については、前年度に伐採計画をたてるため、事前にみどり自然課に照会することを計画している。</p> <p>請負業者に対しては希少種の研修を行っている。</p> <p>県有林管理計画p.214に保護林の記載がある。また、県有林管理計画p.217に国立公園の特別保護地区および第1種特別地域、自然環境保全地区、文化財などの「厳正保存地域」の記載がある。風致保安林(p226 県有林の土地利用区分と森林の施業方法)、これらを保護価値の高い森林とする。これらは保護価値の高い森林の定義のうち、HCV1とHCV6にあてはまる。文化財がHCV6であり、その他がHCV1である。</p>
11.17 認証取得者が採用している森林モニタリング手法	
11.17.1 森林資源量調査	はい
11.17.2 ドローンを用いたモニタリング	はい
11.17.3 リモートセンシング	はい
11.17.4 社会調査	はい
11.17.5 サンプリングプロット	はい
11.17.6 その他。具体的に記入すること	

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.18 動物相および植物相の変化を含む、成長、収量、森林動態のモニタリングの詳細	<p>森林生態系のモニタリングについては、平成9年度から10年間、山梨県北部に位置し、秩父多摩甲斐国立公園に含まれる瑞牆山一帯のモデル地域(北杜市須玉町の塩川ダム上流域)で行われた。生態系の多様性、種の多様性、木材生産面積、伐採量、病虫害等の影響、大気汚染物質被害、水質の変化、炭素蓄積量と炭素収支、生産および消費、レクリエーションおよび観光、雇用及び地域社会ニーズなど、多くの指標がモニタリングされた。モニタリング結果はまとめられ、各都道府県、研究機関に送付されている。</p> <p>また、県有林の巡視は、県有林関係者による他、自然保護の観点から設置されている山岳レンジャー、富士山レンジャーも巡視を行っている。県職員も定期的な巡視を行っている。</p> <p>成長量に関しては、森林簿の更新が適宜図られている。収穫予想表は平成15年3月に改訂されている。</p> <p>5年に一度の管理計画策定時には、県内各機関に聞き取り調査を行い、県有林に対する県民の意識を調査している。</p> <p>各種森林調査や、森林作業員に対する教育訓練においては、山梨県森林総合研究所が重要な役割を果たしている。県有林との結びつきは密接であり、行政からの試験研究要望を森林総研に上げ、研究推進会議で研究内容を決定している。約9割は行政からの要望に基づき研究を行っている。</p>
11.19 環境および社会への影響、コスト、生産性、効率性	国内規格の原則8参照
11.20 主要な商業種の持続可能な最大収穫量の推定に用いた前提（例：造林・育林）の説明*	国内規格チェックリストの基準5.2参照
11.21 推定値の基となる情報源（例：資源量データ、定点調査、収穫表など）*	国内規格チェックリストの基準5.2参照
11.22 前暦年中に、自然災害（火災、台風、洪水、病気、害虫、病原体など）の予防と抑制の単に取られた対策や投資	国内規格チェックリストの基準10.9参照
11.23 認証対象地以外（認証範囲から例外的に除外された地域を含む）からの製品が、認証対象森林からの製品と混合されるリスク*	立木での販売または市場での販売による。山土場で集材した際に、他の山からの材と混在するリスクがある。
11.23.1 実施されている分別管理の説明*	<p>立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。</p> <p>市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時には行わず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、原木市場で集積された丸太には、FSCラベリングバンドを使用し、他の出材エリアと識別している。</p>

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.24 特定されたリスクに対処するための管理（追跡）システムの説明 *	立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。 市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時には行わず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、原木市場で集積された丸太には、FSCラベリングバンドを使用し、他の出材エリアと識別している。
11.25 認証された森林地域の製品を確実に特定できるようにする文書・伝票またはマーキングの仕組み	
11.25.1 輸送伝票 *	はい
11.25.2 丸太のマーキング *	はい
11.25.3 バーコードまたはQRコード *	いいえ
11.25.4 その他。具体的に記入すること	

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.26 CoC関連文書またはマーキングの仕組みの詳細 *	県有林FSC認証ラベル取扱要領が作成されている。送り状やFSC認証材出荷証明の様式が作成されている。
11.27 認証製品の最終管理ポイントまたは出口	
11.27.1 土場 *	はい
11.27.2 道路脇 *	いいえ
11.27.3 その他。具体的に記入すること	立木販売
11.31 管理計画の大きな変更 *	なし

利害関係者のフィードバック

12.01 利害関係者グループ*	12.02 利害関係者の説明*	12.03 利害関係者のコメント	12.04 審査前に連絡	12.05 審査中にインタビュー	12.06 認証機関によるフォローアップ
森林労働者、請負業者	請負業者	様々な質問がされ、回答は国内規格チェックリストに反映された。	いいえ	はい	様々な質問がされ、回答は国内規格チェックリストに反映された。
森林労働者、請負業者	林業事業者の協同組合	FSC認証により、県有林材がブランド化された。 薬剤使用の制限が厳しすぎる。特に忌避剤のヤシマレントやコニファーが使用できなくなり、獣害防除のコストが嵩み林業経営の障害となっている。 県有林の境界管理は万全なので、安心して隣接民有地の施業ができる。	はい	いいえ	コメントについて了解した。

発行された不適合/観察事項

14.01 所見照看番号	14.02 監証機関の不適合参照	14.06 等級	14.07 難読/解除	14.08 規格	14.09 条項番号	14.03 発行日	14.04 是正期限	14.05 是正完了日	14.10 要求事項	14.11 監査所見の説明	14.15 是正措置が要求されました	14.14 MUの適用性	14.12 影響者により実施された是正措置	14.13 是正措置に対する監証機関の確認
--------------	------------------	----------	-------------	----------	------------	-----------	------------	-------------	------------	---------------	--------------------	--------------	-----------------------	-----------------------

2023-C012256-1	2023.1	観察事項	解除	国内森林管理規格	6.7.1	2023-11-14	2024-09-13		燃料の輸送の際には法律を満たす漏れない容器で行うよう、2020年12月17日に請負業者に通知をしている。 造林事業標準仕様書には、燃料が水系に流出しないよう措置を講じる必要がある旨が書かれているが、具体的にどのような措置が求められるのか明確でない。最低限林内にオイルや燃料を置く際や、林内で給油する際に林地に燃料やオイルが漏れないようにシートを敷くような対策や、万が一林内に漏れた際の対策（例：吸着シートの携帯）は規定されていることが望ましい。	自然の水域と水辺空間やそれらの接続性をもつ多面的機能を特定し、それを保護する措置が実施されている。			「県有林造林事業標準仕様書案」の一部改正され、「水系への配慮」の項目の中に「請負者は、燃料、農薬、忌避剤等の化学物質を運搬、保管、使用するに当たって、河川、溝渠、遊沼等の水系に流出させることのないよう、燃料やオイルを置く際や給油する際には、地面にシートを敷くなどの対策を講ずること。なお、林内に漏れた場合に備え、吸着シート等を携帯しておくこと」と規定されたことを確認した。2024年2月22日付け県有第1824号にて各林務環境事業所には文書で通知がされた。 また2024年8月1日付け県有第687号「県有林内で実施する森林整備等について(通知)」により、水系への配慮について、同一の内容を県有林課から治山林道課に対して案内がされた。治山林道課からは各林務環境事業所の治山林道課宛に2024年8月2日に同内容の案内がされた。 請負業者へのインタビューでも、今回の仕様書変更について認識していること、また現場に吸着シート等を携帯していることが確認された。	観察事項を解除する。
----------------	--------	------	----	----------	-------	------------	------------	--	---	---	--	--	---	------------

2023-C012256-2	2023.2	観察事項	解除	国内森林管理規格	7.4.1	2023-11-14	2025-10-24		管理計画"は以下を反映させるために原則Cのように見直され、定期的に更新されている： 1) モニタリング結果。これには、認証機関による監査の結果を含む。 2) 分析評価。 3) 利害関係者"との協議"の結果。 4) 新たな科学的知見や技術革新の情報。 5) 環境や社会経済状況の変化。 注：モニタリング内容については原則"8参照のこと。	県有林管理計画の改定のために行っている5年に一度の聞き取り調査は前回2020年に実施された。この際は対象に、県内の河川利用者と林業事業者が含まれていなかった。次の聞き取り調査（2025年予定）の際には内水面漁協などの河川利用者および林業事業者の意見を直接聞き取りする必要がある。聞き取り調査が2年以上先であるため観察事項とする。	管理計画"は以下を反映させるために原則Cのように見直され、定期的に更新されている： 1) モニタリング結果。これには、認証機関による監査の結果を含む。 2) 分析評価。 3) 利害関係者"との協議"の結果。 4) 新たな科学的知見や技術革新の情報。 5) 環境や社会経済状況の変化。 注：モニタリング内容については原則"8参照のこと。	2024 第5次管理計画樹立時の聞き取り調査(2025年3月)時に実施予定。幅広い利害関係者への聞き取りが行われたか確認するために観察事項を継続する。	2025 2025年3月に、市町村、160の保護団体への意見照会に加え、県内河川利用者として豊後川右岸土地改良区連合、雷吹川沿岸土地改良区、山梨県漁業協同組合連合会にアンケートを送った。土地改良区は組織としての活動拠点がある団体を県の西側、東側から選定した。河川保護、治山環境、森林管理の継続などの意見があった。 造林事業者は請負事業者になるため、意見照会ではなくアンケートという形で意見の聞き取りを行った。FSC研修時にアンケートを配布し、6団体ののみ回答があった。特筆すべき意見はなかった。出先事務所において、普段の事業を通じて事業に対する意見は頻繁に聞いている。 これらの意見を受け、今後第5次森林管理計画を策定していく。2025年12月に森林審議会で方向性を報告し、2026年3月に計画を完成させる予定。	観察事項を解除する。
----------------	--------	------	----	----------	-------	------------	------------	--	---	--	---	---	--	------------

2023-C012256-3	2023.3	軽微	解除	国内森林管理規格	8.1.1	2023-11-14	2024-11-14	2024-09-13	管理計画の実施をモニタリングするための手順が文書化され、実行されている。これには、管理計画に記載されている活動の進捗状況そして指標7.3.1で特定された、管理目的ごとに立てられた検証可能な達成目標"の達成度を含む。	県有林では様々なモニタリング活動が実施されている。個々のモニタリングについて実施手法が明記された文書がすぐに提示できるものもあれば、実施手順が同じ規定されているが明確でないものもあつた。各モニタリング活動について、実施手法が規定されている文書・箇所を明確にすること。 FSC要求事項への不適合を発見し得るモニタリング活動については、不適合が見つかった際に従うべき手順も明確になるとよりよい。	管理計画の実施をモニタリングするための手順が文書化され、実行されている。これには、管理計画に記載されている活動の進捗状況そして指標7.3.1で特定された、管理目的ごとに立てられた検証可能な達成目標"の達成度を含む。	「指標7.3.1 検証可能な達成目標」という一覧表を作成し、第4次管理計画の重点的に取り組む事項を含め、実施しているモニタリング活動をすべて掲載した。同表にはモニタリングの手法を作業に記しており、またモニタリング活動の詳細や根拠が書かれている文書も示されている。第4次管理計画の重点的に取り組む事項については検証可能な達成目標と進捗が示されている。	軽微な不適合を解除する。
----------------	--------	----	----	----------	-------	------------	------------	------------	---	--	---	--	--------------

2023-C012256-4	2023.4	軽微	解除	国内森林管理規格	8.2	2023-11-14	2024-11-14	2024-09-13	組織は、環境状態の変化、及び管理区画内で実施されている活動が環境や社会に与える影響を、モニタリングし、評価しなければならない。	現在県有林内で実施されているモニタリング活動の全容がまとめられた資料はなく、また実施しているモニタリング活動が、国内規格附則Cに含まれる項目を網羅しているか明確でなかった。	組織は、環境状態の変化、及び管理区画内で実施されている活動が環境や社会に与える影響を、モニタリングし、評価しなければならない。	国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目について、「附則C モニタリング要求事項」に対する対応表を作成した。国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目の該当するものについて、現在行っているモニタリング活動とその活動根拠を示した文書が明示された。国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目で該当する項目で、モニタリングされていないものはなかった。	軽微な不適合を解除する。
----------------	--------	----	----	----------	-----	------------	------------	------------	---	--	---	--	--------------

2024-C012256-1	2024.1	観察事項	解除	国内森林管理規格	2.3.1	2024-11-06	2025-10-24		組織"は少なくとも以下a), b), c)をすべて満たすことで、「林業労働における安全衛生に関するILO 行動規範」の推奨事項の水準以上でなければならない： a) 安全衛生の責任者が明確に定められている。 b) 安全衛生に関する法規制を把握しており、規制機関と連携し、労働者へのそうした情報が周知されている。 c) 作業内容の危険度(リスク)に応じて、安全衛生に関する法令を満たすか、それを超えるような方針及び規定またはマニュアルをもっており、実施されている。	県では、県の認定林業事業者の指定を受けている事業者に対し、ハチのアレルギー抗体検査とエビベン購入費用の半額補助を出しており、ハチアレルギー抗体検査受診を推奨している。 現場審査で2年前から県有林の入札に参加している事業者へインタビューを行った。当事業者は入札参加資格は持つが、認定林業事業者ではなかった。インタビューではハチのアレルギー抗体検査を受けていないとのことであった。 認定林業事業者でない場合でも、入札参加資格を持つ事業者すべてに対してハチアレルギー抗体検査の受診と必要に応じたエビベンの携帯を推奨することが望ましい。	認定林業事業者でない場合でも、入札参加資格を持つ事業者すべてに対してハチアレルギー抗体検査の受診と必要に応じたエビベンの携帯を推奨することが望ましい。	請負事業の入札に参加するためには事前に雇用管理等状況調査を提出する必要があり、その手続の際に必要な情報提供を行うことができる。しかし昨年のケースは一般競争入札での立木販売だったため、雇用状況の調査ではなく、必要な情報を届けられていなかった。 そのため、山梨県のホームページ「山梨県県有林の林産物販売情報」（入札に参加する人は必ず参照するページ）(https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/syuuukaku-110531-hanbaijyuhou.html)に、「ハチ刺され災害の防止について」という注意喚起を載せた。ハチ刺されの安全対策のパンフレットを掲載している。また出先事務所へ入札競争実施の際に事業者が来るため、その際にもこのパンフレットを配布している。 入札参加資格は、林業に必要な資格を取得していれば登録申請ができるため、異業種からの参入も可能である。昨年審査チームがインタビューした事業者は、別の業種を主とする団体で、林業関係の情報が届きにくかった。今後は必ず上記の注意喚起を行う。 林業事業者は林災防に加入しているので普段そこから安全に関する情報を得ている。県の認定林業事業者はエビベン購入などに対する補助金もある。 異業種を主とする団体でも、希望すれば認定林業事業者になって補助金を受けることも可能である。	観察事項を解除する。
----------------	--------	------	----	----------	-------	------------	------------	--	---	--	---	--	------------

発行された不適合/観察事項

14.01 所見照有番号*	14.02 照取機関の不適合参照*	14.06 等級*	14.07 継続/解除*	14.08 規格*	14.09 条項番号*	14.03 発行日*	14.04 是正期限*	14.05 是正完了日*	14.10 要求事項*	14.11 審査所見の説明*	14.15 是正措置が要求されました*	14.14 MUの適用性	14.12 影響者により実施された是正措置*	14.13 是正措置に対する照取機関の確認
2025-C012256-1	2025.1	観察事項	継続	国内森林管理規格	9.1.3	2026-01-09				<p>HCVの特定に際しては、影響を受ける権利者*、影響を受ける者*、*及びHCVの保全に関心の高い者*との慣習に合った方法での協議*から得られた結果が用いられている。</p> <p>2025年3月に第5次県有林管理計画策定に際して行った市町村、160の保護団体、土地改良区や漁業協同組合連合会への意見照会、および造林事業体へのアンケートの結果、新たなHCVに対する意見はなく、HCVを有する森林の追加箇所はなかった。</p> <p>しかし、今回の利害関係者への聞き取りでは、HCVに特化した聞き取り項目はなかった。そのためHCVに対する意見が出にくかった可能性がある。</p> <p>今後は、HCVに特化した聞き取り項目を設定することが望ましい。</p>	<p>HCVの特定に際しては、影響を受ける権利者、影響を受ける者、及びHCVの保全に関心の高い者との慣習に合った方法での協議から得られた結果を用いること。</p>			



SA Forest Certification Report Annexes to FSC® Digital Audit Report



組織名	山梨県
認証番号	SA-FM/COC-001842
認証の種類	単独
二次加工	別のCoCレポートの対象
ピアレビュー	いいえ、年次監査ではピアレビューは適用外である。

Table of Contents

A0	SA Cert cover
A1	Forest Management Standard Checklist
A1.1	Pesticides
A1.2	Intact Forest Landscapes
A1.3	Conversion
A2	Sampling calculation
A3	Group Standard
A8	Glossary
A9	ILO Conventions
A10	Opening & Closing meeting (for reference)
A12	Product Schedule

Audit report information

審査	審査日	審査チームリーダー	レポート確認者	レポート確認日	レポート承認者	レポート承認日 / 最終更新日
更新審査	2022年 11月16日-18日	白石則彦	ロブ・ショウ	2023/2/3	ロブ・ショウ	2023年2月9日
第1回年次監査	2023年9月25日~27 日	汐見崇史	Gus Hellier	26-Oct-23	John Rogers	14/11/2023 02/05/2024
第2回年次監査	2024年9月11日~13 日	汐見崇史	Cristina Laza	2024/10/9	Cristina Laza	2024/11/6
第3回年次監査	2025年10月22日~24 日	小川直也	Rebecca Haskell	2025/11/20	Janette McKay	2026/1/9
第4回年次監査						

Summary of Audit Findings

重大な不適合の数	0	Only minor non-compliances are considered acceptable in order for a certificate to be issued. Major non-compliances result in the issuance of pre-conditions at MA and RA. Details of Non-compliances and observations are presented in worksheet 14 CARs and the related Annexes. The non-compliances identified are subject to specific timescales and will be evaluated at subsequent surveillance visits.
軽微な不適合の数	0	
観察事項の数	1	

Useful Links

FSC Document Centre: <https://connect.fsc.org/document-centre>
CITES species: <https://checklist.cites.org>
Intact Forest Landscapes: <https://www.globalforestwatch.org>
ILO Conventions: <https://www.ilo.org>

Soil Association Certification Limited
Tel: +44 (0) 117 914 2435 e-mail: forestry@soilassociation.org
www.soilassociation.org/forestry

Soil Association Certification Ltd • Company Registration No. 726903
A wholly-owned subsidiary of the Soil Association Charity No. 20686
FSC Licence Code FSC® A000525

Annex 1 Forest Management Standard Checklist

国/地域
日本
審査で選択された規格
FSC-STD-JPN-01.1-2020
審査で選択された規格の版
V1.1
承認日
2020/7/16
前回審査以降の規格変更の概要
前回審査以降の規格変更はない。
以下の基準が評価された
原則5、9、10 10,000ha以上の人工林を有する場合に関する規準：1.6；2.3；4.4；4.5；7.6；6.9；6.10；10.2；10.3；10.6；10.7；10.12 保護価値の高い森林に関する規準：6.4；6.6；6.9；6.10；9.4；10.3

SECTION A: FSC® TRADEMARK REQUIREMENTS FSC-STD-50-001 Requirements for the use of the FSC trademarks by certificate holders			
FSC-STD-50-001 V2-1, Part II	A1	すべての製品用ラベルデザインはFSC商標要求事項を満たしている。 e.g. label for use as log tag approved by SA Cert 05/05/2018	
	RA	認証製品用FSCラベルの新たな使用はなかった。	N/A
	S1	認証製品用FSCラベルの新たな使用はなかった。	N/A
	S2	認証製品用FSCラベルの新たな使用はなかった。	N/A
	S3	認証製品用FSCラベルの新たな使用はなかった。	N/A
	S4		
FSC-STD-50-001 V2-1, Part III	A2	すべての広告宣伝用マークデザイン(ウェブサイト、看板、販売文書、ニュースレターなど使用されたものを含む)はFSC商標要求事項を満たしている。	
	RA	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。全ての広告宣伝用トレードマークのデザインは最新のFSCトレードマーク要求事項に従っていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。前回審査以降12件の申請があった。例：2022年7月5日承認月間「木材情報」、2022年9月13日承認県有林紹介記事。2022年10月29日承認 FSCフォーラム チラシ、など。	Y
	S1	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。全ての広告宣伝用トレードマークのデザインは最新のFSCトレードマーク要求事項に従っていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。前回審査以降9件の申請があった。例：2023年9月20日山梨県・J-VERクレジット販売資料。	Y
	S2	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。全ての広告宣伝用トレードマークのデザインは最新のFSCトレードマーク要求事項に従っていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。前回審査以降7件の申請があった。例：やまなし生物多様性戦略、モクコレ2024 ガイドブック、e-treeウェブサイト。	Y
	S3	全ての広告宣伝用トレードマークのデザインは最新のFSCトレードマーク要求事項に従っていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。前回審査以降7件の申請があった。例：林業やまなし原稿、県プレスリリース、県ホームページ更新	Y
	S4		
FSC-STD-50-001 V2-1, 1.5	A3	すべてのFSC商標はSA Certificationによって承認されている。	
	RA	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。全ての広告宣伝用トレードマークのデザインは最新のFSCトレードマーク要求事項に従っていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。前回審査以降12件の申請があった。例：2022年7月5日承認月間「木材情報」、2022年9月13日承認県有林紹介記事。2022年10月29日承認 FSCフォーラム チラシ、など。	Y
	S1	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。全ての広告宣伝用トレードマークのデザインは最新のFSCトレードマーク要求事項に従っていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。前回審査以降9件の申請があった。例：2023年9月20日山梨県・J-VERクレジット販売資料。	Y
	S2	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。全ての広告宣伝用トレードマークのデザインは最新のFSCトレードマーク要求事項に従っていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。前回審査以降7件の申請があった。例：やまなし生物多様性戦略、モクコレ2024 ガイドブック、e-treeウェブサイト。	Y
	S3	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。	Y
	S4		

1		原則* 1: 法令の順守 組織* (個人も含む森林*経営・管理者) は、すべての適用可能な法令*、規制、及び国が批准*している国際条約を順守 しなければならない。		
1.1		基準* 1.1. 組織*は、特定された活動について法的権限のある*当局により文書による許可を受け、明確で文書化され た、疑義のない法的*登記(登録)*がされている法的組織でなければならない。		
		指標* 1.1.1 認証範囲に係る全ての活動は、組織*が法的な権限を有して行っており、それらは全て文書化され、紛争*の対象になっ ていない。		
	RA	森林法に基づき、森林所有者またはその他権限を持つものが森林を管理することができる。山梨県は森林所有者として県有林を管理している。このことに対する紛争はない。 所有権は登記簿謄本、県有林位置図などで確認できる。	Y	
	S1			
	S2	森林法に基づき、森林所有者またはその他権限を持つものが森林を管理することができる。山梨県は森林所有者として県有林を管理している。このことに対する紛争はない。 所有権は登記簿謄本、県有林位置図などで確認できる。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 1.1.2 組織*の法的*な権限は、法的*に定められた手続きに従って規制当局によって与えられている。		
	RA	森林法に基づき、森林を管理できるものは森林の所有権を持つ団体・個人である。 民法に基づき土地の所有権を取得し、不動産登記法により土地の登記を行う。 立木ニ関スル法律に基づき、立木を土地と分離して不動産登記する場合もあるが、当県では該当しない。 法務省の下の法務局により登記手続きがなされている。	Y	
	S1			
	S2	森林法に基づき、森林を管理できるものは森林の所有権を持つ団体・個人である。 民法に基づき土地の所有権を取得し、不動産登記法により土地の登記を行う。 立木に関する法律に基づき、立木を土地と分離して不動産登記する場合もあるが、当県では該当しない。 法務省の下の法務局により登記手続きがなされている。	Y	
	S3			
	S4			

1.2		基準* 1.2. 組織*は、管理区画*の法的位置付け*が明確であることを実証しなければならない。これには、保有権*と使用権*及び境界を含む。		
		指標* 1.2.1 認証範囲の資源を管理、使用するための法的*な保有・使用権*が文書化されている。		
	RA	所有権は登記簿謄本、県有林位置図などで確認できる。 恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。登記簿は手続きをすれば閲覧可能である。争議はない。	Y	
	S1			
	S2	所有権は登記簿謄本、県有林位置図などで確認できる。 恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。登記簿は手続きをすれば閲覧可能である。争議はない。 サンプルとして河口湖町西湖字青木ヶ原の県有林の登記簿を確認した。大正3年11月7日に登記されていた。所有者は山梨県と示されている。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 1.2.2 法的*な保有・使用権*は、法的*に定められた手続きに従ってまたは慣習等に基づく何らかの根拠により与えられている。		
		注：先住民族*及び地域社会*の法的*、慣習的な保有・使用権*についてはそれぞれ指標*3.1.2 と指標*4.1.2 で文書化または地図化することが求められている。		
	RA	民法に基づき土地の所有権を取得し、不動産登記法により土地の登記が行われている。	Y	
	S1			
	S2	民法に基づき土地の所有権を取得し、不動産登記法により土地の登記が行われている。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 1.2.3 組織*は、以下a)、b)を共に満たさなければならない： a) 管理区画*の境界は正確な地図上で明確である。 b) 管理区画*の境界は現地で確認できる。		
		注：地籍調査が終わっていないところでは、地図上及び現地での境界について利害関係者*すべてが合意していること。		
	RA	a) 事業図で示されている。地図は正確で明確である。GISも整備されている。 b) 境界延長は2,544.519kmある。最新の県資料により確認した。 境界測量を1913年から1918年に行っている。 1958年から1989年に境界確認を行っている。コンクリートの境界標柱や自然石を目印とし、主要点には御影石の標識を設置している。 重要度に応じ2年、4年、または10年ごとに1回、境界保全巡視事業により巡視を行っている。 貸地が返地され認証林に組み込まれる林分があるが、貸地の時点で境界は明確にされているため、返地されてからも境界に問題はない。 現地でも境界杭が設置されている個所を確認した。	Y	
	S1			
	S2	a) 事業図で示されている。地図は正確で明確である。GISも整備されている。 b) 境界延長は2,544.519kmある。最新の県資料（第4次県有林計画）により確認した。 境界測量を1913年から1918年に行っている。 1958年から1989年に境界確認を行っている。コンクリートの境界標柱や自然石を目印とし、主要点には御影石の標識を設置している。事業位置図上の杭の位置はコンクリート杭が丸の中に×のマークで示されており、石が四角の中に点のマークで示されている。 重要度に応じ2年、4年、または10年ごとに1回、境界保全巡視事業により巡視を行っている。この際に請負業者が境界に沿った刈払い、杭の近くに目印のテープを付けている。 貸地が返地され認証林に組み込まれる林分があるが、貸地の時点で境界は明確にされているため、返地されてからも境界に問題はない。境界保全巡視事業は貸地も対象に行われている。 現地でも境界杭が設置されている個所を確認した。	Y	
	S3			
	S4			

1.3	<p>基準* 1.3. 組織*は、組織*と管理区画*の法的位置付け*に応じた法的*な権利を有しており、適用可能な国の法令*や地域 法*と規則、及び行政による要求事項に適合した活動を行わなければならない。法的*な権利には管理区画*内からの林産物の収穫及び/または生態系サービス*の供給が含まれる。組織*はこれらの権利や義務に伴う、法的*に定められた料金を支払わなければならない。</p>		
	<p>指標* 1.3.1 管理区画*におけるすべての活動は以下に適合して行われている。</p> <p>1) 適用可能な法令*、規則、行政上の要求事項 2) 法的*な権利及び慣習的な権利* 3) 義務的行動規範*</p>		
	<p>注：管理者及び各分野の責任者が関連する法令等の必要項目を把握していること。</p>		
RA	<p>県有林管理計画書は山梨県県有林野管理規程に則って作成されている。森林法に基づく森林計画制度に沿って作成されている。</p> <p>以下の国内の主要法を認識し文書として保管している。</p> <p>森林・林業基本法 森林法 森林組合法 森林病虫害等防除法 砂防法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 自然公園法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 林道規程 労働安全衛生法 農薬取締法 林業種苗法 分収林特別措置法 租税特別措置法 また法指定区域の各種図面を有し、森林簿上でも記載している。</p>	Y	
S1			
S2	<p>県有林管理計画書は山梨県県有林野管理規程に則って作成されている。森林法に基づく森林計画制度に沿って作成されている。</p> <p>以下の国内の主要法を認識し文書として保管している。</p> <p>森林・林業基本法 森林法 森林組合法 森林病虫害等防除法 砂防法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 自然公園法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 林道規程 労働安全衛生法 農薬取締法 林業種苗法 分収林特別措置法 租税特別措置法 また法指定区域の各種図面を有し、森林簿上でも記載している。</p> <p>法律改正や施行規則が改正された場合、その内容について主管課から関係部署、そして各地域事務所に文書で通達される。2023年11月29日には、庁舎管理室長から道路交通法施行規則の一部改正を受けて、アルコール検知器を用いた呼気中アルコール濃度の確認が必須となった旨の通知がされた。</p>	Y	
S3			
S4			

		指標* 1.3.2 森林*管理に関連する法的*に定められた税金や料金はすべて定められた期限内に支払われている。		
	RA	消費税申告、職員への給料、請負業者への請負費用、恩賜県有財産保護の責任ある団体(財産区、市町村、組合)への交付金などの支払いは適正に行われている。 所在市町村交付金を市町村に支払っている。固定資産税に代わるものとしての意味合い。 請負事業者への支払関係の書類は各林務環境事務所で保管している。	Y	
	S1			
	S2	消費税申告、職員への給料、請負業者への請負費用、恩賜県有財産保護の責任ある団体(財産区、市町村、組合)への交付金などの支払いは適正に行われている。 所在市町村交付金を市町村に支払っている。貸地に関する固定資産税に代わるものとしての意味合い。R6年度県有資産所在市町村交付金の交付金額(総額)、交付先、算定方法の記載された書類およびサンプルとして韮崎市から県への請求書を確認した。 請負事業者への支払関係の書類は各林務環境事務所で保管している。サンプルとして本庁データベースで確認できる、中北林務環境事業所から落札業者である清水林業へ実施された完了検査の記録(2024年6月11日)と支払の記録(2024年7月16日)を確認した。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 1.3.3 管理計画*に含まれる活動は適用可能な法令*に適合するよう設計されている。		
	RA	県有林管理計画書は山梨県県有林野管理規程に則って作成されている。森林法の定める森林計画制度に沿って作成されている。 法令に変更があった場合は、職員へは通知文で回覧、事業活動に関しては関係団体を通じて通知し周知している。	Y	
	S1			
	S2	県有林管理計画書は山梨県県有林野管理規程に則って作成されている。森林法の定める森林計画制度に沿って作成されている。 法令に変更があった場合は、職員へは通知文で回覧、事業活動に関しては関係団体を通じて通知し周知している。 施業地ごとに、保安林や国立公園・国定公園の制限エリアに該当するかどうかは森林簿やGISにもデータがあり、また事業位置図にも明示されている。保安林における制限内容については保安林台帳で確認をしている。 新たに保安林に指定されることは減多にない。一部公共工事のために保安林解除した森林がある場合、補償のために他の場所で保安林指定することがある。 審査時点で水源涵養保安林62.5%土砂流出防備17.3%である。	Y	
	S3			
	S4			

1.4		基準* 1.4. 組織*は、違法または許可のない資源利用や居住、また、その他の違法行為から管理区画*を体系的に守るための対策を立て、実施し、及び/または規制機関と連携しなければならない。		
		指標* 1.4.1 違法または許可のない伐採、狩猟、釣り、罨、採取、居住やその他の許可のない行為からの保護*措置が取られている。		
	RA	保護団体（財産区や保護組合）による管理。交付金を支払っている。 森林保全巡視事業による巡視が毎年行われている。 森林巡視事業で巡視員を毎年指名して巡視している。 入山希望者には入山許可を発行している。 林道のモニターも行われている。 不法投棄監視パトロールを行っている。各市町村でも行っているところがある。 不法投棄は投棄した者が特定できれば回収させる、または回収する。 なお、現地でも未許可の行為は観察されなかった。	Y	
	S1			
	S2	保護団体（財産区や保護組合）による管理。交付金を支払っている。 森林保全巡視事業による巡視が毎年行われている。 森林巡視事業で巡視員を毎年指名して巡視している。 植物調査などでの入山希望者には入山許可を発行している（ウェブサイトでも入山許可が必要な行為を周知している）。 https://www.pref.yamanashi.jp/shinrin-ss/nyuuzan.html 林道パトロールを委託している（林道の崩壊や異変を確認してもらい、報告してもらう）。 各林務環境事業所で2名の嘱託職員が民地も含めて不法投棄監視パトロールを行っている。各市町村でも行っているところがある。 不法投棄は投棄した者が特定できれば回収させる、または回収する。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 1.4.2 違法行為からの保護*が規制機関の責任下にある場合は、これら規制機関と連携して不正行為や違法行為を発見、報告、規制、抑止する仕組みが実施されている。		
	RA	山梨県自身が行政機関として違法行為からの保護を行っている。	Y	
	S1			
	S2	山梨県自身が行政機関として違法行為からの保護を行っている。昨年は林道のグレーチング盗難被害があり、施設林道管理部署から警察に被害届を提出した。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 1.4.3 違法行為や不正行為が発見された場合は、対策がとられ対処される。		
	RA	上記対策が実行されている。 不法投棄は投棄した者が特定できれば回収させる、または回収する。 なお、現地査察でも未許可の行為は観察されなかった。	Y	
	S1			
	S2	上記対策が実行されている。 不法投棄は投棄した者が特定できれば回収させる、または回収する。 昨年は林道のグレーチング盗難被害があり、施設林道管理部署から警察に被害届を提出した。	Y	
	S3			
	S4			

1.5		基準* 1.5. 組織*は、管理区画*内から林産物が最初に販売される場所までの輸送と取引に関して、適用可能な国の法令* や地域法、国が批准*している国際条約、義務的行動規範*を順守しなければならない。		
		指標* 1.5.1 林産物が最初に販売される場所までの輸送と取引に関して、適用可能な国や地域の法律*、国が批准*している国際条約、義務的行動規範*を順守している証拠がある。		
	RA	日本では木材運搬のための特別な法律はなく、過積載を禁止する道路交通法が該当する。法令を守り運搬を行っている。 委託伐採の際には、請負業者は法令を遵守するという契約になっている。 立木の売り払い先である素材生産業者による運搬は素材生産業者の責任となる。	Y	
	S1			
	S2	日本では木材運搬のための特別な法律はなく、過積載を禁止する道路交通法が該当する。法令を守り運搬を行っている。 委託伐採の際には、請負業者は法令を遵守するという契約になっている。 立木の売り払い先である素材生産業者による運搬は素材生産業者の責任となる。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 1.5.2 ワシントン条約規定への適合が示されている。これには対象種の伐採・採取、取引許可証の保有が含まれる。		
		注：ワシントン条約の日本国内法である種の保存法では、同法で認められている場合を除き、希少野生動植物種の捕獲、採取、殺傷又は損傷は禁止されている。		
	RA	ワシントン条約記載種は取り扱っていないため該当しない。	N/A	
	S1			
	S2	ワシントン条約記載種は取り扱っていないため該当しない。	N/A	
	S3			
	S4			

1.6		基準* 1.6. 組織*は、裁判外で迅速に*解決することができる成文法*や慣習法*に関わる紛争*は、利害関係者影響を受け る者*との協議*により特定、防 止、解決しなければならない。		
		指標* 1.6.1 影響を受ける者*との慣習に合った*方法での協議*により作成され、入手可能な*紛争*解決手続(苦情処理手続)を備えて いる。		
	RA	「やまなしパートナーズ・レター制度」にて、県民から県政に対するすべての質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができてい る。誰でもウェブサイトから意見を提出できる。手順についても紹介されている。 広報課が窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。 また直接林政部やその他の関連部署に電話やメールで意見が来ることもあり得る。森林・林業関係では特にクレームはない。 境界管理を行うことで争議を未然に防いでいる。	Y	
	S1	「やまなしパートナーズ・レター制度」にて、県民から県政に対するすべての質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができてい る。誰でもウェブサイトから意見を提出できる。手順についても紹介されている。 広報課が窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。 また直接林政部やその他の関連部署に電話やメールで意見が来ることもあり得る。森林・林業関係では特にクレームはない。 境界管理を行うことで争議を未然に防いでいる。	Y	
	S2	「やまなしパートナーズ・レター制度」にて、県民から県政に対するすべての質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができてい る。誰でもウェブサイトから意見を提出できる。手順についても紹介されている。 広聴広報グループが窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。 また直接林政部やその他の関連部署に電話やメールで意見が来ることもあり得る。 境界管理を行うことで争議を未然に防いでいる。	Y	
	S3	「やまなしパートナーズ・レター制度」にて、県民から県政に対するすべての質問や意見を知事に直接提出でき、担当部局から1週間以内に回答する仕組 みができている。誰でもウェブサイトから意見を提出できる(https://www.pref.yamanashi.jp/teian/)。手順についても紹介されている。広聴広報グルー プが窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。森林関係としては、ある山頂からの富士山の眺望が悪いという意見があり、回答した。今後 「おもてなし森林空間創出事業」の活用も検討して対応する予定。 また直接森林環境部やその他の関連部署に電話やメールで意見が来ることもあり得る。 境界管理を行うことで争議を未然に防いでいる。	Y	
	S4			

		指標* 1.6.2 適用可能な法令*または慣習法*に関する紛争*で、裁判をせずに解決することができるものは、迅速に*対応され、すで に解決済みか、紛争*解 決手続により処理されている。		
	RA	現在は紛争は発生していない。	Y	
	S1	現在は紛争は発生していない。	Y	
	S2	2024年2月9日に県有林の倒木がキャンプ場施設に当たったと電話で連絡を受けた。2月11日には現地確認を行い、賠償について所有者と話し合った。この他 にも2件対応中の苦情があった。	Y	
	S3	前年の苦情に対してはすべて処理が完了した。2025年8月21日にはコナラの枯損木によりキャンプ場のログキャビンの屋根とキャンピングチェアを破損した という事例があり、賠償について所有者と話し合った。	Y	
	S4			

	指標* 1.6.3 適用可能な法令*または慣習法*に関する紛争*の最新の記録が保管されている。これには以下が含まれる： 1) 紛争*解決のためにとられた一連の措置。 2) すべての紛争*解決手続の結果。 3) 未解決の紛争*と未解決の理由及び解決に向けた方法。		
RA	現在は紛争は発生していない。もし発生すれば記録される仕組みである。	Y	
S1	現在は紛争は発生していない。もし発生すれば記録される仕組みである。	Y	
S2	上記については2月13日に経過説明書が作成され、事故現場位置図、事故現場見取り図、写真が貼付されている。倒木はすぐに県が処理を依頼した。賠償金については示談交渉がされ、これから9月の議会に諮られる。県有林からの倒木被害の賠償は保険が適用されず（保険会社から拒否されている）都度対応となるため、被害額の支払いに議会承認が必要となり、損害額が確定した後に議会に諮るため支払いには時間がかかる。	Y	
S3	上記については2025年9月24日に経過説明書が作成され、事故現場位置図、事故現場見取り図、写真が貼付されている。倒木はすぐに県が処理を依頼した。賠償金については示談交渉がされ、これから議会に諮られる。県有林からの倒木被害の賠償は保険が適用されず（保険会社から拒否されている）都度対応となるため、被害額の支払いに議会承認が必要となり、損害額が確定した後に議会に諮るため支払いには時間がかかる。来年度予算要望として、危険木伐採の事業の予算を要望している。これまで各事務所の役務費を使用して危険木を伐採していたが、危険木専用の予算ではなかったため、柔軟に使用できなかった。	Y	
S4			

	指標* 1.6.4 以下の条件に該当する紛争*がある場合は、当該地域において施業が中止される： 1) 大規模な紛争*。 2) 長期に及ぶ紛争*。 3) 非常に多くの利害が関係している紛争*。		
RA	基準に該当するような大規模、長期の紛争は現在起こっておらず、これからも起こる可能性はほとんどないと考えられる。また、万が一そのような紛争が起こった場合には、施業を中止する方針であることを確認した。	Y	
S1	基準に該当するような大規模、長期の紛争は現在起こっておらず、これからも起こる可能性はほとんどないと考えられる。また、万が一そのような紛争が起こった場合には、施業を中止する方針であることを確認した。平成30年に森林環境部長から各林務環境事務所宛に発行された、方針通知を確認した。	Y	
S2	基準に該当するような大規模、長期の紛争は現在起こっておらず、これからも起こる可能性はほとんどないと考えられる。また、万が一そのような紛争が起こった場合には、施業を中止する方針であることを確認した。平成30年に森林環境部長から各林務環境事務所宛に発行された、方針通知を確認した。	Y	
S3	基準に該当するような大規模、長期の紛争は現在起こっておらず、これからも起こる可能性はほとんどないと考えられる。また、万が一そのような紛争が起こった場合には、施業を中止する方針であることを確認した。平成30年に森林環境部長から各林務環境事務所宛に発行された、方針通知を確認した。	Y	
S4			

1.7		基準* 1.7. 組織*は、金銭やその他のあらゆる形態で贈収賄をしないという誓約を公開*しなければならない。汚職防止 法が存在する場合にはこれを順守しなければならない。汚職防止法が存在しない場合は、管理活動の規模*と強度*、また汚職のリスク*に応じ、汚職防止のための他の手段を講じなければならない。		
		指標* 1.7.1 いかなる贈収賄行為にも関わらないことを謳った方針が実践されている。		
		注：「FSC の原則*と基準*を遵守する」あるいは「法令を遵守する」という方針だけではこの要求を満たすのに十分ではない。		
	RA	地方公務員法第33条で信用失墜行為の禁止が規定されている。地方公務員である県職員が贈収賄をしてはならないことは周知の事実である。	Y	
	S1			
	S2	地方公務員法第33条で信用失墜行為の禁止が規定されている。地方公務員である県職員が贈収賄をしてはならないことは周知の事実である。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 1.7.2 方針は関連する法令を満たすかそれ以上の水準である。		
	RA	日本の汚職取り締まりの法令は刑法（贈収賄や公務員職権乱用など）、不正競争防止法などが該当する。地方公務員の場合は地方公務員法で規定されており、遵守されている。刑法の取り締まり基準より厳しいものである。	Y	
	S1			
	S2	日本の汚職取り締まりの法令は刑法（贈収賄や公務員職権乱用など）、不正競争防止法などが該当する。地方公務員の場合は地方公務員法で規定されており、遵守されている。刑法の取り締まり基準より厳しいものである。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 1.7.3 方針は無償で入手可能*である。		
	RA	地方公務員法の条文は誰でもウェブ上で閲覧できる。 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261)	Y	
	S1			
	S2	地方公務員法の条文は誰でもウェブ上で閲覧できる。 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261)	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 1.7.4 贈収賄、強制的行為やその他の汚職行為がない。		
	RA	第三者からの情報を含め汚職行為の報告はない。	Y	
	S1			
	S2	第三者からの情報を含め汚職行為の報告はない。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 1.7.5 汚職が起こった際は、改革がとられており、確実に再発を防止するための仕組みが構築されている。		
	RA	汚職は起きていない。	Y	
	S1			
	S2	汚職は起きていない。	Y	
	S3			
	S4			

1.8		基準* 1.8. 組織*は、管理区画*の中でFSC の原則*と基準*及び関連する指針や規格を長期*にわたり厳守することを示さ なければならない。この公約は無償で入手可能*な文書に含まなければならない。		
		指標* 1.8.1 経営層により承認された文書化された方針には、FSC の原則*と基準*及び関連する指針や規格に準じた森林*管理を行 うという長期*誓約が含まれている。		
	RA	第4次県有林管理計画で謳っている。P36「国際基準に基づく森林管理の推進」。	Y	
	S1			
	S2	第4次県有林管理計画で謳っている。P36「国際基準に基づく森林管理の推進」。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 1.8.2 方針は無償で入手可能*である。		
	RA	県有林管理計画はウェブ上で誰でも閲覧可能である。 (https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html)	Y	
	S1			
	S2	県有林管理計画はウェブ上で誰でも閲覧可能である。 (https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html)	Y	
	S3			
	S4			

2		原則* 2: 労働者*の権利と労働環境 組織*は、労働者*の社会的、経済的福利を維持または向上しなければならない。 注: 労働者*には、組織*が直接雇用する者のみならず、認証範囲内の森林管理区画*で施業を行う請負業者なども含まれる。		
2.1		基準* 2.1 組織*は、国際労働機関 (ILO) 中核的労働基準*を構成する8つの条約に基づき、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言 (1998年)*」に定められる労働の原則と権利を尊重*しなければならない。		
		指標* 2.1.1 組織*は、児童労働を使用していない。		
		2.1.1.1 組織*は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。(労働基準法第56条) 2.1.1.2 18歳未満の者は、承認された国内法および規制内での訓練を目的とする場合を除き、危険な作業*または重労働*に雇用されていない。 2.1.1.3 組織*は、最悪の形態の児童労働*を禁止するものとする。		
	RA	労働者の権利は労働基準法などの国内法で定められており、遵守されている。 県職員: 地方公務員の採用基準があり、児童労働は発生しない。強制労働、差別も法律、規則に基づき防止されており、発生していない。公務員の団体交渉権は日本の法律で認められていない。 請負業者: 雇用条件の確認については厚生労働省山梨労働局の管轄になり、県有林課が直接確認する権限はないが、強制労働や差別の話はこれまで聞いたことがない。請負業者からは雇用状況の調書の中で、年齢を含む被雇用者のリストを年に1回提出してもらっている。また現地訪問の際にも児童労働や強制労働の事実がないことを確認している。 請負業者の団体交渉権行使の有無は県では確認していない。みな小規模事業者なので労働組合はないと思われる。 森林整備組合、素材生産業者組合があるため、要望があればそれらの組合から県に意見が提出される。	Y	
	S1			
	S2	労働者の権利は労働基準法などの国内法で定められており、遵守されている。 県職員: 地方公務員の採用基準があり、児童労働は発生しない。強制労働、差別も法律、規則に基づき防止されており、発生していない。公務員の団体交渉権は日本の法律で認められていない。 請負業者: 雇用条件の確認については厚生労働省山梨労働局の管轄になり、県有林課が直接確認する権限はないが、強制労働や差別の話はこれまで聞いたことがない。請負業者からは雇用状況の調書の中で、年齢を含む被雇用者のリストを年に1回提出してもらっている。また現地訪問の際にも児童労働や強制労働の事実がないことを確認している。 請負業者の団体交渉権行使の有無は県では確認していない。みな小規模事業者なので労働組合はないと思われる。 森林整備組合、素材生産業者組合があるため、要望があればそれらの組合から県に意見が提出される。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 2.1.2 組織*は、あらゆる形態での強制労働を排除している。		
		2.1.2.1 雇用関係は、自発的かつ相互同意に基づいており、罰則の脅威はない。 2.1.2.2 強制労働を示すいかなる慣行の証拠もない。これには以下のものを含むが、これに限らない。 ・ 物理的、及び性的暴力 ・ 奴隷 (債務) 労働 ・ 雇用手数料の納付や雇用開始のための保証金の支払いを含む賃金の天引き ・ 移動の制限 ・ 旅券や身分証明書の留保 ・ 当局に対する告発の脅迫		
	RA	強制労働は行われていない。管理者、請負業者への聞き取りで確認した。	Y	
	S1			
	S2	強制労働は行われていない。管理者、請負業者への聞き取りで確認した。	Y	
	S3			
	S4			

	指標* 2.1.3 組織*は、雇用及び職業において差別がないことを保証している。		
	2.1.3.1 雇用および職業*慣行は差別的ではない。		
RA	請負業者へのインタビューでは差別は確認されなかった。	Y	
S1			
S2	管理者、請負業者へのインタビューでは差別は確認されなかった。	Y	
S3			
S4			

	指標* 2.1.4 組織*は、結社の自由及び団体交渉権を尊重している。		
	2.1.4.1 労働者は自らの選択により労働者団体*を設立または同組織に加入することができる。 2.1.4.2 組織*は、労働者が労働者団体*を設立、組織に加入、あるいはこれを補助する合法的な活動に従事する権利、あるいはこれらを控える権利を尊重する。これらの権利を行使することにより労働者を差別したり、処罰したりすることはしない。 2.1.4.3 組織*は合法的に設立された労働者団体*および/または正式に選ばれた代表者と誠意を持って*交渉し、団体交渉* 合意に至る最善の努力をする。 2.1.4.4 団体交渉*による合意が存在する場合は、それが実行されている。		
RA	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は日本の法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は県では確認していない。小規模事業者なので労働組合はないと思われる。	Y	
S1			
S2	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は日本の法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は県では確認していない。小規模事業者なので労働組合はないと思われる。20名を超える従業員を抱える事業体は森林組合しかなく、森林組合には労働組合はない。10人台の雇用があるのが5~6社のみである。	Y	
S3			
S4			

2.2	基準* 2.2. 組織*は、雇用慣行、教育訓練の機会、契約の締結、協議*過程、事業活動において男女平等*を推進しなければならない。		
	指標* 2.2.1 雇用、教育訓練機会、契約発注、業務提携、管理活動において男女平等*を推進し、男女差別を防ぐ仕組みが機能している。		
RA	県職員：地方公務員であり、男女雇用機会均等法などの法律に従っている。 請負業者：女性労働者はいるが、男女差別があるという話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。	Y	
S1			
S2	県職員：地方公務員であり、男女雇用機会均等法などの法律に従っている。県では女性活躍応援プロジェクトが実施されている。女性活躍社会の実現に向けて、女性の活躍推進や男性の育児参画を積極的にサポートする県内企業を増やし、女性が働きやすい職場環境を整えることを目指している。 請負業者：女性労働者はいるが、男女差別があるという話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。	Y	
S3			
S4			

	指標* 2.2.2 雇用や昇進の機会は男女同じ条件で開かれており、女性はすべてのレベルの雇用に積極的に参画できるように奨励されている。		
RA	県職員：地方公務員であり、男女雇用機会均等法などの法律に従っている。雇用や昇進の機会は男女同じ条件である。 請負業者：男女差別の話はない。女性経営者も数名いる。	Y	
S1			
S2	県職員：地方公務員であり、男女雇用機会均等法などの法律に従っている。雇用や昇進の機会は男女同じ条件である。 請負業者：男女差別の話はない。女性経営者も数名いる。	Y	
S3			
S4			

		指標* 2.2.3 女性が行うことが多い作業(苗畑、育林*、非木材林産物*の収穫、計量、梱包など)は、男性が行うことが多い作業と同様の水準で教育訓練及び安全衛生プログラムが適用されている。		
	RA	現場作業を行うのは請負業者である。現在女性が行うことが多い作業は特にない。男女関わらず仕事の内容に応じて教育訓練がなされていることを、雇用状況調査の中の、免許取得状況、救命救急講習の受講履歴など特別講習や安全教育の受講状況で確認している。	Y	
	S1			
	S2	現場作業を行うのは請負業者である。現在女性が行うことが多い作業は特にない。男女関わらず仕事の内容に応じて教育訓練がなされていることを、雇用状況調査の中の、免許取得状況、救命救急講習の受講履歴など特別講習や安全教育の受講状況で確認している。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 2.2.4 同じ仕事をしている男女には同一の賃金が支払われている。		
	RA	県職員：賃金は地方公務員法の給料表等で決められている。男女による差はない。 請負業者：労働局管轄となるが、男女間で差別的な扱いがあるという話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。	Y	
	S1			
	S2	県職員：賃金は地方公務員法の給料表等で決められている。男女による差はない。 請負業者：労働局管轄となるが、男女間で差別的な扱いがあるという話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。県から請負業者に対しては小規模事業者であっても就業規則の作成と雇用契約書の作成を求めている。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 2.2.5 女性を含むすべての労働者*が安全に賃金を受領できるように、互いに合意された方法（銀行直接振込み、学費の直接支払いなど）で賃金の支払いが行われている。		
	RA	県職員：男女問わずすべての職員に対し、法律に基づき定められた日に、銀行振り込みで支払われている。 請負業者：労働局管轄となるが、男女問わず賃金の支払い方法に問題があるという話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。	Y	
	S1			
	S2	県職員：男女問わずすべての職員に対し、法律に基づき定められた日に、銀行振り込みで支払われている。 請負業者：労働局管轄となるが、男女問わず賃金の支払い方法に問題があるという話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 2.2.6 母親への産前産後休業や育児休業は労働基準法に則り与えられている。いかなる場合でも最低6週間産後休業が保証されている。		
	RA	県職員：産前産後休業や育児休業は労働基準法や山梨県条例に従い与えられている。「山梨県職員子育てハンドブック」で周知されている。 請負業者：労働基準法に従っている。問題があるという話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。	Y	
	S1			
	S2	県職員：産前産後休業や育児休業は労働基準法や山梨県条例に従い与えられている。「山梨県職員子育てハンドブック」で周知されている。 請負業者：労働基準法に従っている。問題があるという話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。県から請負業者に対しては小規模事業者であっても就業規則の作成と雇用契約書の作成を求めている。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 2.2.7 育児介護休業法に従い、父親は不利益を被ることなしに育児休業が利用可能である。		
	RA	県職員：男性職員の育児参加休暇も推進されている。取得事例も多い。 請負業者：労働基準法に従っている。	Y	
	S1			
	S2	県職員：男性職員の育児参加休暇も推進されている。2024年からは男性職員が3か月以上育児に携わることが義務化された。これまで最長で1年間の育児休暇を取得した男性職員がいる。原則として休暇取得前の部署に戻っている。 請負業者：労働基準法に従っている。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 2.2.8 妊娠中や子育て中の労働者*にやさしい仕組みの整備に努めている。(例：フレックスタイムや在宅勤務の導入、体力的な負担の少ない代替りの仕事の割り当てなど)		
	RA	県職員：育児短時間勤務、育児休暇の制度がある。テレワークも可能である。 請負業者：各業者での取り組みになり、具体的内容は県では把握していないが、請負業者には育児世代が少ない。	Y	
	S1			
	S2	県職員：育児短時間勤務、育児休暇の制度がある。テレワークも可能である。 請負業者：各業者での取り組みになり、具体的内容は県では把握していないが、請負業者には育児世代が少ない。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 2.2.9 会議、管理委員会、及び意思決定の場には男女共に参加するよう働きかけられ、平等な機会が与えられている。		
	RA	県職員：男女に関わらず、会議等には役職等に応じて必要な人が参加している。 請負業者：各業者での取り組みになり、具体的内容は県では把握していないが、県との連絡は男女に関わらず役職者が対応している。	Y	
	S1			
	S2	県職員：男女に関わらず、会議等には役職等に応じて必要な人が参加している。 請負業者：各業者での取り組みになり、具体的内容は県では把握していないが、県との連絡は男女に関わらず役職者が対応している。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 2.2.10 セクハラやマタニティ・ハラスメント、性別、配偶者の有無、子供の有無、性的指向に基づく差別に関して関係機関と協力し、プライバシーに配慮しながら公平に処理、解決する効果的な仕組みがある。		
		ガイドライン：小中規模の組織*では、労働者*に自治体の相談窓口を知らせていけばよい。「関係機関と協力し」という表現の背景には、組織*の経営層そのものが不公平な処理の原因となり得ることも多く、これらの繊細な問題の解決のためには関係外部機関の協力が重要であるという点がある。		
	RA	県職員：山梨県職員ポータルに目安箱があり、ハラスメントについて人事課に相談できる。各部にハラスメントの相談担当が配置されている。最終的には人事課で解決する仕組みが整えられている。ハラスメントの事例はない。 請負業者：ハラスメント事例の報告はない。もしあれば、相談できる労働局などの公的な窓口がある。	Y	
	S1			
	S2	県職員：山梨県職員ポータルのトップページに目安箱があり、ハラスメントについて人事課に相談できる。各部にハラスメントの相談担当が配置されている。最終的には人事課で解決する仕組みが整えられている。 請負業者：ハラスメント事例の報告はない。もしあれば、相談できる労働局などの公的な窓口がある。	Y	
	S3			
	S4			

2.3	<p>基準* 2.3. 組織*は、労働安全衛生上の危険から労働者*を守るために安全衛生活動を実施しなければならない。この活動は規模*、強度*、リスク*に応じるとともに、「林業労働における安全衛生に関するILO 行動規範」の推奨事項の水準以上でなければならない。</p>		
	<p>指標* 2.3.1 組織*は少なくとも以下a), b), c)をすべて満たすことで、「林業労働における安全衛生に関するILO 行動規範」の推奨事項の水準以上でなければならない：</p> <p>a) 安全衛生の責任者が明確に定められている。</p> <p>b) 安全衛生に関する法規制を把握しており、規制機関と連携し、労働者*へのそうした情報が周知されている。</p> <p>c) 作業内容の危険度（リスク*）に応じて、安全衛生に関する法令を満たすか、それを超えるような方針及び規定またはマニュアルをもっており、実施されている。</p>		
	<p>注：これには、ハチの抗体検査、聴力を含む健康診断、救急用具の現場への携帯、緊急用通信手段の確保、熱中症の予防対策、リスクアセスメントや安全講習・研修の実施が含まれるがこれらに限らない。</p>		
RA	<p>a) 労働安全衛生法の中で、安全管理は事業者責任にあることとなっている。事業案件ごとに施工計画書を提出してもらっており、責任者（現場代理人）も明記されている。事業着手前に提出することが義務化されている。</p> <p>b) 労働基準法、労働安全衛生法（労働安全規則）、最低賃金法などに従っている。労働安全衛生規則を守ることが契約書で謳われている。県職員は毎年FSCで求められる安全管理について会議で情報共有している。また各地域事務所でも日常的に林災防のパトロールへに同行している。請負業者に対しても安全研修を提供している。伐採業者に対しても情報を提供している。</p> <p>c) 林災防が「労働災害の防止対策」の研修を実施。専門研修でも安全に関する研修実施（2022年11月30日予定）。各事業者ではKY活動が実施されていることが聞き取りで確認された。</p> <p>「安全装備の装着基準」が作成され、ウェブサイトで公開されている。施工計画書で作業手順も示され、確認している。みどりの雇用の研修等、森林総合研究所で実施した2021年度の研修実績一覧を確認した。現場審査での請負業者の作業員へのインタビューではすべての作業員が毎年ハチの抗体検査を受けており、必要に応じてエビパンを携帯していること、必要な熱中症対策を講じていることなど、適切に安全対策を講じている様子が観察された。県の要求事項ではないが各社が安全上必要な取り組みということで対応している。県職員もハチの抗体検査をしている。</p>	Y	
S1	<p>a) 労働安全衛生法の中で、安全管理は事業者責任にあることとなっている。事業案件ごとに施工計画書を提出してもらっており、責任者（現場代理人）も明記されている。事業着手前に提出することが義務化されている。</p> <p>b) 労働基準法、労働安全衛生法（労働安全規則）、最低賃金法などに従っている。労働安全衛生規則を守ることが契約書で謳われている。県職員は毎年FSCで求められる安全管理について会議で情報共有している。また各林務環境事務所でも日常的に林災防のパトロールへに同行している。請負業者に対しても安全研修を提供している。伐採業者に対しても情報を提供している。</p> <p>c) 林災防が「労働災害の防止対策」の研修を実施。専門研修でも安全に関する研修実施（2023年11月30日予定）。各事業者ではKY活動が実施されていることが聞き取りで確認された。</p> <p>「安全装備の装着基準」が作成され、ウェブサイトで公開されている。施工計画書で作業手順も示され、確認している。みどりの雇用の研修等、森林総合研究所で実施した2022年度の研修実績一覧を確認した。現場審査での請負業者の作業員へのインタビューではすべての作業員が毎年ハチの抗体検査を受けており、必要に応じてエビパンを携帯していること、必要な熱中症対策を講じていることなど、適切に安全対策を講じている様子が観察された。県の要求事項ではないが各社が安全上必要な取り組みということで対応している。県職員もハチの抗体検査をしている。県としてハチの抗体検査の補助、エビパン購入費の補助、クマスプレー購入補助を行っている。</p>	Y	

S2	<p>a) 労働安全衛生法の中で、安全管理は事業者責任にあることとなっている。事業案件ごとに施工計画書を提出してもらっており、責任者（現場代理人）も明記されている。事業着手前に提出することが義務化されている。</p> <p>b) 労働基準法、労働安全衛生法（労働安全規則）、最低賃金法などに従っている。労働安全衛生規則を守ることが契約書で謳われている。県職員は毎年FSCで求められる安全管理について会議で情報共有している。また各林務環境事務所で年に数回に林炎防のパトロールへに同行している。請負業者に対しても安全研修を提供している。伐採業者に対しても情報を提供している。</p> <p>c) 林炎防を講師として招待して県が主催し「労働災害の防止対策」を毎年実施している。2024年は1月12日と8月1日に実施された。県職員、市町村職員、森林組合職員、林業事業者職員が対象である。各事業者ではKY活動が実施されていることが聞き取りで確認された。</p> <p>「安全装備の装着基準」が作成され、ウェブサイトで公開されている。施工計画書で作業手順も示され、確認している。みどりの雇用の研修等、森林総合研究所で実施した2024年度の研修実績一覧を確認した。</p> <p>必要な熱中症対策を講じていることなど、適切に安全対策を講じている様子が観察された。県の要求事項ではないが各社が安全上必要な取り組みということで対応している。県職員もハチの抗体検査をしている。</p> <p>県では、県の認定林業事業主の指定を受けている事業者に対してハチの抗体検査とエピペン購入費用の半額補助を出しており、ハチアレルギー抗体検査受診を推奨している。現場審査で2年前から県有林の入札に参加している事業者へインタビューを行った。当事業体は入札参加資格は持つが、認定林業事業主ではなかった。インタビューではハチのアレルギー抗体検査を受けていないとのことであった。認定林業事業主でない場合でも、入札参加資格を持つ事業者すべてに対してハチアレルギー抗体検査の受診と必要に応じたエピペンの携帯を推奨することが望ましい。</p>	Y	観察事項 2024.1
S3	<p>a) 労働安全衛生法の中で、安全管理は事業者責任にあることとなっている。事業案件ごとに施工計画書を提出してもらっており、責任者（現場代理人）も明記されている。事業着手前に提出することが義務化されている。</p> <p>b) 労働基準法、労働安全衛生法（労働安全規則）、最低賃金法などに従っている。労働安全衛生規則を守ることが契約書で謳われている。県職員は毎年FSCで求められる安全管理について会議で情報共有している。また各林務環境事務所で年に数回に林炎防のパトロールへに同行している。請負業者に対しても安全研修を提供している。伐採業者に対しても情報を提供している。</p> <p>c) 林炎防を講師として招待して県が主催し「労働災害の防止対策」を毎年実施している。2025年は8月に実施された。県職員、市町村職員、森林組合職員、林業事業者職員が対象である。また救急救命講習も県職員対象に8月に実施された。各事業者ではKY活動が実施されていることが聞き取りで確認された。</p> <p>「安全装備の装着基準」が作成され、ウェブサイトで公開されている。(https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/70_029.html) 施工計画書で作業手順も示され、確認している。みどりの雇用の研修等、森林総合研究所で実施した2025年度の研修実績一覧を確認した。</p> <p>必要な熱中症対策を講じていることなど、適切に安全対策を講じている様子が観察された。県の要求事項ではないが各社が安全上必要な取り組みということで対応している。県職員もハチの抗体検査をしている。</p> <p>県では、県の認定林業事業主の指定を受けている事業者に対してハチの抗体検査とエピペン購入費用の半額補助を出しており、ハチアレルギー抗体検査受診を推奨している。</p> <p>請負事業の入札に参加するためには事前に雇用管理等状況調書を提出する必要があり、その手続の際に県から必要な情報提供を行うことができる。しかし昨年のケースは一般競争入札での立木販売だったため、雇用状況の調査ではなく、必要な情報を届けられていなかった。そのため、山梨県のホームページ「山梨県県有林の林産物販売情報」（入札に参加する人は必ず参照するページ）(https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/syuukaku-110531-hanbaijyuhou.html)に、「ハチ刺され災害の防止について」という注意喚起を載せた。ハチ刺されの安全対策のパンフレットを掲載している。また出先事務所で入札購買実施の際に事業者が来るため、その際にもこのパンフレットを配布している。入札参加資格は、林業に必要な資格を取得していれば登録申請ができるため、異業種からの参入も可能である。昨年審査チームがインタビューした事業者は、別の業種を主業とする団体で、林業関係の情報が届きにくかった。今後は必ず上記の注意喚起を行う。</p> <p>林業事業者は林炎防に加入しているので普段そこから安全に関する情報を得ている。県の認定林業事業主はエピペン購入などに対する補助金もある。異業種を主とする団体でも、希望すれば認定林業事業主になって補助金を受けることも可能である。観察事項を解除する。</p>	Y	
S4			

	<p>指標* 2.3.2 組織*は、請負業者、ボランティア*、研修生を含めた労働者*同様の森林*管理作業に携わる者が、作業種に適し、定期的に整備された、ILOの定める基準またはそれと同等の安全性をもつ装備を使うことを義務付けている。</p>		
	<p>注1：放射能汚染の危険性が高いと疑われる地域*では、マスクやその他の保護具の着用により、ほこりの吸い込みなどによる労働者*の内部被ばくやその他の悪影響から防護されている。 注2：ILOの基準に沿った入手可能な安全装備が現場の状況に合わない場合、より適切で安全と考えられる安全装備を使うことができる。 注3：組織*の直接の管理下でないボランティア*が危険の伴う作業に携わる場合、組織*は最大限安全の確保に努めるよう指導する。</p>		
RA	<p>事業実施時には施工計画書に安全装備の装着計画を記載してもらうようにし、完成届に写真を添付させている。安全装備の装着基準、計画書、写真の例は県庁のホームページに掲載している。 (https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/test_20090106.html) 県有林に入山する場合は申請の届出、県からの許可、および計画書が必要であり、安全性を保つ装備が担保される。林災防パトロール時に林災防のチェックリストがあり、安全装備に関する項目も確認している。林災防のパトロールには県職員も同行し、安全装備のチェック、聞き取りを行っている。基本的な装備に関しては現在のところ問題ない。 現地で請負業者3事業体にインタビューを行ったが、いずれも安全に対する意識は高く、必要な安全装備を装着して作業していた。 県有林内でボランティアが森林整備を行う場合は、森林ボランティア活動取扱要領に定められたとおり、事前に実施内容を記載した申請がされ許可を行うため、安全性を保つ装備が担保される。2022年11月において、安全装備を必要とする森林整備のボランティア活動は行われていない。</p>	Y	
S1	<p>事業実施時には施工計画書に安全装備の装着計画を記載してもらうようにし、完成届に写真を添付させている。安全装備の装着基準、計画書、写真の例は県庁のホームページに掲載している。 (https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/70_029.html) 県有林に入山する場合は申請の届出、県からの許可、および計画書が必要であり、安全性を保つ装備が担保される。林災防パトロール時に林災防のチェックリストがあり、安全装備に関する項目も確認している。林災防のパトロールには県職員も同行し、安全装備のチェック、聞き取りを行っている。基本的な装備に関しては現在のところ問題ない。 現地で請負業者3事業体にインタビューを行ったが、いずれも安全に対する意識は高く、必要な安全装備を装着して作業していた。 県有林内でボランティアが森林整備を行う場合は、森林ボランティア活動取扱要領に定められたとおり、事前に実施内容を記載した申請がされ許可を行うため、安全性を保つ装備が担保される。2023年9月において、安全装備を必要とする森林整備のボランティア活動は行われていない。</p>	Y	
S2	<p>事業実施時には施工計画書に安全装備の装着計画を記載してもらうようにし、完成届に写真を添付させている。安全装備の装着基準、計画書、写真の例は県庁のホームページに掲載している。 (https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/70_029.html) 県有林に入山する場合は申請の届出、県からの許可、および計画書が必要であり、安全性を保つ装備が担保される。林災防パトロール時に林災防のチェックリストがあり、安全装備に関する項目も確認している。林災防のパトロールには県職員も同行し、安全装備のチェック、聞き取りを行っている。基本的な装備に関しては現在のところ問題ない。 現地で請負業者3事業体にインタビューを行ったが、いずれも安全に対する意識は高く、必要な安全装備を装着して作業していた。 県有林内でボランティアが森林整備を行う場合は、森林ボランティア活動取扱要領に定められたとおり、事前に実施内容を記載した申請がされ許可を行うため、安全性を保つ装備が担保される。2024年9月において、安全装備を必要とする森林整備のボランティア活動は行われていない。</p>	Y	
S3	<p>事業実施時には施工計画書に安全装備の装着計画を記載してもらうようにし、完成届に写真を添付させている。安全装備の装着基準、計画書の例は県庁のホームページに掲載している。 (https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/70_029.html) 県有林に入山する場合は申請の届出、県からの許可、および計画書が必要であり、安全性を保つ装備が担保される。林災防パトロール時に林災防のチェックリストがあり、安全装備に関する項目も確認している。林災防のパトロールには県職員も同行し、安全装備のチェック、聞き取りを行っている。基本的な装備に関しては現在のところ問題ない。 現地で請負業者3事業体にインタビューを行ったが、いずれも安全に対する意識は高く、必要な安全装備を装着して作業していた。 県有林内でボランティアが森林整備を行う場合は、森林ボランティア活動取扱要領に定められたとおり、事前に実施内容を記載した申請がされ許可を行うため、安全性を保つ装備が担保される。2025年10月において、安全装備を必要とする森林整備のボランティア活動は行われていない。</p>	Y	
S4			

		指標* 2.3.3 行われる施業について、該当する保険（労働災害*保険、ボランティア*保険など）を完全に適用している。		
RA		指名競争入札を受けられる条件として雇用管理状況調書の提出を義務付けており、そこで労災保険の加入を把握している。対象事業者の雇用管理状況調書は毎年提出されている。ボランティアなどの場合はその都度ボランティア保険が確認される。県の請負業者として登録されるためには労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償がおりる。労災保険以外の社会保険加入状況も確認している。労働保険料支払い記録など裏付けとなる証拠も提出してもらっている。	Y	
S1		競争入札を受けられる条件として雇用管理状況調書の提出を義務付けており、そこで労災保険の加入を把握している。対象事業者の雇用管理状況調書は毎年提出されている。ボランティアなどの場合はその都度ボランティア保険が確認される。県の請負業者として登録されるためには労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償がおりる。労災保険以外の社会保険加入状況も確認している。労働保険料支払い記録など裏付けとなる証拠も提出してもらっている。また労災保険への上乗せ共済保険の半額補助も行っている。	Y	
S2		競争入札を受けられる条件として雇用管理状況調書の提出を義務付けており、そこで労災保険の加入を把握している。対象事業者の雇用管理状況調書は毎年提出されている。ボランティアなどの場合はその都度ボランティア保険が確認される。県の請負業者として登録されるためには労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償がおりる。労災保険以外の社会保険加入状況も確認している。労働保険料支払い記録など裏付けとなる証拠も提出してもらっている。「雇用管理等状況調書」のサンプルとして、望月造林のR6.2.1付けの申請を確認し、R4年の労災事故の記録も記載していることを確認した。経営者が現場作業に従事する際には労災保険の対象とならないが、経営者の事故を保障する保険に加入してもらっている。また認定林業事業主向けに労災保険への上乗せ共済保険の半額補助も行っている。	Y	
S3		競争入札を受けられる条件として毎年雇用管理状況調書の提出を義務付けており、そこで労災保険の加入を把握している。対象事業者の雇用管理状況調書は毎年提出されている。ボランティアなどの場合はその都度ボランティア保険が確認される。県の請負業者として登録されるためには労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償がおりる。労災保険以外の社会保険加入状況も確認している。労働保険料支払い記録など裏付けとなる証拠も提出してもらっている。「雇用管理等状況調書」のサンプルとして、令和7年2月1日の申請を確認し、以前の労災事故の記録も記載していることを確認した。下請負は原則禁止だが、例外的に認める場合は、「下請負届」を事業者に提出してもらう。事業者は承認を得れば下請負に出せる。その際にも県は下請負業者の雇用管理状況をチェックしている。経営者が現場作業に従事する際には労災保険の対象とならないが、経営者の事故を保障する保険に加入してもらっている。また認定林業事業主向けに労災保険への上乗せ共済保険の半額補助も行っている。 (https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/ninaite/hojyoseido.html)	Y	
S4				

		指標* 2.3.4 林業労働災害*の記録は保持され、更新されている。これには、労働災害*の起きた状況、事故の原因、休業日数、労働 災害*保険制度の利用記録を含む。		
	RA	事故の場合は事業者から報告書が提出される。林務環境事務所で補足的な調査を行い、状況をまとめた事故報告書類を作成している。過去からの事故の記録は、ファイルにまとめられていた。2021年度には2件の事故災害があった。2021年6月3日の滑落事故、2022年1月18日の伐倒中の事故の診断書など一連の記録を確認した。労基署にも届けられており労災保険が適用された。	Y	
	S1	事故の場合は事業者から報告書が提出される。林務環境事務所で補足的な調査を行い、状況をまとめた事故報告書類を作成している。過去からの事故の記録は、ファイルにまとめられていた。2022年度には1件の事故災害があった。一連の記録を確認した。労基署にも届けられており労災保険が適用された。	Y	
	S2	事故の場合は事業者から報告書が提出される。林務環境事務所で補足的な調査を行い、状況をまとめた事故報告書類を作成している。過去からの事故の記録は、ファイルにまとめられていた。請負業者からは毎年雇用管理等状況調書を提出してもらっており、その中に過去2年分の労働災害の記録が含まれる。2023年度は労災事故はなかった。	Y	
	S3	事故の場合は事業者から報告書が提出される。林務環境事務所で補足的な調査を行い、状況をまとめた事故報告書類を作成している。過去からの事故の記録は、ファイルにまとめられていた。請負業者からは毎年雇用管理等状況調書を提出してもらっており、その中に過去2年分の労働災害の記録が含まれる。2024年度は労災事故はなかった。	Y	
	S4			

	指標* 2.3.5 労働災害*に伴う休業の際の手当では支給されている。		
RA	各事業者の責任及び労災保険で支給されている。	Y	
S1	各事業者の責任及び労災保険で支給されている。	Y	
S2	各事業者の責任及び労災保険で支給されている。	Y	
S3	各事業者の責任及び労災保険で支給されている。	Y	
S4			

	指標* 2.3.6 国内林業の平均水準と比較して労働災害*の頻度と重篤性は低い。		
	注：これは、必ずしも単年度で考える必要はない。また、国内林業の平均水準との比較には、厚生労働省の労働災害* 統計の度数率*、強度率*、千人率*等を用いることができる。		
RA	2021年度の県有林事業の死傷年千人率は5.6（年間で2名/354名）であった。2021度の全国平均は24.7に比べて十分に低い。	Y	
S1	2022年度の県有林事業の死傷年千人率は2.8（年間で1名/358名）であった。2022度の全国平均は23.5に比べて十分に低い。	Y	
S2	2023年度の県有林事業の死傷年千人率は0（年間で0名/338名）であった。2023度の全国平均は22.8に比べて十分に低い。	Y	
S3	2024年度の県有林事業の死傷年千人率は0（年間で0名/343名）であった。2024度の全国平均23.3に比べて十分に低い。	Y	
S4			

	指標* 2.3.7 安全衛生レベルは継続的に向上しており、労働災害*はないか、あるいは減少傾向にある。注：これは、必ずしも常に前年よりも労働災害*数が少なくなければならないということではない。労働災害*の数のみならず重篤性も考慮し、5年の期間で安全性の向上を確認すること。		
	注：これは、必ずしも常に前年よりも労働災害*数が少なくなければならないということではない。労働災害*の数のみならず重篤性も考慮し、5年の期間で安全性の向上を確認すること。		
RA	研修等で継続的に安全管理について周知し、契約時にも安全管理を徹底することで、請負業者の安全衛生レベルを向上させている。山梨県では、事業量は増加傾向であるが、一方で事故の件数は増えていないことを確認した。	Y	
S1	研修等で継続的に安全管理について周知し、契約時にも安全管理を徹底することで、請負業者の安全衛生レベルを向上させている。山梨県では、事業量は増加傾向であるが、一方で事故の件数は増えていないことを確認した。	Y	
S2	研修等で継続的に安全管理について周知し、契約時にも安全管理を徹底することで、請負業者の安全衛生レベルを向上させている。山梨県では、事業量は増加傾向であるが、一方で事故の件数は増えていないことを確認した。	Y	
S3	研修等で継続的に安全管理について周知し、契約時にも安全管理を徹底することで、請負業者の安全衛生レベルを向上させている。山梨県では、事業量は前年と同程度であるが、一方で事故の件数は増えていないことを確認した。	Y	
S4			

	指標* 2.3.8 重大事故が発生した場合は、必要に応じて安全衛生活動が見直されている。		
	注：ここでは重大事故とは、死亡事故および休業4 日以上事故について言うものとする。		
RA	労働監督署から是正勧告が出され、林務環境事務所を通じて当該事業体に指導が入る。林災防（林業・木材製造業労働災害防止協会）の連絡網を通じて林業事業体へ定期的に通知が届く仕組みもある。	Y	
S1	労働監督署から是正勧告が出され、林務環境事務所を通じて当該事業体に指導が入る。林災防（林業・木材製造業労働災害防止協会）の連絡網を通じて林業事業体へ定期的に通知が届く仕組みもある。	Y	
S2	労働監督署から是正勧告が出され、林務環境事務所を通じて当該事業体に指導が入る。林災防（林業・木材製造業労働災害防止協会）の連絡網を通じて林業事業体へ定期的に通知が届く仕組みもある。	Y	
S3	労働監督署から是正勧告が出され、林務環境事務所を通じて当該事業体に指導が入る。林災防（林業・木材製造業労働災害防止協会）の連絡網を通じて林業事業体へ定期的に通知が届く仕組みもある。	Y	
S4			

	指標* 2.3.9 現場の作業者と確認しながら安全衛生を改善していく仕組みがある。		
RA	林災防は定期的に安全講習を行い、事業体は参加している。今年度は2022年11月18日に実施している。県も定期的に安全講習会を開催している。通常の業務の中で、県と請負業者では常に意見交換をしながら事業を進めている。林災防で災害の分析も行っている。	Y	
S1	林災防は定期的に安全講習を行い、事業体は参加している。今年度は2023年11月30日に予定している。県も定期的に安全講習会を開催している。通常の業務の中で、県と請負業者では常に意見交換をしながら事業を進めている。林災防で災害の分析も行っている。	Y	
S2	林災防は定期的に安全講習を行い、事業体は参加している。県も定期的に安全講習会を開催している。通常の業務の中で、県と請負業者では常に意見交換をしながら事業を進めている。林災防で災害の分析も行っている。	Y	
S3	林災防は定期的に安全講習を行い、事業体は参加している。県も定期的に安全講習会を開催している。通常の業務の中で、県と請負業者では常に意見交換をしながら事業を進めている。林災防で災害の分析も行っている。	Y	
S4			

		指標* 2.3.10 労働者*同様の林業作業に従事するボランティア*や研修生には労働者*同様の安全衛生環境を整え、安全衛生面での適切 な*監督を行っている。		
	RA	県有林にボランティアの森が複数あり、活動を希望するボランティア団体は規則に従って申し込むことになっている。ボランティアの安全管理はボランティア団体の責任になるが、保険への加入、経験者かどうかの確認などを行っている。「ボランティアの森」を県有林管理計画で定めている。「森林ボランティア活動取扱要領」で指導者による安全管理、保険加入を求めており、活動申請時に確認している。	Y	
	S1	県有林にボランティアの森が複数あり、活動を希望するボランティア団体は規則（「森林ボランティア活動取扱要領」県有林課内部資料）に従って申し込むことになっている。ボランティアの安全管理はボランティア団体の責任になるが、保険への加入、経験者かどうかの確認などを行っている。「ボランティアの森」の箇所については県有林管理計画に記載されている。「森林ボランティア活動取扱要領」で指導者による安全管理、保険加入を求めており、活動申請時に確認している。 林業大学の生徒の研修に県有林のフィールドを提供している。この際の安全管理は大学の責任で行われている。林業大学として生徒から保険費用を徴収して、加入している。	Y	
	S2	県有林にボランティアの森が複数あり、活動を希望するボランティア団体は規則（「森林ボランティア活動取扱要領」県有林課内部資料）に従って申し込むことになっている。ボランティアの安全管理はボランティア団体の責任になるが、保険への加入、経験者かどうかの確認などを行っている。「ボランティアの森」の箇所については県有林管理計画に記載されている。「森林ボランティア活動取扱要領」で指導者による安全管理、保険加入を求めており、活動申請時に確認している。 林業大学の生徒の研修に県有林のフィールドを提供している。この際の安全管理は大学の責任で行われている。学生は、県職員の指導の下に必要なILOに準じた安全装備を購入している。林業大学として生徒から保険費用を徴収して、加入している。	Y	
	S3	県有林にボランティアの森が複数あり、活動を希望するボランティア団体は規則（「森林ボランティア活動取扱要領」県有林課内部資料）に従って申し込むことになっている。ボランティアの安全管理はボランティア団体の責任になるが、保険への加入、経験者かどうかの確認などを行っている。「ボランティアの森」の箇所については県有林管理計画付属資料27に記載されている。「森林ボランティア活動取扱要領」で指導者による安全管理、保険加入を求めており、活動申請時に確認している。 林業大学の生徒の研修に県有林のフィールドを提供している。この際の安全管理は大学の責任で行われている。学生は、県職員の指導の下に必要なILOに準じた安全装備を購入している。林業大学として生徒から保険費用を徴収して、加入している。	Y	
	S4			

		指標* 2.3.11 組織*は、放射能汚染の危険性が高いと疑われる地域*においては、入手可能*な最も有効な最新情報*に基づき、利害関係者*と協議*し、森林*の放射能汚染に関連する労働者*の安全衛生を保障している。		
	RA	そのような地域は山梨県内では存在しない。	N/A	
	S1	県内4カ所で毎月空間放射線量を測定しているが、そのような地域は山梨県内では存在しない (https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/environmentalradioactivity.html)。	N/A	
	S2	山梨県では県内4カ所で毎月空間放射線量を測定しているが、そのような地域は山梨県内では存在しない (https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/environmentalradioactivity.html)。	N/A	
	S3	山梨県では国によるモニタリングポスト5カ所で常時、県による4カ所で毎月空間放射線量を測定しているが、そのような地域は山梨県内では存在しない (https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/environmentalradioactivity.html)。	N/A	
	S4			

2.4		基準* 2.4. 組織*は、林業界での最低水準の賃金あるいは合意された賃金や生活賃金*があり、それらが法的*な最低賃金 を超える場合は、それ以上を支払わなければならない。このような賃金の指標が存在しない場合は、労働者*との協議* を通じ*、生活賃金*を決める体系を作らなければならない。		
		指標* 2.4.1 支払われる賃金は、都道府県の定める最低賃金以上である		
		注：作業に必要な経費を労働者*が負担する場合は、賃金からその必要経費を差し引いた実質賃金が考慮される。		
	RA	山梨県は自治体として法律を守る立場にある。発注の際の積算は県の設計労務単価および技術者基準日額に従っている。これは最低賃金等を上まわっている。	Y	
	S1			
	S2	山梨県は自治体として法律を守る立場にある。発注の際の積算は県の設計労務単価および技術者基準日額に従っている。これは最低賃金等を上まわっている。県の設計労務単価は、国土交通省の労務単価に基づいており、この単価は毎年4月1日に更新されている。現在の普通作業員の単価は25,200円/日である。重機を使う場合はより高額となっている。認定林業事業主に対して、県からは月給制への移行を促している。また認定林業事業主に対しては可能であれば給与の開示を求めており、最低賃金を満たしているか確認している。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 2.4.2 組織は、労働形態に応じ、労働者の生活賃金を保証している。		
		注：該当する場合は、地方公共団体の公契約条例*等を参考にする。また、同じ地域内の類似業種における賃金水準を 目安とすることができる。		
	RA	国で定められている作業単価をもとに、林政部が労務単価を決めている。この労務単価は生活賃金を十分上回る水準である。	Y	
	S1			
	S2	国で定められている作業単価をもとに、林政部が労務単価を決めている。この労務単価は生活賃金を十分上回る水準である。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 2.4.3 賃金、給与、契約報酬は遅延なく支払われている。		
	RA	請負業者の給与支払い状況の確認は、労働局の管轄となるが、これまで賃金支払いの遅延などの話はきいたことがなく、そのような事実を確認したこともない。	Y	
	S1			
	S2	請負業者の給与支払い状況の確認は、労働局の管轄となるが、これまで賃金支払いの遅延などの話はきいたことがなく、そのような事実を確認したこともない。	Y	
	S3			
	S4			

2.5	基準* 2.5 組織*は、管理計画*に従ったすべての管理活動を安全で効果的に実施するために、労働者*が仕事に応じた教育訓練と管理者の監督を受けていることを示さなければならない。		
	<p>指標* 2.5.1.</p> <p>以下の該当する項目が行われるよう、特定の職務を担う労働者は教育訓練を受けなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 森林*施業についての法令の順守(基準*1.5)。 2) 国際労働機関 (ILO) 中核的労働基準*を構成する8つの条約の内容、意味の理解と適用(基準*2.1)。 3) セクハラや男女差別の発見、報告(基準*2.2)。 4) 健康被害を回避するための有害物質の安全な使用と廃棄 (基準*2.3)。 5) 安全衛生についての新人研修(基準*2.3)。 6) 定期的な安全衛生研修、スキルアップ研修(基準*2.3)。 7) 特に危険な作業や特別な責任が伴う作業の遂行(基準*2.5)。 8) 先住民族*が管理活動に関連する法的*及び慣習的な権利*をもつ場所の特定(基準*3.2)。 		
	<ol style="list-style-type: none"> 9) 「先住民族*の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP)及び「原住民及び種族民条約(ILO 169 号条約)」の関係する要素 の特定及び実施(基準*3.4)。 10) 先住民族*にとり、文化、生態、経済、宗教あるいは精神の観点から特別な意味を持つ場所を特定、及び森林*施業 の開始前に、これらの場所への悪影響を防ぎ、保護*するための対策の実施(基準*3.5 及び4.7)。 11) 管理活動を行う上で地域社会*が持つ法的*及び慣習的な権利*の特定 (基準*4.2、指標*4.2.1)。 12) 社会、経済及び環境の影響評価*と、悪影響の低減措置の実施 (基準*4.5)。 13) 指標*5.1.3 により組織*が生態系サービス*に関してFSC の広告宣伝を行う場合は、効果を謳っている生態系サービ ス*の維持、向上に関する活動の実施 (基準*5.1)。 14) 農薬*の取扱、使用、保管 (基準*10.7)。 15) 液体廃棄物*流出の際の適切な*処理方法の実施 (基準*10.12)。 		
RA	森林総合研究所で研修を行っている。今年度は2021年10月18日リスクマネジメント研修、また県としても2022年6月21日に各課管理職を対象に「県有林の適切な森林管理において求められるもの」というタイトルで労働全般に関する内容も含めた研修会を実施した。	Y	
S1			
S2	<p>県の主催した教育訓練として例えば以下がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月23-25, 26日, 令和6年2月20-22, 27日：研修内容 林業安全作業指導 ・令和5年10月5日～11月27日：研修内容 林業架線作業主任者免許講習 ・令和6年3月11日：研修内容 森林生態系における希少種保護(FSC認証とその要求事項) ・令和5年10月24-25日：研修内容 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 ・令和5年12月11日：研修内容 技術職員の安全管理 ・令和6年1月12日：研修内容 労働災害の防止対策 <p>県職員は毎年各職場でのコンプライアンス研修やeラーニングを通じたハラスメント研修を受講している。</p> <p>県の森林総合研究所から林政部の職員に対して毎月メールマガジンを送っており、最近ではTNFDやネイチャーポジティブ、OECM、CDPなどについて情報発信をしている。</p> <p>施業現場で発生した産業廃棄物の処理については、標準仕様書の中で区域外で安全に処理することが謳われている。</p>	Y	
S3			
S4			

	指標* 2.5.2 すべての労働者*について教育訓練の記録が最新の状態で保管されている。		
RA	<p>令和3年度以降の研修記録一覧を確認した。</p> <p>県職員の記録は全て保管されている。</p> <p>県が実施する事業体研修においては参加者の氏名を記録に残している。2022年6月21日に実施された前記「適切な管理」の研修の参加者リストを確認した。</p> <p>県は年に一度、雇用状況調査で事業体の資格を確認している。入札に関して最近では電子入札制度を取っており、システムに入るためには必要な資格を持っていることが要件となっている。</p>	Y	
S1			
S2	<p>令和5年度以降の研修記録一覧を確認した。</p> <p>県職員の記録は全て保管されている。</p> <p>県が実施する事業体研修においては参加者の氏名を記録に残している。サンプルとして2024年3月11日に実施した森林生態系における希少種保護の記録を確認した。県は年に一度、雇用状況調査で事業体の資格を確認している。入札に関して最近では電子入札制度を取っており、システムに入るためには必要な資格を持っていることが要件となっている。</p>	Y	
S3			
S4			

2.6		基準* 2.6 組織*は、労働者*との協議*を通じ、労働者*の苦情、業務上疾患*や業務上の負傷*、個人的資産への損害や損失に対する公正な補償*に対する制度を備えなければならない。		
		指標* 2.6.1 慣習に合った*方法で労働者*との協議*の下*に作成された紛争*解決手続がある。		
	RA	公務員：地方公務員法の中で、不利益処分に対する審査請求の規定がある。山梨県職員ポータルに目安箱があり、職員はいつでも苦情を提出することができる。 請負業者：会社内での苦情処理手順については労働局の管轄となる。請負業者から県に対しては、これまで苦情はない。県の事業はすべて入札により行われているため、明示されている発注条件に合意できない場合には入札に参加せず、合意した場合にのみ入札に参加する仕組みだからである。設計の段階で質問等があれば必要に応じ協議する。落札業者とは契約書を交わし、その契約の内容に従って事業を実施してもらう。災害発生時など、万が一契約後に設計内容が変わる場合は、書面で変更内容を取り交わすが、基本的には契約後に設計変更をしたり追加の要求をしたりすることはない。契約した内容を履行してもらう関係なので、契約後に請負業者から苦情を受け付ける仕組みはないが、担当職員と請負業者は必要に応じ都度連絡を取り合っており、何かあれば相談できる。	Y	
	S1			
	S2	公務員：地方公務員法の中で、不利益処分に対する審査請求の規定がある。山梨県職員ポータルに目安箱があり、職員はいつでも苦情を提出することができる。 請負業者：会社内での苦情処理手順については労働局の管轄となる。請負業者から県に対しては、これまで苦情はない。県の事業はすべて入札により行われているため、明示されている発注条件に合意できない場合には入札に参加せず、合意した場合にのみ入札に参加する仕組みだからである。設計の段階で質問等があれば必要に応じ協議する。落札業者とは契約書を交わし、その契約の内容に従って事業を実施してもらう。災害発生時など、万が一契約後に設計内容が変わる場合は、書面で変更内容を取り交わすが、基本的には契約後に設計変更をしたり追加の要求をしたりすることはない。契約した内容を履行してもらう関係なので、契約後に請負業者から苦情を受け付ける仕組みはないが、担当職員と請負業者は必要に応じ都度連絡を取り合っており、何かあれば相談できる。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 2.6.2 労働者*の苦情は特定され、すでに解決しているか紛争*解決手続の最中である。		
	RA	労働者から苦情が提出された事例はない。	N/A	
	S1			
	S2	労働者から苦情が提出された事例はない。	N/A	
	S3			
	S4			

		指標* 2.6.3 業務上疾患*や業務上の負傷*、損失、損害を受けた資産に関する労働者*の苦情の最新の記録がある。これには以下が含まれる： 1) 苦情解決のためにとられた一連の措置。 2) 公正な補償*を含む、紛争*解決手続の結果。 3) 未解決の紛争*と未解決の理由及び解決のための方法。		
	RA	労働者から苦情が提出された事例はない。	N/A	
	S1			
	S2	労働者から苦情が提出された事例はない。	N/A	
	S3			
	S4			

		指標* 2.6.4 労働者*の業務上疾患*や業務上の負傷*、資産の損失や損害については公正な補償*がされている。		
	RA	請負業者について、県の請負業者として登録されるために労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償*がおりる。資産の損失、損害等は各社の対応になる。災害で林道が崩れ重機が使用できなくなった等の特別な場合における補償に関する記載が契約書にある。過去に適用実績もある。	Y	
	S1			
	S2	請負業者について、県の請負業者として登録されるために労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償*がおりる。資産の損失、損害等は各社の対応になる。災害で林道が崩れ重機が使用できなくなった等の特別な場合における補償に関する記載が契約書にある。過去に適用実績もある。	Y	
	S3			
	S4			

3		原則* 3: 先住民族*の権利 組織*は、管理活動により影響を受ける土地、領域*、資源について、その所有、使用、管理に関する先住民族*の法的* 及び慣習的な権利*を特定し、尊重*しなければならない。注: 本原則*は、日本では北海道においてアイヌ民族について必ず適用しなければならないが、その他の場所でも必要に応じて適用するものとする。琉球民族及びその他の民族については、必要に応じて検討するものとする。		
3.1		基準* 3.1. 組織*は、管理区画*内に存在する、または管理活動により影響を受ける先住民族*を特定しなければならない。その上で組織*は、先住民族*との協議*により、管理区画*内における、先住民族*の保有権*、森林*資源と生態系サービス*へのアクセスと利用に関する慣習的な権利*、法的*権利、及び義務を特定しなければならない。また、これらの 権利について争われている場所についても特定しなければならない。		
		指標* 3.1.1 管理活動によって影響を受け得る先住民族*が特定されている。		
		注: 北海道においては、北海道アイヌ協会、各地域のアイヌ民族やアイヌ民族団体への照会を経て、管理活動によって 影響を受け得るアイヌ民族が特定されている。影響を受け得る先住民族*の特定が難しい場合は、北海道アイヌ協会へ照 会すること。琉球民族及びその他の民族については、必要に応じて検討するものとする。		
	RA	現在日本では主に北海道に住むアイヌ民族が先住民族として認知されている。組織は北海道で施業を行わないため、原則3は該当しない。	N/A	
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 3.1.2 3.1.1 で特定された先住民族*との慣習に合った*協働*を通して、以下について特定され、文書化及び/または地図上に記 されている。ただし、先住民族*が文書化または地図化による特定を危惧する場合には、その他の手段によること: 1) 先住民族*の法的*、慣習的*な保有権*。 2) 先住民族*の森林*資源と生態系サービス*へのアクセス及び使用*に関する法的*または慣習的な権利*。 3) 先住民族*の法的*または慣習的な権利*や関連する義務。 4) 先住民族*のそうした権利や義務を裏付ける証拠。 5) 先住民族*と国、地方公共団体、企業、その他との間で権利について争いのある地域。 6) 組織*による、それらの法的*、慣習的な権利*そして争われている権利を尊重*する方法の概要。 7) 管理活動、原生林景観*及び先住民族*の文化的景観*に関する先住民族*の願望と目標。		
		注: 北海道においては、影響を受け得る地域のアイヌ民族の特定が難しい場合は、北海道アイヌ協会や地区アイヌ協会 等のアイヌ民族団体と協働*すること。琉球民族及びその他の民族については、必要に応じて検討するものとする。		
	RA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			

3.2	<p>基準* 3.2. 組織*は、先住民族*の権利、資源、土地、及び領域*を守るために必要な限りにおいて、管理区画*内のまたは その区画に関連する管理活動を規制する権限を維持するための、その先住民族*が有する法的*及び慣習的な権利*を認識 し、尊重*しなければならない。先住民族*がその管理活動の監督業務を第三者に委託する際には自由意思による、事前 の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*が必要である。</p>		
	<p>指標* 3.2.1 先住民族*は、自身の権利、資源、土地や領域*を保護*するために必要な範囲内で、管理活動への変更の要望や意見をいつ、どこで、どのように述べるができるのか、慣習に合った*協議*を通して伝えられている。</p>		
	<p>注：組織*は、当該地区の先住民族*、先住民族*団体からの要求や意見に対処するための対応窓口を設置し、先住民族* の必要な要求や意見が管理責任者に伝わる体制を整えている。</p>		
	RA		
	S1		
	S2		
	S3		
	S4		

	<p>指標* 3.2.2 先住民族*の法的*及び慣習的な権利*は組織*により侵害されていない。</p>		
	<p>注：侵害の有無は3.1.1 で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*により行う。その際、協議*対象となっている 先住民族*が自身の法的*、慣習的な権利*について十分に理解していることを確認する。</p>		
	RA		
	S1		
	S2		
	S3		
	S4		

	<p>指標* 3.2.3 管理活動に関する先住民族*の法的*及び慣習的な権利*が侵害されていることが明らかになった場合は、慣習に合った* 協議*及び/または基準*1.6 または4.6 で規定されている紛争*解決手順を通じ、状況は是正されている。</p>		
	<p>注：3.1.1 で特定された先住民族*、先住民族*団体との慣習に合った*協議*を経て、事前に紛争*解決手順をもっている。 侵害状況の確認は、3.1.1 で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*により行い、またこの紛争*解決に関する記 録は当事者で保管されている。</p>		
	RA		
	S1		
	S2		
	S3		
	S4		

	<p>指標* 3.2.4 先住民族*が持つ特定された権利へ影響を与える管理活動の実施前に、以下を含むプロセスにより、先住民族*から自由 意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を得ている：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 先住民族*が資源に関する彼らの権利と義務を認識していることを確認している。 2) 資源の経済的、社会的、環境的価値を先住民族*に伝えている。 3) 先住民族*が彼らの権利、資源、土地や領域*を守るために必要な範囲内で、提案されている管理活動について同意 を保留または修正する権利があることを伝えている。 4) 計画されている現在及び将来の森林*管理活動について先住民族*に伝えている。 		
	RA		
	S1		
	S2		
	S3		
	S4		

	<p>指標* 3.2.5 組織*は、影響を受ける先住民族*との間でFPIC*合意に至っていない場合でも、誠意ある*、先住民族*が満足できる相互 に合意したプロセスを進めている。</p>		
	RA		
	S1		
	S2		
	S3		
	S4		

3.3		基準* 3.3. 管理活動を規制する監督業務が委託される場合は、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)*により、組織*と先住民族*との間で契約*が締結されなければならない。契約*には期間、見直し、更新、解約、経済的条件に関する規定及びその他の諸条件が明記されなければならない。また、契約*には、組織*が諸条件を順守しているかどうかを先住民族*が監視するための規定が含まれていなければならない。注：この基準*は、先住民族*が組織*に委託する場合を想定している。		
		指標* 3.3.1 慣習に合った*協議*に基づいた、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を通じて管理活動に関する 監督業務の委託が生じた場合は、契約*が締結されること。この契約*には期間、見直し、更新、解約、経済的条件に関する規定及びその他の諸条件が含まれる。		
	RA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 3.3.2 契約*の記録は保持され、契約*内容は守られている。		
	RA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 3.3.3 契約*には、組織*が同意した諸条件に従っているか、先住民族*が監視するための規定が含まれている。		
		注：この契約*の順守状況は先住民族*によって確認されている。当事者が合意した頻度で、かつ協働*して契約*の評価 と見直しが行われること。		
	RA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			

3.4	基準* 3.4 組織*は、先住民族*の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP) (2007)及び原住民及び種族民条約169(ILO 条約 169 号) (1989)で定義されている、先住民族*の権利、慣習、文化を認め、尊重*しなければならない。		
	指標* 3.4.1 「先住民族*の権利に関する国際連合宣言(2007)(UNDRIP)」及び「1989 年の原住民及び種族民条約169(ILO 169 号条 約)」に規定されている先住民族*の権利、慣習、文化は、組織*により侵害されていない。		
	注：3.1.1 で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*を経て確認すること。国連宣言では、先住民族*には土地と 資源に対する権利、その回復と補償を受ける権利、及び文化的伝統と慣習を实践・再活性化する権利があり、これには 経済、自立及び発展を支える森林*資源や生態系サービス*の利用、及び伝統的な狩猟・採集・漁労や儀礼のための土地 と領域*の利用が含まれる。		
	RA		
	S1		
	S2		
	S3		
	S4		

	指標* 3.4.2 先住民族*の権利に関する国連宣言(UNDRIP) (2007)及び原住民及び種族民条約169(ILO 条約169 号) (1989)に規定され ている先住民族*の権利、慣習、文化が組織*によりこれまで侵害されている証拠がある場合、それらの状況が明記さ れ、権利、慣習、文化を権利者が満足する水準まで復元*させるための手順が示されている。侵害状況の記録、復元*の水準、手段や手順の作成は、3.1.1 で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*を経て行 われること。		
	注：これらには先住民族*の狩猟・採集などの場としてきた自然や伝統文化及び慣習の實踐に必要な生態系*や文化的な 景観*の復元*、宗教的及び文化的な場所（聖地、遺構、遺物、埋葬地、及び副葬品など）の維持、保護*なども含まれる。		
	RA		
	S1		
	S2		
	S3		
	S4		

	指標* 3.4.3 先住民族*の権利に関する国連宣言(UNDRIP) (2007)及び原住民及び種族民条約169 (ILO 条約169 号) (1989)に規定され ている先住民族*の雇用及び職業における差別がなく、慣習及び必要性を尊重*した労働形態が認められている。また当 該地域に暮らす先住民族*に対して雇用、教育訓練機会が平等に提供され、奨励されている。		
	RA		
	S1		
	S2		
	S3		
	S4		

3.5	基準* 3.5. 組織*は、先住民族*との協議*により、先住民族*にとって文化、生態、経済、宗教、精神の観点から特別な意味を持ち、先住民族*が法的*または慣習的な権利*を持つ場所を特定しなければならない。これらの場所は組織*とその 経営層により認識され、先住民族*との協働*により保護*されなければならない。		
	指標* 3.5.1 先住民族*が法的*または慣習的な権利*を持つ、文化、生態、経済、宗教、精神的に特別な意味を持つ場所が、先住民族 *との慣習に合った*方法での協議*により特定されている。		
	注： 北海道の場合、3.1.1 で特定された先住民族*・団体との協議*を経て特定されること。チャシ跡、チノミシリなど の有形・無形の文化的遺産、アイヌ文化に関する国、各地方公共団体指定の文化財、文化的景観*、史跡、名勝、遺 跡、埋蔵文化財、アイヌ語地名等が含まれる。また、参照すべき情報源としては、以下のものなどが挙げられる（日本 国内HCV*枠組み文書も参照のこと）： <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の指定・選定文化財一覧、道、市町村指定文化財一覧（北海道教育委員会、文化財・博物館課）。 ・ 重要文化的景観「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」。 ・ アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧（北海道教育委員会）。 ・ アイヌ民族の遺跡リスト（2015 年北海道教育委員会、文化財・博物館課）。 ・ アイヌ語地名リスト（北海道庁アイヌ政策推進室）。 ・ 「知床世界自然遺産」。 ・ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（世界遺産暫定一覧表記載）。 		
	RA		
	S1		
	S2		
	S3		
	S4		

	指標* 3.5.2 3.5.1 で特定された場所の保護*方法は先住民族*との慣習に合った*方法での協議*により合意され、文書化された上で実 施されており、管理への先住民族*の主体的な関与が保証されている。このような場所を特定し、文書化または地図上 に記すことにより、これらの価値が脅かされる恐れがあると先住民族*が判断した場合は、その他の手段を用いること。		
	RA		
	S1		
	S2		
	S3		
	S4		

	指標* 3.5.3 文化、生態、経済、宗教、精神的に特別な意味を持つ場所が新たに発見された場合は、速やかに3.1.1 で特定された先 住民族*・先住民族*団体に通知され、国の法令*や地域法*に従い、保護*方法が先住民族*との間で合意されるまでは、近 隣での管理活動は中断されている。		
	RA		
	S1		
	S2		
	S3		
	S4		

3.6		基準* 3.6. 組織*は先住民族*が伝統的知識*を守り、使用する権利を尊重*し、伝統的な知識や知的財産*を使用する際は 先住民族*に補償をしなければならない。また使用する際には、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意*を 通じて組織*と先住民の間で基準*3.3 のような契約*を締結しなければならない。またこれは知的財産*権の保護*制度と 調和していなければならない。		
		指標* 3.6.1 伝統的知識*や知的財産*は保護*され、それらの保有者との間で契約*により自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*が示された場合にのみ使用されている。		
	RA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 3.6.2 先住民族*は、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を経て締結された契約*に従い、伝統的知識*（森林*の管理システムに関する知識を含む）や知的財産*の使用に関して補償を受けている。		
		注：補償については、3.1.1 で特定された影響を受け得る先住民族*・先住民族*団体との協議*を経て決めること。		
	RA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			

4		原則* 4:地域社会*との関係 組織*は、地域社会*の社会的、経済的福利の維持または向上に貢献しなければならない。		
4.1		基準* 4.1. 組織*は、管理区画*内に存在する地域社会*及び管理活動により影響を受ける地域社会*を特定しなければならない。その上で組織*は、地域社会*との協議*の下、地域社会*が管理区画*内で持つ保有権*、森林*資源と生態系サービス*にアクセスし使用する権利に関する慣習的な権利*、法的*な権利及び義務を特定しなければならない。		
		指標* 4.1.1 管理区画*内に存在する地域社会*及び管理活動により影響を受ける地域社会*が特定されている。		
		注：影響を受ける地域社会*には、直接影響を受ける地域社会*、保有権*に関する法的*及び慣習的な権利*や森林*資源と生態系サービス*へアクセスし使用する法的*及び慣習的な権利*を有する地域社会*が含まれるがこれらに限らない。		
	RA	旧市町村ごとに存在する保護団体が地域社会単位のベースとなる。条例で保護団体に対する入会慣行を認めている。「施業区の名称及び面積並びに保護団体」として保護団体の一覧が管理計画書付属資料12に記載されている。施業区ごとに関係する保護団体が存在すれば記載されている。県有林全体がカバーされている。 大きく見れば、流域周辺の生活者、ひいては山梨県民全体が地域社会となる。	Y	
	S1			
	S2	旧市町村ごとに存在する保護団体が地域社会単位のベースとなる。条例で保護団体に対する入会慣行を認めている。「施業区の名称及び面積並びに保護団体」として保護団体の一覧が管理計画書付属資料12に記載されている。施業区ごとに関係する保護団体が存在すれば記載されている。県有林全体がカバーされている。 大きく見れば、流域周辺の生活者、ひいては山梨県民全体が地域社会となる。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 4.1.2 4.1.1 で特定された地域社会*の慣習に合った*方法での協議*により、以下の事項が文書及び/または地図上に記されている： 1) 保有権*に関する法的*及び慣習的な権利*。 2) 森林*資源と生態系サービス*へアクセスし使用する法的*及び慣習的な権利*。 3) 地域社会*の持つ法的*及び慣習的な権利*と関連する義務。 4) これらの権利と義務を裏付ける証拠。 5) 地域社会*と行政及びその他との間で権利が争われている地域。 6) 組織*によりどのようにこれらの法的*及び慣習的な権利*(紛争*対象の権利を含めて)が守られているのかについての概要。 7) 管理活動に関する地域社会*の要望と目的*。		
	RA	山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。 従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをすることが定められており、実際に払い下げがなされている。 林地残材についても保護団体から払い下げの要望があれば販売できる。 山梨県恩賜県有財産管理条例第4条で保護団体が保護の責任を負わなくてはならない旨が記載されており、保護団体が巡視等の義務を負い、実施している。 保護団体には交付金が支払われている。	Y	
	S1			
	S2	山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。 従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをすることが定められており（山梨県恩賜県有財産管理条例第43条）、実際に払い下げがなされている。 林地残材についても保護団体から払い下げの要望があれば販売できる。キノコは毎年、草木、檜皮は数年に一度申請が成されている。 山梨県恩賜県有財産管理条例第4条で保護団体が保護の責任を負わなくてはならない旨が記載されており、保護団体が巡視等の義務を負い、実施している。 保護団体には交付金が支払われている。	Y	
	S3			
	S4			

4.2		基準* 4.2. 組織*は、地域社会*の権利、資源、土地や領域*を守るために必要な限りにおいて、管理区画*内のまたはその 区画に関連する管理活動を規制する権限を維持するための、その地域社会*が有する法的*及び慣習的な権利*を認識し、 尊重*しなければならない。地域社会*がその管理活動を監督する権限を第三者に委託する際には自由意思による、事前 の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*が必要である。		
		指標* 4.2.1 地域社会*は、自身の権利、資源、土地、領域*を保護*するために必要な範囲内で、管理活動への変更の要望や意見をいつ、どこで、どのように述べることができるのか、慣習に合った*協議*を通して伝えられている。		
	RA	管理計画の編成を5年ごとに行っており、そのときに関係市町村、保護団体の意見を必ず聞くこととしている。「山梨県県有林野管理規程」で定められており、意見書が提出される仕組みとなっている。	Y	
	S1			
	S2	管理計画の編成を5年ごとに行っており、そのときに関係市町村、保護団体の意見を必ず聞くこととしている。「山梨県県有林野管理規程」で定められており、意見書が提出される仕組みとなっている。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 4.2.2 地域社会*が持つ、管理活動を規制する権限を維持するための法的*及び慣習的な権利*は組織*により侵害されていない。		
	RA	条例で保護団体の権限が決められており、権限が侵害されれば条例違反となるが、そのような事例は起こっていない。	Y	
	S1			
	S2	条例で保護団体の権限が決められており、権限が侵害されれば条例違反となるが、そのような事例は起こっていない。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 4.2.3 管理活動に関する地域社会*の法的*及び慣習的な権利*が侵害された証拠がある場合、必要に応じて、慣習に合った*協 議*及び/または基準*1.6 または4.6 で要求されている紛争*解決手順を通じ、状況は是正されている。		
	RA	保護団体の権限が侵害されれば条例違反となり、法的に処理がなされる。手順も定められている。しかし現在そのような事例はない。	Y	
	S1			
	S2	保護団体の権限が侵害されれば条例違反となり、法的に処理がなされる。手順も定められている。しかし現在そのような事例はない。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 4.2.4 地域社会*が持つ権利へ影響を与える森林*管理活動の実施前に、次の過程を経て地域社会*から自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を得ている： 1) 地域社会*が資源についての権利と義務を認識していることを確認している。 2) 資源の経済、社会、環境的価値を地域社会*に伝えている。 3) 地域社会*が自身の権利、資源、土地、領域*を守るために必要な範囲内で、提案されている管理活動について同意を保留または修正する権利があることを伝えている。 4) 計画されている現在及び将来の森林*管理活動について地域社会*に伝えている。		
	RA	もし保護団体の利害に影響する開発などが行われるときには、森林審議会が開かれ、そのなかで地元市町村や保護団体にも意見を聞くこととなっている。県有林の中で開発行為などが生じる場合は、保護団体に意見を聞くことが恩賜県有財産土地利用条例で定められている。	Y	
	S1			
	S2	もし保護団体の利害に影響する開発などが行われるときには、毎年開催されている森林審議会の中で、そのなかで地元市町村や保護団体にも意見を聞くこととなっている。県有林の中で開発行為などが生じる場合は、保護団体に意見を聞くことが恩賜県有財産土地利用条例で定められている。最近では平成27年9月4日の森林審議会の際に、保護団体に対して富士山登山者用の駐車場の整備について同条例に基づく意見徴収がされた。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 4.2.5 組織*は、影響を受ける地域社会*との間でFPIC*合意に至っていない場合でも、誠意ある*、地域社会*が満足できる相互に合意したプロセスを進めている。		
	RA	保護団体の利害に関係する可能性のある場合は山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例の定めるところに従って処理されることになっている。	Y	
	S1			
	S2	保護団体の利害に関係する可能性のある場合は山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例の定めるところに従って処理されることになっている。	Y	
	S3			
	S4			

4.3		基準* 4.3. 組織*は、地域社会*、請負業者、納入業者に対し、管理活動の規模*、強度*に応じて適当な*雇用の機会、教育訓練その他のサービスを提供しなければならない。		
		指標* 4.3.1 地域社会*、地元請負業者、地元納入業者に対して組織*の規模*に見合う程度で以下の機会が与えられている： 1) 雇用 2) 教育訓練 3) その他のサービス		
		注：教育訓練には教育啓発的なものから技術的なものまで、講習や研修の開催、情報提供などが含まれる。その他のサービスには例として取引における優遇措置や環境教育、レクリエーションの場の提供や自給の範囲内での資源の採取の許可が挙げられる。		
	RA	造林作業は、山梨県に登録されている県内業者が請負契約で行っている。その請負業者は48社(登録社数100)である。研修の案内はメール等で事業者者へも案内している。 山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2018年度は、学校教員対象の環境教育指導者研修等の基礎研修2回、県職員や市町村職員対象、林業事業体も参加可能な専門研修が27回、緑の雇用の研修の一部としての技能者養成研修10回等の研修が行われた。 県民の森や森林文化の森で毎年ワークショップ等がある。活動主体は地域の団体である。またこのような森には遊歩道を設置、管理している。遊歩道の管理は県が行っている。	Y	
	S1			
	S2	造林作業は、山梨県に登録されている県内業者が請負契約で行っている。その請負業者は47社(登録社数100)である。研修の案内はメール等で事業者者へも案内している。 山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2023年度は、学校教員対象の環境教育指導者研修等の基礎研修2回、県職員や市町村職員対象、林業事業体も参加可能な専門研修が24回、緑の雇用の研修の一部としての技能者養成研修が行われた。 県民の森や森林文化の森で毎年ワークショップ等がある。活動主体は地域の団体である。またこのような森には遊歩道を設置、管理している。遊歩道の管理は県が行っている。 山梨県立農業大学校が、2022年に森林学科を加え農林大学校となり、2023年度の卒業生9名は全員山梨県内で林業関連企業、森林組合等に就職した。	Y	
	S3			
	S4			

4.4		基準* 4.4. 組織*は、地域社会*との協議*により、地域社会*の社会経済的な発展に貢献するため、管理活動の規模*、強度*及び社会経済的な影響力に応じて追加的な活動を行わなければならない。		
		指標* 4.4.1 組織*は、地域社会*や関係機関との慣習に合った*方法での協議*を通じて、地域の社会経済的な発展に寄与している。		
	RA	広大な県有林を適切に管理することで、地域の林業・木材産業の発展、登山やレクリエーション利用などの推進に寄与している。知事との対話を通じて県への要望などが上がる仕組みがある（「県内産業の高付加価値化を目指して」）。2021年6月14日、12月17日、12月27日にそれぞれテーマを決めて開催された。提示された意見については、県庁内の関係部署に共有され必要に応じて適宜対応されている。主な意見については県庁ホームページで公開されている。	Y	
	S1	広大な県有林を適切に管理することで、地域の林業・木材産業の発展、登山やレクリエーション利用などの推進に寄与している。知事との対話を通じて県への要望などが上がる仕組みがある（知事対話）。2022年10月20日、11月1日、11月10日、12月19日にそれぞれテーマを決めて開催された。提示された意見については、県庁内の関係部署に共有され必要に応じて適宜対応されている。主な意見については県庁ホームページで公開されている（ https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/hizadumedangi/ ）。毎年県主催でFSC研修を実施しており、この際に林業事業者との意見交換をしている。やまなし森の紙推進協議会および山梨県内のCOC業者とも日々の業務を通じて頻繁に話している。県内の模範を示す立場として一貫施策を行うことで地域の林業事業者のスキル向上も図っている。	Y	
	S2	広大な県有林を適切に管理することで、地域の林業・木材産業の発展、登山やレクリエーション利用などの推進に寄与している。知事との対話を通じて県への要望などが上がる仕組みがある（県民対話）。2023年9月19日、10月10日、11月16日、11月21日、12月14日、12月21日にそれぞれテーマを決めて開催された。提示された意見については、県庁内の関係部署に共有され必要に応じて適宜対応されている。主な意見については県庁ホームページで公開されている（ https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/taiwa/index.html ）。この中で県有林課に関する意見が出ることはあまりない。毎年県主催でFSC研修を実施しており、この際に林業事業者との意見交換をしている。ホームページで県内のCOC業者の一覧を公開している。県内の模範を示す立場として一貫施策を行うことで地域の林業事業者のスキル向上も図っている。	Y	
	S3	広大な県有林を適切に管理することで、地域の林業・木材産業の発展、登山やレクリエーション利用などの推進に寄与している。知事との対話を通じて県への要望などが上がる仕組みがある（県民対話）。令和7年度は3回、令和6年度は3回、それぞれテーマを決めて開催された。提示された意見については、県庁内の関係部署に共有され必要に応じて適宜対応されている。主な意見については県庁ホームページで公開されている（ https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/taiwa/index.html ）。この中で県有林課に関する意見が出ることはあまりない。毎年県主催でFSC研修を実施しており、この際に林業事業者との意見交換をしている。（2025/3/4実施、50人弱が参加）やまなし森の紙推進協議会および山梨県内のCOC業者とも日々の業務を通じて頻繁に話している。ホームページで県内のCOC業者の一覧を公開している（ https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/70_029.html ）県内の模範を示す立場として一貫施策を行うことで地域の林業事業者のスキル向上も図っている。	Y	
	S4			

		指標* 4.4.2 地域の社会経済に貢献するプロジェクトや追加的な活動が実施及び/または支援されており、それは管理活動の社会経済的な影響力に見合っている。		
RA		追加的な活動としては、富士山の森活動（ボランティア活動）、クライン・ヴァルト（企業の福利厚生（森林体験、森林浴など）の場）の提供などが行われている。	Y	
S1		追加的な活動としては、富士山の森づくり（ボランティア活動）、クライン・ヴァルト（企業の福利厚生（森林体験、森林浴など）の場（ https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/kvalt/kvalt.html ）の提供などが行われている。林業大学の授業でのフィールド提供もしている。	Y	
S2		追加的な活動としては、富士山の森づくり（ボランティア活動）、クライン・ヴァルト（企業の福利厚生（森林体験、森林浴など）の場（ https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/kvalt/kvalt.html ）の提供などが行われている。林業大学の授業でのフィールド提供もしている。今年、森林公園（武田の森）の中にマウンテンバイクコースが開設された。林道を活用した自転車イベント（ヒルクライム）を毎年開催している。今年南アルプス林道では100名ほどの参加があった。	Y	
S3		追加的な活動としては、富士山の森づくり（ボランティア活動）、クライン・ヴァルト（企業の福利厚生（森林体験、森林浴など）の場（ https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/kvalt/kvalt.html ）の提供などが行われている。林業大学の授業でのフィールド提供もしている。森林公園（武田の杜）の中にマウンテンバイクコースが開設され、教室も実施されている。その他森林セラピー、ツリークライミング、木工教室などのイベントも開催されている。運営は山梨県造園建設業協同組合に委託している。（ https://y-zouen.jp/takeda/ ）林道を活用した自転車イベント（ヒルクライム）を毎年開催している。南アルプス林道では100名ほどの参加がある。	Y	
S4				

4.5		基準* 4.5. 組織*は、地域社会*との協議*により、管理活動が地域に与える社会、環境、経済上重大な悪影響を特定し、回避、低減する措置を実施しなければならない。実施される措置は、活動の規模*、強度*と悪影響のリスク*に応じたものでなければならない。		
		指標* 4.5.1 組織*は利害関係者*との協議*の下で、森林*管理活動が地域に与え得る社会、環境、経済的な悪影響を特定し、そのリスク*を評価し、悪影響が特定された場合、リスク*に応じて悪影響を低減するための措置を実施している。		
	RA	森林審議会、市町村、関係保護団体に聞き取りを行い、第4次県有林管理計画を樹立した。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会は豊富にある。聞き取り対象が特定の団体や性別に限定されることはない。個別の事業においては、事前の環境影響評価で悪影響のリスクを評価している。施業前の環境影響評価では、希少種が発見された場合はその場所を除外するなどの対応をしている。下流に濁りが出ないように沈砂地を設けたこともある。	Y	
	S1	森林審議会、市町村、関係保護団体に聞き取りを行い、第4次県有林管理計画を樹立した。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている（前回は令和2年）。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会は豊富にある。聞き取り対象が特定の団体や性別に限定されることはない。個別の事業においては、事前の環境影響評価で悪影響のリスクを評価している。施業前の環境影響評価では、希少種が発見された場合はその場所を除外するなどの対応をしている。下流に濁りが出ないように沈砂地を設けたこともある。	Y	
	S2	森林審議会、市町村、関係保護団体に聞き取りを行い、第4次県有林管理計画を樹立した。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている（前回は令和2年）。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会は豊富にある。聞き取り対象が特定の団体や性別に限定されることはない。個別の事業においては、事前の環境影響評価で悪影響のリスクを評価している。施業前の環境影響評価では、希少種が発見された場合はその場所を除外するなどの対応をしている。下流に濁りが出ないように沈砂地を設けたこともある。環境調査チェックシートを確認した。	Y	
	S3	森林審議会、市町村、関係保護団体に聞き取りを行い、第4次県有林管理計画を樹立した。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている。2025年度は第5次県有林管理計画を樹立する年なので、関係団体（160の保護団体、市町村、各事務所、山梨県森林総合研究所、内水面漁協連合会、土地改良区、林業事業体）への聞き取りを2025年3月に行った。最終的に森林審議会で結果を報告し、2025年度末に第5次県有林管理計画を樹立する予定。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会は豊富にある。聞き取り対象が特定の団体や性別に限定されることはない。個別の事業においては、事前の環境影響評価で悪影響のリスクを評価している。施業前の環境影響評価では、希少種が発見された場合はその場所を除外するなどの対応をしている。下流に濁りが出ないように沈砂地を設けたこともある。環境調査チェックシートを確認した。事業量は維持しており、伐採量は徐々に増やしている。それが地元の経済の維持につながるというプラスの影響を与えている。	Y	
	S4			

4.6		基準* 4.6. 組織*は、地域社会*との慣習に合った方法での協議*により、管理活動が与えた影響についての地域社会*や個人*の苦情を解決し、公正な補償*を行う仕組みを持たなければならない。		
		指標* 4.6.1 地域社会*との慣習に合った*方法での協議*により作成された、入手可能*な紛争*解決手順（苦情処理手順）を持っている。		
	RA	書面にて、口頭で受けた意見を正式に受け付けるシステムがある。 文書開示請求があれば条例に従い応じる。 「やまなしパートナーズ・レター制度」にて、県民から県政に対するすべての質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。誰でもウェブサイトから意見を提出できる。手順についても紹介されている。 (https://www.pref.yamanashi.jp/teian/) 広聴広報課が窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。森林・林業関係では特にクレームはない。 必要なときは法律と県の仕組みに従って補償を行うことになっている。ケヤキの枝が風で落ち、民地のフェンスを倒してしまったときには県で所有者に補償をした（H28.10発生）。 もし紛争が起こった場合は、県の手続きに従い対応する。	Y	
	S1			
	S2	「やまなしパートナーズ・レター制度」にて、県民から県政に対するすべての質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。誰でもウェブサイトから意見を提出できる。手順についても紹介されている。 広聴広報グループが窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。 また直接林政部やその他の関連部署に電話やメールで意見が来ることもあり得る。最近では、県有林の倒木がキャンプ場施設に当たり、電話で連絡を受けた。 境界管理を行うことで争議を未然に防いでいる。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 4.6.2 管理活動が与えた影響に関する苦情は迅速に*対応され、すでに解決済みかまたは紛争*解決手順により処理されている ところである。		
	RA	今日まで苦情はない。ホームページで提出された意見や質問は担当部署に届けられ1週間以内に最初の回答がなされる。	Y	
	S1			
	S2	管理活動が与えた影響に関する苦情はない。ホームページで提出された意見や質問は担当部署に届けられ1週間以内に最初の回答がなされる。 作業を請け負う業者が直接苦情を受けた場合は、請負業者から県の担当職員に連絡がされる。	Y	
	S3			
	S4			

	<p>指標* 4.6.3 森林*管理活動が与えた影響に関する現在に至るまでの苦情の記録が保管されている。これには以下がすべて含まれる：</p> <p>1) 苦情解決のためにとられた一連の措置。</p> <p>2) 地域社会*と個人への公正な補償*を含む、紛争*解決の結果。</p> <p>3) 紛争*が未解決の場合は未解決の理由、解決に向けた方法と進捗状況。</p>		
RA	過去の記録は保管されている。倒木処理、フェンスの補償など。	Y	
S1			
S2	過去の記録は保管されている。倒木処理、フェンスの補償など。	Y	
S3			
S4			

	<p>指標* 4.6.4 以下の条件のいずれかに該当する紛争*がある場合は、当該地域において施業が中止されている：</p> <p>1) 大規模な紛争*。</p> <p>2) 長期に及ぶ紛争*。</p> <p>3) 非常に多くの利害が関係している紛争*。</p>		
RA	現在そのような紛争はない。	Y	
S1			
S2	現在そのような紛争はない。	Y	
S3			
S4			

4.7		基準* 4.7 組織*は、地域社会*との協議*により、地域社会*にとって文化、生態、経済、宗教、精神の観点から特別な意味を持ち、地域社会*が法的*または慣習的な権利*を持つ場所を特定しなければならない。これらの場所は組織*とその経営層により認識され、地域社会*との協働*により保護*されなければならない。		
		指標* 4.7.1 地域社会*にとって文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持ち、地域社会*が法的*または慣習的な権利*を持つ場所が地域社会*の慣習に合った*方法での協議*により特定されている。また組織*はこれらの場所を認識している。		
	RA	「保護林」が該当する。地域社会の意見に基づき、地域社会が重要と考える森林を保護している。第4次県有林管理計画p206に記載されておりHCVの中に保護林が含まれている。	Y	
	S1			
	S2	「保護林」が該当する。地域社会の意見に基づき、地域社会が重要と考える森林を保護している。第4次県有林管理計画p206に記載されておりHCVの中に保護林が含まれている。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 4.7.2 地域社会*の慣習に合った*方法での協議*により、このような場所を保護*する方法が合意され、文書化された上で実施されている。このような場所を物理的に特定し、文書化または地図上に記すことにより、これらの価値が脅かされる恐れがあると地域社会*が判断した場合は、その他の方法を用いること。		
	RA	県有林管理計画を編成する際の地域社会からの意見聴取がベースとなっており、その上で保護方法が作成されている。手を付けずに保護されている。	Y	
	S1			
	S2	県有林管理計画を編成する際の地域社会からの意見聴取がベースとなっており、その上で保護方法が作成されている。手を付けずに保護されている。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 4.7.3 文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持つ場所が新たに発見された場合は国の法令*や地域法*に従い、保護*方法が地域社会*との間で合意されるまでは、近隣の管理活動は中断されている。		
	RA	第4次の計画策定の際に意見公募されたが、新たな場所の発見および追加はなかった。	Y	
	S1			
	S2	第4次の計画策定の際に意見公募されたが、新たな場所の発見および追加はなかった。	Y	
	S3			
	S4			

4.8		基準* 4.8 組織*は、地域社会*が伝統的知識*を守り、使用する権利を尊重*し、組織*がそれらの伝統的知識*や知的財産* を使用する際は地域社会*に補償をしなければならない。また使用する際には、自由意思による、事前の、十分な情報 に基づく同意(FPIC)*を通じて組織*と地域社会*の間で基準*3.3 のような契約*を締結しなければならない。またこれは 知的財産*権の保護*に沿うものでなければならない。		
		指標* 4.8.1 伝統的知識*や知的財産*は保護*され、それらの保有者との間で契約*により自由意思による、事前の、十分な情報に基 づく同意(FPIC)*が示された場合にのみ使用されている。		
	RA	該当するものはない。	N/A	
	S1			
	S2	該当するものはない。	N/A	
	S3			
	S4			

		指標* 4.8.2 地域社会*の伝統的知識*や知的財産*が使用されている場合、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)*を通じて得られた契約*に従い、伝統的知識*や知的財産*の使用に関して地域社会*は補償を受けている。		
	RA	該当するものはない。	N/A	
	S1			
	S2	該当するものはない。	N/A	
	S3			
	S4			

5		原則* 5: 森林*のもたらす便益 組織*は、長期*的な経済的継続性*や様々な環境、社会便益を維持、向上するよう、管理区画*から得られる多様な林産 物やサービスを効果的に管理しなければならぬ。		
5.1		基準* 5.1. 組織*は、地域経済を多様化、活性化するため、管理区画*の多様な資源や生態系サービス*に基づいた様々な 便益と林産物を管理活動の規模*と強度*に応じて特定して生産し、より多くの便益をもたらすよう、管理しなければならぬ。		
		指標* 5.1.1 地域経済の活性化、多様化につながる可能性のある多様な資源と生態系サービス*が特定されている。		
		注：これには、例として非木材林産物*や利用価値のある樹種、漁場・レクリエーションの場などが含まれる。		
	RA	キノコ、ナナカマド等の林産物の利用、端材のバイオマス利用、森林レクリエーションでの利用、多くの名峰への登山、森林ボランティアの活動の場の提供などが特定されている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	キノコ、ナナカマド等の林産物の利用、ミスナラ枯損木の売り払い、端材のバイオマス利用、森林レクリエーションでの利用、多くの名峰への登山、森林ボランティアの活動の場の提供などが特定されている。	Y	
	S4			

		指標* 5.1.2 地域経済を活性化、多様化するために、管理目的*に従い、特定された多様な林産物や便益の利用や生産が図られている。		
	RA	キノコ、ナナカマド等の林産物等は保護団体へ売り払いしている。すべての販売量は記録されている。山菜などの副産物は保護責任のある地元へ払い下げられているが、他者に販売を拡大することは管理条例上難しい。 3つの森林公園、12箇所の森林文化の森がある。森林公園の指定管理者や市町村が各種プログラム、ワークショップを企画、提供している。遊歩道の管理は県が行っている。金川の森等で一部施設使用料を徴収している。無料の体験ツアーも実施している。 多くの登山客や観光客が訪れている。 財団法人オイスカが実施する富士山の森づくり事業では県はフィールドを提供している。 やまなし次世代林業強化推進事業という、伐採から植栽までを一貫作業により効率化を図り、木材は市場へ搬出して販売する仕組みができた。その際、施業で発生した小径木は販売することができる。またこの取り組みが県有林に限らず県内全体に波及することを期待している。これによりバイオマス材の利用増加が見込まれている。 なお、現在伐捨間伐を実施している場所は搬出が困難な場所、また保育間伐の場所なので、バイオマス用に集材するのは搬出・費用の面で難しいため、今後とも利用しない方針である。	Y	
	S1		Y	
	S2			
	S3	キノコ、ナナカマド等の林産物等は保護団体へ売り払いしている。すべての販売量は記録されている。山菜などの副産物は保護責任のある地元へ払い下げられているが、他者に販売を拡大することは管理条例上難しい。ミズナラの枯損木は例外的に入札で売払した。 3つの森林公園（管理はそれぞれ別団体）、12箇所の森林文化の森がある。森林公園の指定管理者や市町村が各種プログラム、ワークショップを企画、提供している。遊歩道の管理はそれぞれの土地使用者（県の観光課、市町村、指定管理者など）が行っている。金川の森等で一部施設使用料を徴収している。無料の体験ツアーも実施している。（青木ヶ原樹海エコツアーなど） 多くの登山客や観光客が訪れている。 財団法人オイスカが実施する富士山の森づくり事業では県はフィールドを提供している。 伐採から植栽までを一貫作業により効率化を図る仕組みは、一貫作業契約（立木（特約で地拵え込み）は売払契約、植栽とシカ柵設置を委託契約とし、一括で契約する仕組み）に変更した。地拵えを意識した伐採をしてもらうこと、また重機があるうちに地拵えをすることで搬出可能な端材を増やせるため、なるべく端材を利用してもらうことも意図しており、実際なるべく搬出されていた。また近くでバイオマス利用のために搬出する事業者があれば、林道脇に集積しておき一緒に搬出してもらう事例もある。 間伐時に用材以外の端材を買い取り申請できる仕組みがあり、実際に多くの事業者が申請して端材を利用している。 大月市と南部町に木質バイオマス発電所があり、バイオマスの引取先になっている。甲斐市にも新しい木質バイオマス発電所が建設され令和5年11月から商業運転が開始された。製紙原料用チップとしての需要も高くなっている。 なお、現在伐捨間伐を実施している場所は搬出が困難な場所、また保育間伐の場所なので、バイオマス用に集材するのは搬出・費用の面で難しいため、今後とも利用しない方針である。		
	S4			

		指標* 5.1.3 組織*が生態系サービス*についての主張をする場合は、FSC-PRO-30-006 の該当する要求事項に従っている。		
	RA	生態系サービス認証は取得していない。	N/A	
	S1			
	S2			
	S3	生態系サービス認証は取得していない。	N/A	
	S4			

5.2		基準* 5.2. 組織*は、管理区画*からの林産物の収穫とサービスの利用を、それらが持続できる水準以下に抑えなければならない。		
		指標* 5.2.1 木材伐採量*は成長量、蓄積量、枯死量、自然災害*による消失を反映した利用可能な最も有効なデータに基づいている。		
		注：これは必ずしも常に伐採量が成長量を上回ってはいけないということではない。将来の収穫のための蓄積を確保し、長期*にわたる木材収穫の持続可能性が示せることが重要。		
	RA	第4次県有林管理計画（p53）では年齢別森林資源表において年間成長量が298,052m ³ と算出されている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	第4次県有林管理計画（p53）では年齢別森林資源表において年間成長量が298,052m ³ と算出されている。2025年度に第5次県有林管理計画を策定中である。平成15年に「山梨県県有林収穫予想表」を調整し、これに基づいて成長量を計算している。	Y	
	S4			

		指標* 5.2.2 5.2.1 で特定されたデータに基づき、木材の年間許容伐採量が決定されている。これは経営単位で設定され長期*的に木材の収穫が持続できる水準以下である。		
		注：ただし、恒常的に伐採量が5.2.1 で参照された年間成長量よりも極端に少ない組織*（成長量の30%未満）の場合、年間許容伐採量が定められていなくてもよい。		
	RA	第4次県有林管理計画（2021年4月から10年間）p174「附属資料9 保続計算」に、今後50年の成長量に基づいた伐採量計画が記載されている。生産量は成長量を下回り永続的な収穫には問題ない。 今後10年間の具体的な収穫計画については、県有林野管理規定で10年間の伐採箇所を決めることが定められている。GISと現地踏査で樹種、資源量、林道の有無を考慮し、収穫可能な森林を抽出し、具体的供給量を把握している。第4次管理計画で県有林からは、10年間で96万m ³ が供給できるという集計結果になった。樹木が成長しているため、林齢構成の平準化のために伐採量を増やすことも要因に入っている。 緊急的に伐採が必要になるときは微増することもあるが、基本的には計画量に沿った伐採を行う予定。 10年間の管理計画の中で9割程度は伐採箇所を決めている。それにより伐採量の数字を積み上げている。入札しても不落の場合もあり、不落の場合は販売できず終わる。10年間の管理計画は簡単には変えられない仕組みとなっている。 単年度の収穫計画については、翌年の収穫量の計画数量は前年の9月ごろに決定し、年度末に具体的な立木販売林分を決定する。管理計画で10年間の計画数量を示しているため、それを10で割った数に、プラスマイナス10%の量を加味して翌年の計画数量を決定する。その次の年は10年間の計画数量から前年実績を引いて、9年でわり、プラスマイナス10%を加味する。これを毎年繰り返すため、収穫量は10年間の計画数量内に収まる。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	第4次県有林管理計画（2021年4月から10年間）p174「附属資料9 保続計算」に、今後50年の成長量に基づいた伐採量計画が記載されている。生産量は成長量を下回り永続的な収穫には問題ない。 今後10年間の具体的な収穫計画については、県有林野管理規定で10年間の伐採箇所を決めることが定められている。GISと現地踏査で樹種、資源量、林道の有無を考慮し、収穫可能な森林を抽出し、具体的供給量を把握している。第4次管理計画で県有林からは、10年間で96万m ³ が供給できるという集計結果になった。樹木が成長しているため、林齢構成の平準化のために伐採量を増やすことも要因に入っている。 緊急的に伐採が必要になるときは微増することもあるが、基本的には計画量に沿った伐採を行う予定。 10年間の管理計画の中で9割程度は伐採箇所を決めている。それにより伐採量の数字を積み上げている。入札しても不落の場合もあり、不落の場合は販売できず終わる。10年間の管理計画は簡単には変えられない仕組みとなっている。 単年度の収穫計画については、翌年の収穫量の計画数量は前年の9月ごろに決定し、年度末に具体的な立木販売林分を決定する。管理計画で10年間の計画数量を示しているため、それを10で割った数に、プラスマイナス10%の量を加味して翌年の計画数量を決定する。その次の年は10年間の計画数量から前年実績を引いて、9年でわり、プラスマイナス10%を加味する。これを毎年繰り返すため、収穫量は10年間の計画数量内に収まる。 令和6年度収穫は、計画97532m ³ に対し、実績86492m ³ であった。 毎年の細かい伐採計画量は積極的には公開されていないが、情報公開請求があれば公開できる。 入札結果はホームページに掲載されているため、売払数量（実測に基づく販売時点での予測値）の実績はわかる。 過去の伐採地の調査をした結果、林道から200m以内でほぼ伐採をしている。それ以上だと搬出は難しい。道から遠い高齢人工林の今後の管理方針については検討中。	Y	
	S4			

		指標* 5.2.3 実際の木材の年間伐採量が記録されており、5年間（新規で5年の実績がない場合はあるだけの期間）の伐採実績が5.2.2で定めた可能伐採量のその期間の合計分を超えていない。		
		注：除伐、切り捨て間伐は育林施業として、この伐採量には含まない。		
	RA	成長量を上回る伐採はない。第4次県有林管理計画p13に過去5年間（2016年度から2020年度）の計画と実績が記載されている。5年間の伐採計画量375,000m ³ に対し実績は365,354m ³ とほぼ計画通りの伐採量となっている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	成長量を上回る伐採はない。第4次県有林管理計画p13に過去5年間（2016年度から2020年度）の計画と実績が記載されている。5年間の伐採計画量375,000m ³ に対し実績は365,354m ³ とほぼ計画通りの伐採量となっている。	Y	
	S4			
		指標* 5.2.4 組織*の管理下での生態系サービス*の商業的な利用と非木材林産物*の収穫については、利用可能な最も有効な情報*に基づき持続可能な利用量が計算されており守られている。		
	RA	キノコ、ナナカマド等の林産物の持続可能な収穫量は定めていないが、販売量は県有林全体の規模からすると少量のため、持続可能な収穫に影響を与える量ではない。県有林全体でキノコ類で多くて数百kg、その他林産物で数百本程度である。長年継続して収穫されており、これまでの経験からも持続可能な収穫に影響を与える量ではないことが把握されている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	キノコ、ナナカマド等の林産物の持続可能な収穫量は定めていないが、販売量は県有林全体の規模からすると少量のため、持続可能な収穫に影響を与える量ではない。県有林全体でキノコ類で多くて数百kg、その他林産物で数百本程度である。長年継続して収穫されており、これまでの経験からも持続可能な収穫に影響を与える量ではないことが把握されている。	Y	
	S4			
5.3		基準* 5.3. 組織*は、管理計画*において外部に及ぼす便益及び費用を把握し、考慮していることを示さなければならない。		
		指標* 5.3.1 管理活動に付随して発生する社会、環境上の悪影響を防止、回避または補償するための費用が確保されている。		
		注：これには例として以下のものが挙げられる： <ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬*を代替するための取り組みの費用。 ・ 生分解チエンオイルの使用に伴う追加費用。 ・ 侵略的外来種*駆除のための費用。 ・ 管理区画*内の危険箇所について事故や災害を防止するための対策の費用。 ・ 安全装備の整備費用。 ・ 漁業利権者への補償費用。 		
	RA	境界管理等保護管理費、林道災害復旧費、森林文化の森管理費、獣害対策費用等の支出割当が明確となっている。また森林文化の森管理費、獣害対策費用の支出割当も明確である。事業予算ではないため、予算が削減される可能性は極めて低い。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	恩賜県有財産特別会計の中で予算立てされている。 森林保護費、境界管理費、県造林費、県営林道維持修繕費などの項目がある。 公園管理費、森林文化の森づくり推進費、おもてなし森林景観創出事業などは一般会計の予算となっている。	Y	
	S4			

		指標* 5.3.2 管理活動による社会、環境上の好影響に伴う便益は特定され、管理計画*に含まれている。		
		注：これには例として、雇用創出、地域経済への貢献、水源涵養機能などの生態系サービス*の維持などが含まれる。また、便益は必ずしも定量化しなくてもよい。		
	RA	第4次県有林管理計画p36以降の基本方針、重点的に取り組む事項の中で、社会、環境上の好影響に伴う便益が特定され、具体的な活動目標が立てられている。水土保全機能の強化、保健休養機能の利活用促進、地域への木材供給などの目標が掲げられている。東京、神奈川、静岡の源流域であることを認識しており、下流に存在する漁協は把握している。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	第4次県有林管理計画p36以降の基本方針、重点的に取り組む事項の中で、社会、環境上の好影響に伴う便益が特定され、具体的な活動目標が立てられている。水土保全機能の強化、保健休養機能の利活用促進、地域への木材供給などの目標が掲げられている。東京、神奈川、静岡の源流域であることを認識しており、下流に存在する漁協は把握している。	Y	
	S4			

5.4		基準* 5.4. 組織*は、地元の 加工施設やサービスの提供の場が存在する場合、規模*、強度*、リスク*に応じて可能な限り これらを利用しなければならない。このような施設やサービスが存在しない場合、地元でのこれらの創出に努力しなければならない。		
		指標* 5.4.1 他地域と比較して費用、品質、生産能力が劣らない場合、地元の製品、サービス、加工施設、付加価値づけ施設が利用 されている。		
		注：地元の加工施設があってもそれを利用していない場合は正当な理由がある。		
	RA	森林整備事業の際には入札に参加できる業者は県内の登録業者のみである。間伐材や一部丸太は県内市場（東部：甲斐東部材産地形成事業協同組合、中央：山梨県森林組合連合会、南部：南部町森林組合）で販売されている。副産物は保護団体に提供されている。ノベルティグッズ制作、印刷などは県内業者に発注している。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	森林整備事業を含む山梨県の入札に参加できる業者は基本的に県内に本店がある登録業者のみである。間伐材や一部丸太は県内市場（東部：甲斐東部材産地形成事業協同組合、中央：山梨県森林組合連合会、南部：南部町森林組合）で販売されている。副産物は保護団体に提供されている。条例で保護団体に限定されている。ノベルティグッズ制作、印刷などは県内業者に発注している。	Y	
	S4			

		指標* 5.4.2 地元の製品、サービス、加工施設、付加価値づけ施設がない、あるいは利用できない場合、組織*はこれらが地元で開設される、あるいは既存の施設が利用できるような改善がされるよう努力している。		
	RA	地元の製品やサービス等が利用できているため該当しない。	N/A	
	S1			
	S2			
	S3	地元の製品やサービス等が利用できているため該当しない。	N/A	
	S4			

5.5		基準* 5.5. 組織*は、長期*の経済的継続性*への取り組みを規模*、強度*、リスク*に応じて管理計画*や支出根拠を通じて 示さなければならない。		
		指標* 5.5.1 本規格への適合と長期*的な経済性*を保つため、管理計画*の実施のために必要な資金が計上されている。		
	RA	恩賜県有財産特別会計の予算が毎年立てられている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	恩賜県有財産特別会計の予算が毎年立てられている。	Y	
	S4			

		指標* 5.5.2 本規格への適合と長期*的な経済性*を保つため、管理計画*の実施に必要な支出と投資がされている。		
	RA	恩賜県有財産特別会計の予算に基づき、毎年必要な支出と投資がなされている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	恩賜県有財産特別会計の予算に基づき、毎年必要な支出と投資がなされている。	Y	
	S4			

		指標* 5.5.3 収入と支出のバランスは管理目的*や方針に沿っており、長期*的に継続して採算を保つための計画がある。		
		注：商業目的の林業経営を主として行っている組織*では、林業収入と支出のバランスがとれていることが望ましい。社会貢献や研究等、非商業的な目的で森林*管理をしている場合は、森林*管理に充当できる資金と支出のバランスが取 れている。		
	RA	恩賜県有財産特別会計として独立した会計で収支を保っている。収入は主産物売払収入、造林補助金、土地貸付料で構成。治山事業（保安林整備事業）は一般会計で行っている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	恩賜県有財産特別会計として独立した会計で収支を保っている。収入は主産物売払収入、造林補助金、土地貸付料で構成。治山事業（保安林整備事業）は一般会計で行っている。県有林として長期に維持管理してきた実績がある。	Y	
	S4			

6		原則* 6: 多面的機能と環境への影響 組織*は、管理区画*の生態系サービス*に資する多面的機能*を維持、保全*及び/または復元*し、また環境への悪影響を回避、改善または低減しなければならない。		
6.1		基準* 6.1. 組織*は、事業活動により影響を受け得る管理区画*内外の多面的機能*を特定、評価しなければならない。この評価は、規模*、強度*、リスク*に見合った精度で行われ、少なくとも活動が及ぼす潜在的な悪影響を認知しモニタリングを行う上で十分で、かつ必要な保全*手段を決定するのに十分でなくてはならない。		
		指標* 6.1.1 利用可能な最も有効な情報*を利用し、管理区画*内の多面的機能*及び、管理活動により影響を受け得る管理区画*外の 多面的機能*が特定・評価されている。		
		注：評価対象となる多面的機能*には、例として以下のものが挙げられる。評価は定量的でなくてもよい： <ul style="list-style-type: none"> 生態系機能*（炭素の吸収・貯蔵を含む） 生物多様性*（動植物相、絶滅危惧種*または希少*動植物の生息・生育状況または可能性） 水資源 土壌 大気 景観的価値*（文化的及び精神的な価値も含む） 評価には、以下の情報源を参照できる。種の保護*の位置付けは、国よりも都道府県、都道府県よりも市町村の情報を優先すること： <ul style="list-style-type: none"> 環境省生物多様性情報システム（レッドデータブック、自然環境保全基礎調査、生物多様性情報クリアリングハ ウスメカニズムを含む） http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html 地方公共団体のレッドデータ （日本のレッドデータ検索システム参照。http://www.jpnrdb.com/） 水情報国土データ管理センター http://www5.river.go.jp/ 土壌情報閲覧システムhttp://agrimesh.dc.affrc.go.jp/soil_db/ 入手可能な地方公共団体の水質調査結果 国指定文化財等データベースhttp://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.html 地方公共団体の担当部署 大学や研究所 環境保護団体、自然愛護団体 論文などの文献 地域社会*や先住民*を含む影響を受ける者*への聞き取り 		
	RA	保安林管理図で多面的機能が表示できる。またGISに過去の多面的機能区分、山地災害危険地区（治山情報）などのデータが入っている。県のレッドデータブックがあり、具体的な希少種の情報は自然共生推進課で管理している。土壌、地質などのデータもGISに含まれている。	Y	
	S1	県有林計画図、基本図に多面的機能（各種保安林、砂防指定地、国立公園、国定公園、鳥獣保護区、自然環境保全地区、文化財）が記載されている。また森林GISに過去のデータを含む多面的機能区分、山地災害危険地区（治山情報）などのデータが入っている。県のレッドデータブックがあり、具体的な希少種の情報は自然共生推進課で管理している。土壌、地質などのデータもGISに含まれている。平成13年に県有林の二酸化炭素吸収量、水源涵養機能、土砂災害防止・土壌保全機能を金額評価したデータもあり、やまなしの県有林というパンフレットに記載されている。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 6.1.2 多面的機能*の評価は、基準*6.2、6.3 や原則*8 が十分に実施できる頻度と精度で行われている。		
	RA	評価は十分な精度で行われている。保安林は指定の変更があれば随時変更が行われている。	Y	
	S1	評価は学術会議の手法に基いた十分な精度で行われている。保安林や自然公園は指定の変更があれば随時変更が行われている。レッドデータブックも最新版をその都度入手している。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

6.2		基準* 6.2. 林地をかく乱する作業開始前に、組織*は、特定された多面的機能*に対して管理活動が与え得る影響の規模*、強度*、リスク*を特定及び評価しなければならない。		
		指標* 6.2.1 環境影響評価*は林分から景観*までのレベルの多面的機能*に対して、管理活動が現在そして将来的に与え得る影響を特定している。		
		注：影響を評価対象となる管理活動には例えば以下のものを含む： <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の開設、維持 ・ 地拵え ・ 植栽 ・ 下刈り ・ 伐採 ・ 搬出 ・ 農薬*や肥料*の使用 ・ 狩猟や釣り、林産物の採集 影響には例えば以下のものを含むが、これに限らない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物相の変化 ・ 森林*構造の変化 ・ 野生動植物の生息・生育域*の劣化 ・ 土壌侵食 ・ 水質劣化 ・ 炭素貯蔵量の変化 ・ レクリエーション機能への影響 ・ 文化的価値への影響 		
	RA	県有林環境調査要領を規定している。主伐林分は収穫調査の際に県有林環境調査をチェックシートを用いて実施している。高齢級林分の場合は間伐作業の場合も実施する。これには野生鳥獣の営巣などが含まれている。施業で配慮すべき要素については発注時の仕様書の中で指定している。また施業中に影響が発見された場合は報告義務がある。	Y	
	S1	県有林環境調査要領を規定している。主伐林分は収穫調査の際に県有林環境調査をチェックシートを用いて実施している。高齢級林分の場合は間伐作業の場合も実施する。これには野生鳥獣の営巣などが含まれている。施業で配慮すべき要素については発注時の仕様書の中で指定している。また施業中に影響が発見された場合は報告義務がある。 下刈りは、県有林環境調査をチェックシートの対象とならないが、造林事業標準仕様書に従い、希少種発見時には県へ報告し、指示を受けることが義務付けられている。忌避剤散布・塗布については、別途仕様定められている。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 6.2.2 環境影響評価*による管理活動の影響の予測（事前評価）は、施業の実施前に施業予定の林地を対象に行われている。		
		注：この事前評価で特定すべき影響を受けやすい脆弱な場所には、例えば以下のものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅危惧種*を含む、野生動植物の重要*な生息・生育場所 ・ 脆弱な土壌や川岸地帯*などの影響を受けやすい場所 ・ 劣化した場所 ・ 侵略的外来種*が侵入している場所 また、考えられる悪影響には例えば、以下のものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動植物の生息・生育域*の劣化 ・ 絶滅危惧種*の減少 ・ 土壌侵食 ・ 水質劣化 		
	RA	上記のとおり、各作業の実施前に現地で環境影響評価を実施している。	Y	
	S1	上記のとおり、各作業の実施前に現地で環境影響評価を実施している。今回審査で訪問した現場の県有林環境調査チェックシートを確認した。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

6.3		基準* 6.3. 組織*は多面的機能*に対する悪影響を、その影響の規模*、強度*、リスク*に応じた範囲で回避し、また悪影響がみられた際には、それを低減、改善するための効果的な手法を特定し、実施しなければならない。		
		指標* 6.3.1 管理活動は多面的機能*を保護*し、悪影響を回避するよう計画、実施されている。		
	RA	今回訪問した各現場（491林班ろ1小班、115林班に1小班など）の県有林環境調査チェックシートを確認した。事前に悪影響は予測されていなかった。	Y	
	S1	県有林環境調査チェックシートを用いて悪影響を特定、回避するようにしている。希少種保護のマニュアルや獣害対策フローチャートが整備されており、これらに従って対応される。今回訪問した各現場（181林班い4小班、84林班い8、い10小班など）のチェックシートを確認した。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 6.3.2 管理活動による多面的機能*への悪影響は回避されている。		
	RA	事前に悪影響が予測されたり、作業後に悪影響が発生した事例はなかった。チェックシートに悪影響の予測、発生は記録されていなかった。現場查察および請負事業者へのインタビューにおいても悪影響が発生した事例は発見されなかった。	Y	
	S1	県有林環境調査チェックシートの運用によって事前の調査で獣害が確認されたため、植栽時にシカ柵を設置することにした現場や、事前にクマの爪とぎ跡が確認されたため注意喚起を行った現場などがある。希少種が発見された場合には、保護措置が取られる。作業中に設計と異なる事態が発生した場合には随時報告される。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 6.3.3 多面的機能*への悪影響が発生した場合は、更なるダメージを与えないよう措置が取られ、悪影響は低減及び/または補修されている		
	RA	作業中に悪影響が発生した場合には、事業者から県に連絡をもらうことになっている。今回の現場では搬出路作設の際に巨岩が露出したため県に連絡して路線を若干変更したことを請負業者からヒアリングした。	Y	
	S1	作業中に悪影響が発生した場合には、事業者から県に連絡をもらうことになっている。県の事業では必ず完了検査を行っている。この中で仕様書通りの作業がされていることを確認しており、悪影響が発見された場合は改善されるまで完了としない。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

6.4	<p>基準* 6.4. 組織*は、管理区画*内に存在する希少種*、絶滅危惧種*とそれらの生息・生育域*が健全に存続できるよう、保護*しなければならない。そのため、当該地域の中に保全地帯*、保護区*を設け、接続性*を確保し、希少種*や絶滅危惧種*の生存条件を整えなくてはならない。こうした対策を立てる際、希少種*と絶滅危惧種*の管理区画*を超えた地理的分布と生態的必要条件を考慮しなければならない。</p>	
	<p>指標* 6.4.1 管理区画*内や隣接地に存在する、またはその可能性のある国や地域のレッドリストに記載されている希少種*、絶滅危惧種*、ワシントン条約対象種、及びそれらの種の生息・生育域*は特定されている。</p>	
	<p>注：評価には、以下の利用可能な最も有効な情報*源の例を参照できる。種の保護*の位置付けについては、国よりも都道府県、都道府県よりも市町村のものを優先すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本のレッドデータ検索システム（地方公共団体のレッドリスト情報が統合されているサイト） http://www.jpnrdb.com/ ・ 環境省生物多様性情報システム（レッドデータブック、自然環境保全基礎調査、生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムを含む） http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html ・ 有識者 ・ 環境保護団体、自然愛護団体 ・ 論文などの文献 ・ 地域社会*、先住民*を含む影響を受ける者*への聞き取り 	
RA	<p>2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。2018年3月末に山梨県レッドデータブックの更新版が公開された。レッドデータブックは今後も定期的に見直しおよび改訂される計画である。</p> <p>GISに情報としては入っているが、密猟や盗掘を防ぐため機密データとして外部には公開していない。自然共生推進課で情報を管理している。「山梨県有林における代表的な希少植物種」（2017.3）を県総研が作成。Webで公開している。猛禽類（2015.4）、希少チョウ類（2019.4）についてもまとめられている。事業を発注する際に配慮すべき点があれば指示を出している。仕様書等には作業中に希少植物を見つけた場合は県に連絡して指示を仰ぐよう記載しており、このことを事業者も理解している。</p>	Y
S1	<p>2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。2018年3月末に山梨県レッドデータブックの更新版が公開された。レッドデータブックは今後も定期的に見直しおよび改訂される計画である。</p> <p>GISに情報としては入っているが、密猟や盗掘を防ぐため機密データとして外部には公開していない。自然共生推進課で情報を管理している。「山梨県有林における代表的な希少植物種」（2017.3）を県総研が作成。Webで公開している。猛禽類（2015.4）、希少チョウ類（2019.4）についてもまとめられている。事業を発注する際に配慮すべき点があれば指示を出している。仕様書等には作業中に希少植物を見つけた場合は県に連絡して指示を仰ぐよう記載しており、このことを事業者も理解している。</p> <p>東京電力が県有林内に鉄塔を作設するにあたり実施した希少植物調査の結果も入手している。</p>	Y

S2	<p>2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。2018年3月末に山梨県レッドデータブックの更新版が公開された。レッドデータブックは今後も定期的に見直しおよび改訂される計画である。</p> <p>GISに情報としては入っているが、密猟や盗掘を防ぐため機密データとして外部には公開していない。自然共生推進課で情報を管理している。「山梨県有林における代表的な希少植物種」(2017.3)を県総研が作成。Webで公開している。猛禽類(2015.4)、希少チョウ類(2019.4)についてもまとめられている。事業を発注する際に配慮すべき点があれば指示を出している。仕様書等には作業中に希少植物を見つけた場合は県に連絡して指示を仰ぐよう記載しており、このことを事業者も理解している。</p> <p>東京電力が県有林内に鉄塔を作設するにあたり実施した希少植物調査の結果も入手している。この結果を受けクマタカ営業影響範囲を示した地図、発見された希少植物(ジガバチソウ、マルミノウルシ)の地図を受領した。この情報は県の自然共生推進課に共有された。</p>	Y	
S3	<p>2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。2018年3月末に山梨県レッドデータブックの更新版が公開された。レッドデータブックは今後も定期的に見直しおよび改訂される計画である。2028年度の更新に向け、委員会が立ち上がっている。</p> <p>GISに情報としては入っているが、密猟や盗掘を防ぐため機密データとして外部には公開していない。自然共生推進課で情報を管理している。「山梨県有林における代表的な希少植物種」(2017.3)を県総研が作成。Webで公開している。 (https://www.pref.yamanashi.jp/shinsouken/jouhou/h28/jouhou170324.html) 猛禽類(2015.4)、希少チョウ類(2019.4)についてもまとめられている。 (https://www.pref.yamanashi.jp/shinsouken/research/kankyo/kankyo.html) 事業を発注する際に配慮すべき点があれば指示を出している。仕様書等には作業中に希少植物を見つけた場合は県に連絡して指示を仰ぐよう記載しており、このことを事業者も理解している。</p>	Y	
S4			

		指標* 6.4.2 希少種*や絶滅危惧種*及びそれらの保全*状態や生息・生育域*に対して、管理活動が与え得る影響が特定されており、それらの悪影響を回避するように管理活動が工夫されている。		
	RA	県有林環境調査チェックシートで、希少種の有無を事前に現場で確認している。伐採計画作成の際に自然共生推進課に照会はしていないが、各林務環境事務所まで発見された希少種データを確認している。必要に応じて専門家と協議をして伐採計画の見直しを行う。請負業者に対しては希少種の研修を行っている。	Y	
	S1	県有林環境調査チェックシートで、希少種の有無を事前に現場で確認している。伐採計画作成の際に自然共生推進課に照会はしていないが、各林務環境事務所までこれまで発見された希少種データを確認している。必要に応じて専門家と協議をして伐採計画の見直しを行う。請負業者に対しては希少種の研修を行っている。前回審査以降、施業地でクマガイソウが確認された事例、また東京電力の植物調査によってフユザンショウが確認された事例、植物園職員による植物採取の際にハルリンドウが確認された事例があった。これらはその都度保護方法を確認したうえで対応されている。保護策として移植を行う際には、将来にわたって施業の影響を受け難い箇所を選択する。	Y	
	S2	県有林環境調査チェックシートで、希少種の有無を事前に現場で確認している。伐採計画作成の際に自然共生推進課に照会はしていないが、各林務環境事務所までこれまで発見された希少種データを確認している。必要に応じて専門家と協議をして伐採計画の見直しを行う。請負業者に対しては希少種の研修を行っている。東京電力から報告を受けた希少植物（ジガバチソウ、マルミノウルシ）については、移植をすることとしている。また中北地区の治山工事開始前に、猛禽類研究会会長からクマタカ営巣エリアであると報告されたために、営巣期間中の工事を避けることとした。	Y	
	S3	施業予定地周辺で希少種の情報があつたり、外部からの情報提供があると、自然共生推進課、県森林総合研究所と連絡を取り対応している。今年5件の対応事例があつた（猛禽類、植物など）。必要に応じ専門家へ調査を依頼している。	Y	
	S4			

		指標* 6.4.3 生息・生育域*の保全地帯*や保護区*の設置、個体数回復プログラムなどの取り組みを通じて特定された希少種*や絶滅 危惧種*およびその生息・生息域が守られている。		
	RA	発見された希少種については記録され、保護されている。主に広葉樹林内に生息・生育しており、伐採をしないことで保護している。希少種保護は自然共生推進課の管轄である。2021年6月に希少植物が発見され、県森林総合研究所に相談し、除地にして保護した1件の事例があった。2022年6月には鉄塔工事に伴い希少猛禽類の報告が挙げられ、対策を立てて工事を行うことを確認している。	Y	
	S1	発見された希少種については記録され、保護されている。主に広葉樹林内に生息・生育しており、伐採をしないことで保護している。希少種保護は自然共生推進課の管轄である。	Y	
	S2	発見された希少種については記録され、保護されている。主に広葉樹林内に生息・生育しており、伐採をしないことで保護している。希少種保護は自然共生推進課の管轄である。 県有林内では半自然植生がシカの食害の影響を受けないように柵で囲っている箇所がある。	Y	
	S3	発見された希少種については記録され、保護されている。主に広葉樹林内に生息・生育しており、伐採をしないことで保護している。希少種保護は自然共生推進課の管轄である。猛禽類への対策は、状況に応じ作業中止や営巣時期を避けた実施など、専門家の意見を基に実施している。 県有林内では半自然植生がシカの食害の影響を受けないように柵で囲っている箇所がある。	Y	
	S4			

		指標* 6.4.4 希少種*と絶滅危惧種*の狩猟、釣り、罨、採取は阻止されている。		
	RA	法律、条令で捕獲、採取等は禁止されている。 山岳レンジャー（ボランティア）、富士山レンジャー（非常勤職員）、巡視などで監視している。希少種のチェックリストを使用して希少種の有無を確認している。 自然共生推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。 漁業は食糧花き水産課で管理されており、水産技術センターもある。	Y	
	S1	希少種の詳細な情報は公開していない。 法律、条令で捕獲、採取等は禁止されている。 山岳レンジャーや自然監視員（ボランティア）、富士山レンジャー（会計年度任用職員）が巡視にて監視している。巡視の報告もされている。 自然共生推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。 漁業は食糧花き水産課で管理されており、水産技術センターもある。 希少種の存在位置等については公開しない。	Y	
	S2	希少種の詳細な情報は公開していない。 法律、条令で捕獲、採取等は禁止されている。 山岳レンジャーや自然監視員（ボランティア）、富士山レンジャー（会計年度任用職員）が巡視にて監視している。巡視の報告もされている。 自然共生推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。 漁業は食糧花き水産課で管理されており、水産技術センターもある。 希少種の存在位置等については公開しない。 最近には特に盗掘に関する情報は無い。	Y	
	S3	希少種の詳細な情報は公開していない。 法律、条令で捕獲、採取等は禁止されている。 山岳レンジャーや自然監視員（ボランティア）、富士山レンジャー（会計年度任用職員）が巡視にて監視している。巡視の報告もされている。 自然共生推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。 漁業は食糧花き水産課で管理されており、水産技術センターもある。 希少種の存在位置等については公開しない。 最近には特に盗掘に関する情報は無い。盗掘の疑いがあるという情報があったが、調査した結果盗掘の事実は発見されなかった。 希少植物に対するシカの食害を避けるために柵を設けている場所もある。	Y	
	S4			

6.5		基準* 6.5 組織*は、当該地域を代表する本来の自然生態系*を有する地域*を特定し、保護*しなければならない。自然生態系地域が未発達の場合は管理区画の一定割合をより自然に近い状態*へと復元*しなければならない。保護*・復元*する面積や措置は、人工林*内も含め、全体の景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態、および管理活動の規模*、強度*、リスク*に見合っていないなければならない。		
		指標* 6.5.1 利用可能な最も有効な情報*に基づき、管理区画*内に実在する自然生態系*または自然状況*下で安定して存続するであろう自然生態系*が特定されている。		
		注：特定作業には、管理区画*内の地形、地質、水環境、生物相等の環境条件の違いを考慮すること。		
	RA	県の自然共生推進課が作成している山梨県自然環境保全図（H27年3月）にまとめられている。自然公園一覧、自然環境保全地区、自然記念物が載っている。管内図にも記載されている。 公益林は針広混交林を目指して非皆伐。作業団を定めて管理方法を定めている。	Y	
	S1	山梨県潜在自然植生図（1977）があり、管理計画P.28に天然生植生が特定されており、P209に原生的自然植生箇所一覧がまとめられている。これは公益林として分類されている森林に含まれる。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 6.5.2 本来の自然生態系*が存在する場合は、その代表的地域が保護*されている。		
	RA	管理計画p.226。第4次管理計画(2021年4月1日-2031年3月31日)では、公益林の面積は110,000haとなっている。公益林は自然林の維持を主目的として管理される。代表的地域としては自然環境保全地区が該当する。合計3,891ha。	Y	
	S1	管理計画p.226。第4次管理計画(2021年4月1日-2031年3月31日)では、公益林の面積は110,000haとなっている。公益林は自然林の維持を主目的として管理される。代表的地域としては自然環境保全地区が該当する。合計3,891ha。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 6.5.3 代表的な自然生態系地域*が存在しない場合や十分に存在しない場合、または設定された代表的な生態系が本来の自然生態系*として不適切あるいは不十分な場合、管理区画*の一定割合がより自然に近い状態*へ復元*されている。		
		注：これには造林不適地に造林された人工林*で、時間の経過とともにその土地本来の種構成、林分構造を形成しつつあるものや、未発達だが時間の経過とともに自然林*になることが確実視される植物群落等を、そのまま自然の遷移に任せて自然状態*へと戻すことも含まれる。		
	RA	代表的な自然生態系が存在するため該当しない。	N/A	
	S1	代表的な自然生態系が存在するため該当しない。	N/A	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 6.5.4 代表的な自然生態系地域*及び/または復元*地の面積は、景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態、管理区画*の面積及び森林*管理の強度*に見合っている。		
	RA	公益林の面積が全体の約76%あり、十分である。第4次県有林管理計画で地域および面積を見直し、公益林の面積割合を増やした。	Y	
	S1	公益林の面積が全体の約76%あり、十分である。第4次県有林管理計画で地域および面積を見直し、公益林の面積割合を増やした。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 6.5.5 保全地域網*（指標*6.5.1～6.5.3 で特定された代表的な自然生態系地域*及び/または復元*地、保全地帯*、保護区*、接続*地域、高い保護価値(HCV)*の維持地域）の合計は管理区画*全体の10%以上を占めている。		
		注：「用語と定義」で示されている通り、「保全*」とは、必ずしも禁伐を意味しない。また、グループ認証の場合、グループ体レベルで保全地域網*が認証林の総面積の10%以上を占めていれば、SLIMF*の管理区画*は区画ごとに10%の保全地域網*を設ける必要はない。		
	RA	第4次管理計画p209にて厳正保存地域（20,243 ha、約14.1%）を指定。自然公園第1種特別地域、自然公園特別保護地区、自然保存地区、文化財指定地、風致保安林等。地図でも明記されている。	Y	
	S1	第4次管理計画p209にて厳正保存地域（20,243 ha、約14.1%）を指定。自然公園第1種特別地域、自然公園特別保護地区、自然保存地区、文化財指定地、風致保安林等。地図でも明記されている。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

6.6		基準* 6.6. 組織*は、特に生息・生育域*の管理を通し、管理区画*内で生存する在来種*と遺伝子型*の存続を効果的に維持しなくてはならない。また、狩猟、釣り、罨猟、採集等を効果的に管理・制御し、生物多様性*の消失を防がなければならない。		
		指標* 6.6.1 管理活動は、管理区画*が所在する本来の自然生態系*に見られる植物群落等の生息・生育域の特徴*を維持している。		
	RA	厳正保存地域を含む公益林を設定し、自然生態系を保存している。	Y	
	S1	厳正保存地域を含む公益林を設定し、自然生態系を保存している。	Y	
	S2	厳正保存地域を含む公益林を設定し、自然生態系を保存している。	Y	
	S3	厳正保存地域を含む公益林を設定し、自然生態系を保存している。	Y	
	S4			

		指標* 6.6.2 過去の施業により植物群落または生育域の特徴*が失われてしまっている場合は、それらを復元*することを目的とした管理活動が実施されている。		
	RA	公益林の面積が全体の約76%あるため、失われていない。第4次県有林管理計画で見直し、公益林の面積割合を増やした。	Y	
	S1	公益林の面積が全体の約76%あるため、失われていない。第4次県有林管理計画で見直し、公益林の面積割合を増やした。	Y	
	S2	公益林の面積が全体の約76%あるため、失われていない。第4次県有林管理計画で見直し、公益林の面積割合を増やした。	Y	
	S3	公益林の面積が全体の約76%あるため、失われていない。第4次県有林管理計画で見直し、公益林の面積割合を増やした。	Y	
	S4			

		指標* 6.6.3 その土地本来の種の多様性や遺伝的多様性が保たれるよう、管理活動により自然生態系*で見られる生息・生育域の特徴*は維持、向上または復元*されている。		
		注：この指標*は必ずしも生物多様性*の定量的モニタリングを求めるものではない。		
	RA	公益林の中で、現在針葉樹が植えられている場所は、間伐を行いながら針広混交林化を目指す方針である。	Y	
	S1	公益林の中で、現在針葉樹が植えられている場所は、間伐を行いながら針広混交林化を目指す方針である。	Y	
	S2	公益林の中で、現在針葉樹が植えられている場所は、間伐を行いながら針広混交林化を目指す方針である。	Y	
	S3	公益林の中で、現在針葉樹が植えられている場所は、間伐を行いながら針広混交林化を目指す方針である。作業団で具体的な施業方針が設定されている。	Y	
	S4			

		指標* 6.6.4 在来種*とその地域個体群、及びその自然分布が維持されるよう、狩猟、釣り、罨猟、採取は行政や地域社会*との協力の下、管理されている。		
		注：これには野生動物保護*を目的とした狩猟の規制のほか、増えすぎた害獣の狩猟促進も含む。		
	RA	山岳レンジャー、富士山レンジャー、巡視などで監視している。 自然共生推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールもやっている。 漁業は花き農水産課で管理。水産技術センターもある。 狩猟対象鳥獣はツキノワグマ、ニホンジカ、キジ、キツネ、イノシシ等である。 山梨県では狩猟の管理を行っており、狩猟目標や制限を課している。狩猟者には税の支払いを求めている。シカは、樹木が持続的に成長できる水準を目指した長期的な目標の下で個体数調整が行われている。シカの個体数の推定は様々な方法で行なわれており、例えば糞粒法や食害状況評価などが行なわれている。シカはピーク時には県全体で約6万5千頭いると推定されていたが、年間1万6千頭程度捕獲しており、令和2年度末では3万4038頭程になっていると推定されている。 ツキノワグマも県の設定した上限数（70頭/年）の下で狩猟が行なわれている。緊急時には許可があればクマを撃つことができる。	Y	
	S1	山梨県では狩猟の管理を行っており、狩猟目標や制限を課している。狩猟者には税の支払いを求めている。シカは、樹木が持続的に成長できる水準を目指した長期的な目標の下で個体数調整が行われている。シカの個体数の推定は様々な方法で行なわれており、例えば糞粒法や食害状況評価などが行なわれている。シカはピーク時には県全体で約6万5千頭いると推定されていたが、令和3年には年間1万7千598頭捕獲しており、令和3年度末では4万1885頭程になっていると推定されている。 ツキノワグマも県の設定した上限数（40頭/年）の下で狩猟が行なわれている。緊急時には許可があればクマを撃つことができる。	Y	
	S2	山梨県では狩猟の管理を行っており、狩猟目標や制限を課している。狩猟者には税の支払いを求めている。シカは、樹木が持続的に成長できる水準を目指した長期的な目標の下で個体数調整が行われている。シカの個体数の推定は様々な方法で行なわれており、例えば糞粒法や食害状況評価などが行なわれている。シカはピーク時には県全体で約7万7千頭いると推定されていたが、令和4年には年間1万6千553頭捕獲しており、令和4年度末では4万6939頭になっていると推定されている。R6年度の捕獲目標も16000頭となっている。 ツキノワグマも県の設定した上限数（40頭/年）の下で狩猟が行なわれている。緊急時には許可があればクマを撃つことができる。	Y	
	S3	山梨県では狩猟の管理を行っており、狩猟目標や制限を課している。山梨県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画などで規定されている。 (https://www.pref.yamanashi.jp/shizen/11689186440.html) 狩猟者には税の支払いを求めている。シカは、樹木が持続的に成長できる水準を目指した長期的な目標の下で個体数調整が行われている。シカの個体数の推定は様々な方法で行なわれており、例えば糞粒法や食害状況評価などが行なわれている。シカはピーク時には県全体で約7万7千頭いると推定されていたが、令和5年度には年間16,266頭捕獲しており、令和5年度末では47,920頭になっていると推定されている。R7年度の捕獲目標は18000頭となっている。 ツキノワグマも県の設定した上限数（40頭/年）の下で狩猟が行なわれている。緊急時には許可があればクマを撃つことができる。	Y	
	S4			

6.7		基準* 6.7. 組織*は、自然な河川や溪流*、湖沼*と川岸地帯*、およびそれらの接続性*を保護*または復元*しなければなら ない。また、事業活動による水質と水量への悪影響を回避し、悪影響があった場合は、これを低減及び改善しなければ ならない。		
		指標* 6.7.1 自然の水域*と川岸地帯*やそれらの接続性*がもつ多面的機能*を特定し、それを保護*する措置が実施されている。		
		注：保護*措置には、例として以下のものを含むことができる： <ul style="list-style-type: none"> ・ 2万5千分の1の地図上で示された恒常的な河川・溪流*の両側及び湖沼*周囲のバッファークーンの設置。これは 地図で示されていることが望ましい。 ・ 施業後の残材が谷や沢に流れ込まないよう配慮する。 ・ 適切な*道路や橋の設置なしに車や大型作業機械が沢や溪流を横断しない。 ・ 道路の設置などにより自然な水の流れを妨げない。 ・ 作業機械を沢の水で洗わない。 ・ 農薬*や肥料*を水辺周辺で使用しない。 ・ バッファークーンでの燃料やオイルの扱いの規制。 ・ 燃料やオイルの漏れにくい容器での輸送や保管時の漏れ対策。 		
	RA	尾根、溪流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護することとしている。特に優先すべき場所を指定し、図面とリストにしている。溪畔林は基本的には禁伐としている。今回訪問した現場では河川沿いの場所は見られなかったが、移動中に観察した河川ではバッファークーンが維持されていることを確認した。バッファークーンの伐採の証拠は見られなかった。	Y	
	S1	尾根、溪流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護することとしている。特に優先すべき場所を指定し、図面とリスト（第4次県有林管理計画、附属資料26溪畔林指定箇所一覧）にしている。溪畔林は基本的には禁伐としている。現場審査の際にも沢沿いで皆伐をする場合はどのようにするか議論をした。県担当者はバッファークーンについての十分な理解を示した。燃料の輸送の際には法律を満たす漏れのない容器で行うよう、2020年12月17日に請負業者に通知をしている。造林事業標準仕様書には、燃料が水系に流出しないように措置を講じる必要がある旨が書かれているが、具体的にどのような措置が求められるのか明確でない。最低限林内にオイルや燃料を置く際や、林内で給油する際に林地に燃料やオイルが漏れないようにシートを敷くような対策や、万が一林内に漏れた際の対策（例：吸着シートの携帯）は規定することが望ましい。	Y	観察事項 2023.1
	S2	「県有林造林事業標準仕様書集」が一部改正され、「水系への配慮」の項目の中に「請負者は、燃料、農薬、忌避剤等の化学物質を運搬、保管、使用するに当たって、河川、溪流、湖沼等の水系に流出させることのないよう、燃料やオイルを置く際や給油する際には、地面にシートを敷くなどの対策を講ずること。なお、林内に漏れた場合に備え、吸着シート等を携帯しておくこと」と規定されたことを確認した。2024年2月22日付け県有第1824号にて各林務環境事業所には文書で周知がされた。また2024年8月1日付け県有第687号「県有林内で実施する森林整備等について(通知)」により、水系への配慮について、同一の内容を県有林課から治山林道課に対して案内がされた。治山林道課からは各林務環境事業所の治山林道課宛に2024年8月2日に同内容の案内がされた。請負業者へのインタビューでも、今回の仕様書変更について認識していること、また現場に吸着シート等を携帯していることが確認された。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 6.7.2 管理区画*内の、水域*と川岸地帯*との接続性*、水質及び水量に劣化または損害が認められる場合、復元*するための活 動が実施され、必要に応じてそれ以上被害を拡大させないための措置がとられている。		
	RA	これまでは接続性、水質、水量に劣化は確認されていない。大気水質保全課で管理している。	Y	
	S1	これまでは接続性、水質、水量に劣化は確認されていない。大気水質保全課で管理している。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 6.7.3 以前の管理者や第三者の行為によってもたらされた、湖沼、水域*、水質や水量の劣化が継続している場合は、この劣 化を回避または低減する措置が実施されている。		
	RA	これまでは接続性、水質、水量に劣化は確認されていない。	Y	
	S1	これまでは接続性、水質、水量に劣化は確認されていない。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

6.8		基準* 6.8. 組織*は、管理区画*全体の景観*を管理し、多様な樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期等様々な林分の配置がモザイク状に維持及び/または復元*されるようにしなければならない。これは、地域の景観的な価値*や、かつ環境、経済上の回復力*を向上させるための方策である。		
		指標* 6.8.1 異なる樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期のモザイクが景観*に適切に維持されている。皆伐面積は、景観*や環境、防災、社会的な影響を考え、配慮されている。		
		注：皆伐面積は、保安林機能が損なわれないと一般的に判断されている、森林法に基づき指定される保安林の皆伐上限面積を目安としてもよい。		
	RA	管理計画p.248「ランドスケープ管理の概念」で景観レベルの森林管理について言及している。また、厳正保全地域に隣接する施業予定地では、緩衝帯を設けるなど施業指針に従い施業を行う。 管理計画p.54以降に森林区分別の施業方針が規定されている。経済林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。 多くの森林は経済林として管理されておらず、そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。経済林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10ha、土砂流出防備保安林や砂防指定地内、富士山世界遺産構成資産内では5ha以下と設定されている。現地審査で訪問した主伐地の平均面積は5ha程度であった。 皆伐が複数年にわたり連続し、結果的に皆伐面積が大きくなる場合には、施業区の間緩衝帯を設けていた。	Y	
	S1	管理計画p.248「ランドスケープ管理の概念」で景観レベルの森林管理について言及している。また、厳正保全地域に隣接する施業予定地では、緩衝帯を設けるなど施業指針に従い施業を行う。 管理計画p.54以降に森林区分別の施業方針が規定されている。経済林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。 多くの森林は経済林として管理されておらず、そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。経済林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10ha、土砂流出防備保安林や砂防指定地内、富士山世界遺産構成資産内では5ha以下と設定されている。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 6.8.2 異なる樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期のモザイクが景観*に適切に維持されていない場合、復元*に向けた取り組みが、個別の妥当性に応じて実施され、将来的な復元*が見込まれている。		
	RA	適切に維持されているため該当しない。皆伐への配慮もなされている。	N/A	
	S1	適切に維持されているため該当しない。皆伐への配慮もなされている。	N/A	
	S2			
	S3			
	S4			

6.9	<p>基準6.9 組織は自然林または高い保護価値(HCV)をもつ地域を人工林や森林以外の土地利用へ転換させてはならない。また自然林を直接転換して造られた人工林*を森林*以外の土地利用へ転換させてはならない。ただし以下をすべて満たす場合を除く：</p> <p>a) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。</p> <p>b) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。</p> <p>c) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。</p>		
	<p>指標* 6.9.1 自然林または高い保護価値(HCV)をもつ地域から人工林や森林以外の土地利用への転換、または自然林を直接転換して造られた人工林から森林以外の土地利用への転換は行われていない。ただし以下をすべて満たす場合は除く：</p> <p>1) 管理区画のごく限られた割合のみに影響する場合。</p> <p>2) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。</p> <p>3) HCVや、HCVを維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。</p>		
RA	<p>a), c)に該当する、ごく一部の場所を道路拡幅やダム建設などの公益、公共事業用に売却しているが、そのほかは森林の他の土地利用への転換はない。転換により地域住民の生活の利便性や森林管理のためのアクセス性が向上している。保護価値の高い森林は法律により厳正に保護されているためb)も該当する。第3次県有林管理計画p.9に林地の変動が記載されている。この5年間で1ha購入し、公共の用途等で6ha売却したため、合計5ha減少した。第4次県有林管理計画p.10の「表2-2-1 県有林の面積」にも平成28年4月から令和3年4月までの林地面積の変動が記載されている。売り払いによって合計で8ha減少した。</p>	Y	
S1	<p>1), 3)に該当する、ごく一部の場所を道路拡幅やダム建設などの公益、公共事業用に売却しているが、そのほかは森林の他の土地利用への転換はない。転換により地域住民の生活の利便性や森林管理のためのアクセス性が向上している。保護価値の高い森林は法律により厳正に保護されているため2)も該当する。第3次県有林管理計画p.9に林地の変動が記載されており、5年間で1ha購入し、公共の用途等で6ha売却したため、合計5ha減少した。第4次県有林管理計画p.10の「表2-2-1 県有林の面積」にも平成28年4月から令和3年4月までの林地面積の変動が記載されている。売り払いによって合計で8ha減少した。</p>	Y	
S2	<p>1), 3)に該当する、ごく一部の場所を道路拡幅やダム建設などの公益、公共事業用に売却しているが、そのほかは森林の他の土地利用への転換はない。転換により地域住民の生活の利便性や森林管理のためのアクセス性が向上している。保護価値の高い森林は法律により厳正に保護されているため2)も該当する。第3次県有林管理計画p.9に林地の変動が記載されており、5年間で1ha購入し、公共の用途等で6ha売却したため、合計5ha減少した。第4次県有林管理計画p.10の「表2-2-1 県有林の面積」にも平成28年4月から令和3年4月までの林地面積の変動が記載されている。売り払いによって合計で8ha減少した。</p>	Y	
S3	<p>1), 3)に該当する、ごく一部の場所を道路拡幅やダム建設などの公益、公共事業用に売却しているが、そのほかは森林の他の土地利用への転換はない。転換により地域住民の生活の利便性や森林管理のためのアクセス性が向上している。保護価値の高い森林は法律により厳正に保護されているため2)も該当する。第3次県有林管理計画p.9に林地の変動が記載されており、5年間で1ha購入し、公共の用途等で6ha売却したため、合計5ha減少した。第4次県有林管理計画p.10の「表2-2-1 県有林の面積」にも平成28年4月から令和3年4月までの林地面積の変動が記載されている。売り払いによって合計で8ha減少した。</p>	Y	
S4			

6.10	<p>基準* 6.10 1994年12月1日から2020年12月31日の間に自然林から転換された人工林を含む管理区画は、認証の対象とはならない。ただし以下のいずれかを満たす場合を除く：</p> <p>a) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響し、転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。</p> <p>b) 直接的または間接的にその転換に関与した組織が、該当する FSC 補償の枠組みに従い、すべての社会的な損害の補償を行い、環境的な損害に比例する改善を行ったことが示されている場合。</p> <p>c) 転換には関わっておらず、転換後に管理区画を取得した組織が、該当する FSC補償の枠組みに従い、優先される社会的損害への補償および環境的損害に対する部分的改善を行ったことが示されている場合。</p>		
	指標* 6.10.1 利用可能な最も有効な情報に基づき、管理区画における1994年12月1日から2020年12月31日の間のすべての土地利用の転換についての正確なデータがまとめられている。		
RA	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	
S1	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	
S2	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	
S3	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	
S4			

	<p>6.10.2 以下のいずれかを満たす場合を除き、1994年12月1日から2020年12月31日の間に自然林から人工林に転換された土地は認証されていない：</p> <p>1) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響し、転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。</p> <p>2) 直接的または間接的にその転換に関与した組織が、該当する FSC 補償の枠組みに従い、すべての社会的な損害の補償を行い、環境的な損害に比例する改善を行ったことが示されている場合。</p> <p>3) 転換には関わっておらず、転換後に管理区画を取得した組織が、該当する FSC補償の枠組みに従い、優先される社会的な損害への補償および環境的な損害に対する部分的な改善を行ったことが示されている場合。</p> <p>4) 組織が小規模森林管理者の要件を満たす場合。</p>		
RA	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	
S1	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	
S2	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	
S3	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	
S4			

6.11	基準* 6.11 2020年12月31日より後に自然林または高い保護価値(HCV)をもつ地域から転換された人工林を含む管理区画は、認証の対象とはならない。ただし以下を満たす場合を除く： a) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。 b) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全及び社会的な公益がもたらされる場合。 c) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を脅かさない場合。		
	指標* 6.11.1 利用可能な最も有効な情報に基づき、管理区画における2020年12月31日より後のすべての自然林及び高い保護価値(HCV)をもつ地域の転換についての正確なデータがまとめられている。		
RA	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	
S1	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	
S2	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	
S3	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	
S4			

	指標* 6.11.2 以下を満たす場合を除き、2020年12月31日より後に自然林または高い保護価値(HCV)をもつ地域から人工林に転換された土地は認証されていない： 1) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。 2) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、追加的で安定した、長期的な自然環境保全及び社会的な公益がもたらされる場合。 3) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を脅かさない場合。		
RA	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	
S1	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	
S2	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	
S3	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	
S4			

7	原則* 7: 管理計画* 組織*は、管理活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、管理の方針と目的*に沿った管理計画*を持たなければならない。管理計画*は、モニタリング情報を基に最新情報に更新され、永続的な順応的管理*として実施されなければならない。関連する計画文書や手順書は、従業員への指針として、また利害関係者*への情報として、そして管理の意思決定の根拠として十分なものでなければならない。		
7.1	基準* 7.1. 組織*は、管理活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、環境的に適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能な管理の方針(ビジョンと理念)と目的*を設定しなければならない。管理の方針と目的*の概要は管理計画*書に組み込まれ、公開*されなければならない。(V4 基準*7.1)		
	指標* 7.1.1 FSCの原則*と基準*に沿う方針(ビジョンと理念)が定められている。		
RA	山梨県県有林野管理規定で管理の目的、方針が定められている。これに基づき、第4次県有林管理計画p36に「基本方針」を定めている。	Y	
S1	山梨県県有林野管理規定 (https://www.pref.yamanashi.jp/somu/shigaku/reiki/reiki_honbun/a500RG00000438.html) で管理の目的、方針が定められている。これに基づき、第4次県有林管理計画p36に「基本方針」を定めている。	Y	
S2			
S3			
S4			

	指標* 7.1.2 7.1.1 で定められた方針に沿う具体的な管理目的*が定められている。		
RA	第4次県有林管理計画p37「重点的に取り組む事項」に記載されている。本計画から、広葉樹生産を初めて管理目的に含めた。システム販売の広葉樹部門を今年度から始める予定。	Y	
S1	第4次県有林管理計画p37「重点的に取り組む事項」に記載されている。本計画から、広葉樹生産を初めて管理目的に含めた。システム販売の広葉樹部門の開始を検討している。	Y	
S2			
S3			
S4			

	指標* 7.1.3 定められた方針と管理目的*の概要が管理計画*に含まれており、公開*されている。		
RA	方針と管理目的を含む第4次県有林管理計画は全文がホームページで公開されている。 (https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html)	Y	
S1	方針と管理目的を含む第4次県有林管理計画は全文がホームページで公開されている。 (https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html)	Y	
S2			
S3			
S4			

7.2		基準* 7.2. 組織*は、基準*7.1 に則り制定した管理目的*と方針に基づいた管理計画*を有し、これを実行しなければならない。管理計画*には管理区画*内に存在する自然の状況が記載されており、どのように計画がFSC 認証要求事項を満たすか説明されていなければならない。管理計画*には活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、森林*管理面と社会管理面が 含まれていなければならない。		
		指標* 7.2.1 管理計画*には管理目的*を達成するための方策、管理活動、対策及び手順が含まれている。		
	RA	第4次県有林管理計画p45以降に、小班ごとの管理方針となる作業区分と、その生産目標・誘導目標、施業基準等が具体的に記載されている。	Y	
	S1	第4次県有林管理計画p45以降に、小班ごとの管理方針となる作業区分と、その生産目標・誘導目標、施業基準等が具体的に記載されている。施業ごとの注意点については、施業時の仕様書や標準仕様書、特記仕様書に規定されている。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 7.2.2 FSC 認証の管理責任者が任命されており、責任担当者の変更の際は確実な引き継ぎを行う手順がある。		
	RA	FSC認証の責任者、担当者は明確である。引き継ぎの際には引き継ぎ書を作成し他の業務と同様確実に引き継いでいる。なお、引き継ぎ書は山梨県共通の様式である。	Y	
	S1	FSC認証の責任者（林政部の長）、担当者（現在は金氏）は明確である。引き継ぎの際には引き継ぎ書を作成し他の業務と同様確実に引き継いでいる。なお、引き継ぎ書は山梨県共通の様式である。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 7.2.3 管理計画*は附則B に記載されている要素を含んでおり、実施されている。		
	RA	第4次県有林管理計画では、附則Bに記載されている要素が網羅されている。この計画に基づき毎年管理活動が実施されている。	Y	
	S1	第4次県有林管理計画では、附則Bに記載されている要素が網羅されている。この計画に基づき毎年管理活動が実施されている。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

7.3	基準* 7.3. 管理計画*には、各管理目的*の進捗を評価するための検証可能な達成目標*が含まれていなければならない。		
	指標* 7.3.1 管理計画*の実施状況と各管理目的*の達成への進捗状況をモニタリングするために、検証可能な達成目標*とそれらが評価される頻度が定められている。		
	注：検証可能な達成目標*には例として以下の項目を含むことができる： <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材及び非木材林産物*の収穫量 ・ 林分調査（更新状況、成長量等） ・ 環境保全活動（生物多様性*、土壌、水への影響評価、劣化した場所の復元*等） ・ 施業の実施 ・ 施業の効率性・生産性 ・ 影響を受ける者*との協議* ・ 社会貢献プログラム（環境教育や地域との活動等） ・ 労働環境や安全衛生 ・ 財務状況と予算 ・ 核心地域*として保護される原生林景観の面積 		
RA	第4次県有林管理計画p37「重点的に取り組む事項」に検証可能な達成目標が数字で記載されている。針広混交林への誘導面積、森林公園等の利用者数、県民のFSC認証の認知度、伐採量、一環作業システムの実施面積、有用広葉樹材の供給量が挙げられている。また、伐採、保育の事業量に関しては事業区ごとに数値目標を立てている。第3次計画の達成目標の振り返りもp11以降に記載されている。 2021年11月23日にFSCフォーラムを開催しFSCの県民への普及促進を図った。 https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/fsc_forum.html	Y	
S1	第4次県有林管理計画p37「重点的に取り組む事項」に検証可能な達成目標が数字で記載されている。針広混交林への誘導面積、森林公園等の利用者数、県民のFSC認証の認知度、伐採量、一環作業システムの実施面積、有用広葉樹材の供給量が挙げられている。 次期計画には、今期計画の目標に対する達成度合いが掲載される（5年ごとの振り返りとなる）。	Y	
S2			
S3			
S4			

7.4		基準* 7.4. 組織*は、モニタリングや評価の結果、利害関係者*との協議内容、新たな科学的知見や技術革新の情報に基づき、また環境の変化や社会経済状況の変化に応じて、管理計画*文書と手順書を定期的に見直し、更新しなければならない。		
		指標* 7.4.1 管理計画*は以下を反映させるために附則D のように見直され、定期的に更新されている： 1) モニタリング結果。これには、認証機関による監査の結果を含む。 2) 分析評価。 3) 利害関係者*との協議*の結果。 4) 新たな科学的知見や技術革新の情報。 5) 環境や社会経済状況の変化。		
		注：モニタリング内容については原則*8 参照のこと。		
	RA	県有林管理計画は10年間の計画で5年ごとに更新されている。 管理計画作成時の経済林林況調査は現地調査は必須ではなく、GIS上でやっている。林齢、路網状況から次の伐採箇所を計画している。GISの情報から収穫可能箇所を抽出し、現場確認をした方がよいと思われるところは現場確認をする。 第4次県有林管理計画では、これまでの経験を踏まえ、標準的な下刈り回数の削減など、施業基準の見直しを行った。 県森林総合研究所ではモニタリング調査地をいくつか設定しており、シカの被害についてのモニタリングもされている。生息密度も5kmメッシュで推定されている。モニタリング結果に基づいて、シカ被害対策も検討されている。 県有林管理計画の策定にあたっては、市町村並びに160の保護団体への聞き取りを行う。意見を取りまとめて分析し、県有林管理計画に反映する。 県森林総合研究所により調査研究が行われている。広葉樹施業方法や混交の人工林の施業指針など、毎年約30の研究課題に取り組んでいる。試験研究要望を県森林総研に上げ、研究推進会議で研究内容を決定している。約9割は行政からの要望に基づき研究を行っている。 第4次県有林管理計画では、一貫作業システムを導入する際に、蓄積や下刈り回数などについて、県森林総研が実務的なフィードバックを行った。 県有林の中で行われている調査・研究については全て把握している。 その他、富士山科学研究所（県の研究機関）が県有林内で草原の植生、シカの影響などを調査している。大学や研究機関から研究の要望があれば、入山許可を出し、調査・研究内容を把握している。大学や研究機関の調査結果報告までは要請していない。 第4次県有林管理計画策定にあたっては、SDGsへの取り組み、県内で稼働を開始した大型合板工場やバイオマス施設など、最近の環境、社会経済状況の変化も反映させている。	Y	
	S1	県有林管理計画は10年間の計画で5年ごとに更新されている。次期計画は2026年度からの計画となる。 県有林管理計画の改定のために行っている5年に一度の聞き取り調査は前回2020年に実施された。この際は対象に、県内の河川利用者と林業事業者が含まれていなかった。次回の聞き取り調査（2025年予定）の際には内水面漁協などの河川利用者および林業事業者の意見を直接聞き取りする必要がある。聞き取り調査が2年以上先であるため観察事項とする。	Y	観察事項 2023.2
	S2	第5次管理計画樹立時の聞き取り調査（2025年3月）時に実施予定。幅広い利害関係者への聞き取りが行われたか確認するために観察事項を継続する。	Y	観察事項 2023.2
	S3	2025年3月に、市町村、160の保護団体への意見照会に加え、県内河川利用者として釜無川右岸土地改良区連合、笛吹川沿岸土地改良区、山梨県漁業協同組合連合会にアンケートを送った。土地改良区は組織としての活動実態がある団体を県の西側、東側から選定した。河川保護、治山堰堤、森林管理の継続などの意見があった。 造林事業者は請負事業者になるため、意見照会ではなくアンケートという形で意見の聞き取りを行った。FSC研修時にアンケートを配布し、6団体のみ回答があった。特筆すべき意見はなかった。出先事務所において、普段の事業を通じて事業に対する意見は頻りに聞いている。 これらの意見を受け、今後第5次森林管理計画を策定していく。2025年12月に森林審議会で方向性を報告し、2026年3月に計画を完成させる予定。 観察事項を解除する。	Y	
	S4			

7.5		基準* 7.5. 組織*は、管理計画*の概要を作成し、誰もが無償で入手可能*なようにしておかなければならない。計画及び 関連する部分についても、機密情報*を除いて、影響を受ける者*からの要望に応じ提供しなければならない。この場合 は、複製作成費用及び処理費用については実費を請求することができる。		
		指標* 7.5.1 利害関係者*にとって分かりやすい形式で、地図を含み、機密情報*を除いた管理計画*の概要が無償で入手可能*である。		
	RA	県有林管理計画はホームページで公表している。https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html 管理計画p.267で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。 県有林のパンフレットがある。 県の出先機関では一般の方からの問い合わせに対応している。県有林課へ直接電話による問い合わせもある。県森林総合研究所の調査研究結果はホームページやチラシなどで情報公開している。 事業図、基本図などは県の情報公開請求手順に従った開示請求があれば、複製費用を受けた上で提供している。	Y	
	S1	県有林管理計画はホームページで公表している。https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html 管理計画p.267で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。 県有林のパンフレットがある。 県の出先機関では一般の方からの問い合わせに対応している。県有林課へ直接電話による問い合わせもある。県森林総合研究所の調査研究結果はホームページやチラシなどで情報公開している。 事業図、基本図などは県の情報公開請求手順に従った開示請求があれば、複製費用を受けた上で提供している。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 7.5.2 影響を受ける者*からの要望に応じて機密情報*を除く管理計画*の関連箇所が複製作成及び対応にかかる費用の実費にて 提供可能である。		
	RA	ホームページで公開していない資料については、県の情報公開請求手順に従った開示請求があれば、複製費用を受けた上で提供している。	Y	
	S1	ホームページで公開していない資料については、県の情報公開請求手順に従った開示請求があれば、複製費用を受けた上で提供している。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

7.6	基準* 7.6. 組織*は、規模*、強度*、リスク*に応じ、積極的にかつ透明性の高いやり方で、管理計画*の策定及びモニタリング過程について影響を受ける者*と協議*し、また他の関心の高い者*についても要求に応じて関与*させなければならない。		
	指標* 7.6.1 慣習に合った方法での*協議*により、影響を受ける者*が積極的及び透明性をもって以下の過程に関与*している： 1) 紛争*解決プロセス(基準*1.6、2.6、4.6) 2) 労働者*の労働条件の決定(原則*2) 3) 先住民族*や地域社会*がもつ権利(基準*3.1、4.1)、先住民族の文化的景観*(基準*3.1)、重要な*場所(基準*3.5、4.7)、及び先住民族*や地域社会*に管理活動*が与える影響(基準*4.5)の特定 4) 地域社会*の社会経済的発展に貢献する活動(基準*4.4) 5) 高い保護価値*の評価、管理及びモニタリング(基準*9.1、9.2、9.4)		
	RA	1) 紛争解決システムについては、県の窓口があり、解決方法が定められている。このプロセスについて意見があるときでも同じ窓口意見提出することができる。 2) 県有林課には請負業者の労働条件まで監督する権限はなく、各請負業者内で取り組まれている。 3), 4), 5)については県有林管理計画に含まれている。この策定においては市町村及び160の保護団体に聞き取りを行い、意見を取りまとめ、必要な内容は計画に反映した。第4次計画樹立の際の保護団体からのアンケート回答を確認した。県内160の保護団体からの意見照会が実施され、詳細な書面記録がファイリングされている。	Y
	S1	1) 紛争解決システムについては、県の窓口(やまなしパートナーズ・レター制度)があり、解決方法が定められている。このプロセスについて意見があるときでも同じ窓口意見提出することができる。 2) 県有林課には請負業者の労働条件まで監督する権限はなく、各請負業者内で取り組まれている。入札の際に条件に関する質問を受ける仕組みはあり、条件に納得してもらった請負業者が入札に参加をする。 3), 4), 5)については県有林管理計画に含まれている。この策定においては市町村及び160の保護団体に聞き取りを行い、意見を取りまとめ、必要な内容は計画に反映した。第4次計画樹立の際の保護団体からのアンケート回答を確認した。県内160の保護団体からの意見照会が実施され、詳細な書面記録がファイリングされている。	Y
	S2	1) 紛争解決システムについては、県の窓口(やまなしパートナーズ・レター制度)があり、解決方法が定められている。このプロセスについて意見があるときでも同じ窓口意見提出することができる。 2) 県有林課には請負業者の労働条件まで監督する権限はなく、各請負業者内で取り組まれている。入札の際に条件に関する質問を受ける仕組みはあり、条件に納得してもらった請負業者が入札に参加をする。 3), 4), 5)については県有林管理計画に含まれている。この策定においては市町村及び160の保護団体に聞き取りを行い、意見を取りまとめ、必要な内容は計画に反映した。第4次計画樹立の際の保護団体からのアンケート回答を確認した。県内160の保護団体からの意見照会が実施され、詳細な書面記録がファイリングされている。	Y
	S3	1) 紛争解決システムについては、県の窓口(やまなしパートナーズ・レター制度)があり、解決方法が定められている。このプロセスについて意見があるときでも同じ窓口意見提出することができる。 2) 県有林課には請負業者の労働条件まで監督する権限はなく、各請負業者内で取り組まれている。入札の際に条件に関する質問を受ける仕組みはあり、条件に納得してもらった請負業者が入札に参加をする。請負単価の設定は国で公表されている単価を使用し、歩掛も国の値を参考に設定している。 3), 4), 5)については県有林管理計画に含まれている。この策定においては市町村及び160の保護団体に聞き取りを行い、意見を取りまとめ、必要な内容は計画に反映した。第4次計画樹立の際の保護団体からのアンケート回答を確認した。県内160の保護団体からの意見照会が実施され、詳細な書面記録がファイリングされている。高い保護価値について特別に尋ねた項目はなかったが、アンケートの結果、意見があれば参考とする。HCVが存在する「保護林」は地元住民の意見を元に風致景観上保存の必要がある林分として設定されている。寺社林など伝統的、文化的価値のある森林はそれぞれの寺社等への貸し地となっているなど、県有林では管理していない。	Y
	S4		

	<p>指標* 7.6.2 以下の事柄は、慣習に合った*方法での協議*を経て行う： 1) 適切な*代表者との連絡窓口の決定（適切な場合、地域の機関、組織、行政を含む）。 2) 双方向に情報が伝達できるような、互いに合意された連絡方法の確立。 3) すべての関係者(女性、若者、高齢者、少数派層)が公平に協議*に参加することの保証。 4) すべての会議、協議内容、合意された事項が記録されることの保証。 5) 会議議事録の内容が承認されることの確保。 6) 慣習に合った*方法での協議*の結果が関係者と共有されることの保証。</p>		
RA	<p>1) 連絡窓口は県有林課、また各林務環境事務所であることは周知の事実である。連絡先は公開されており誰でも連絡を取ることができる。 2) 電話、メール、ホームページ、または直接口頭などで連絡することができる。 3) 協議を実施するときには、性別や年齢等の区別はなく、該当者は誰でも参加することができる。 4) 正式な会合の議事録や合意事項があればその内容は記録を残している。 5)、6) 議事録を参加者すべてに共有し承認を得ることまでは行っていないが、情報公開請求があれば公開でき、意見があれば受け付ける。 出先は毎年1度、代表者との意見交換の機会がある。 あまり地域住民等との会議を開催する機会はない。 森林審議会など公の会議は議事録がホームページで公開されている。 保護団体には毎年交付金を交付する時に通知を出すことが条例で決まっている。その際に個別にやりとりをしている。</p>	Y	
S1	<p>1) 連絡窓口は県有林課、また各林務環境事務所であることは周知の事実である。連絡先は公開されており誰でも連絡を取ることができる。 2) 電話、メール、ホームページ、または直接口頭などで連絡することができる。 3) 協議を実施するときには、性別や年齢等の区別はなく、該当者は誰でも参加することができる。 4) 正式な会合では議事録が残されている。現場での話し合いの結果については工事打合書に記録される。 5)、6) 議事録を参加者すべてに共有し承認を得ることまでは行っていないが、情報公開請求があれば公開でき、意見があれば受け付ける。 出先は毎年1度、代表者との意見交換の機会がある。 あまり地域住民等との会議を開催する機会はない。 森林審議会など公の会議は議事録がホームページで公開されている。 保護団体には毎年交付金を交付する時に通知を出すことが条例で決まっている。その際に個別にやりとりをしている。</p>	Y	
S2	<p>1) 連絡窓口は県有林課、また各林務環境事務所であることは周知の事実である。連絡先は公開されており誰でも連絡を取ることができる。 2) 電話、メール、ホームページ、または直接口頭などで連絡することができる。 3) 協議を実施するときには、性別や年齢等の区別はなく、該当者は誰でも参加することができる。 4) 正式な会合では議事録が残されている。現場での話し合いの結果については工事打合書に記録される。 5)、6) 議事録を参加者すべてに共有し承認を得ることまでは行っていないが、情報公開請求があれば公開でき、意見があれば受け付ける。 出先は毎年1度、代表者との意見交換の機会がある。 あまり地域住民等との会議を開催する機会はない。 森林審議会など公の会議は議事録がホームページで公開されている。 保護団体には毎年交付金を交付する時に通知を出すことが条例で決まっている。その際に個別にやりとりをしている。</p>	Y	
S3	<p>1) 連絡窓口は県有林課、また各林務環境事務所であることは周知の事実である。連絡先は公開されており誰でも連絡を取ることができる。 2) 電話、メール、ホームページ、または直接口頭などで連絡することができる。 3) 協議を実施するときには、性別や年齢等の区別はなく、該当者は誰でも参加することができる。 4) 正式な会合では議事録が残されている。現場での話し合いの結果については工事打合書に記録される。 5)、6) 議事録を参加者すべてに共有し承認を得ることまでは行っていないが、情報公開請求があれば公開でき、意見があれば受け付ける。 出先は毎年1度、代表者との意見交換の機会がある。 あまり地域住民等との会議を開催する機会はない。 森林審議会など公の会議は議事録がホームページで公開されている。 保護団体には毎年交付金を交付する時に通知を出すことが条例で決まっている。その際に個別にやりとりをしている。</p>	Y	
S4			

		指標* 7.6.3 影響を受ける権利者*及び影響を受ける者*の利害に関わる管理活動の計画策定及びモニタリングについて、慣習に合った*方法で協議*の機会が設けられている。		
RA		第4次県有林管理計画の策定にあたっては、市町村並びに160の保護団体への聞き取りを行った。意見の取りまとめと分析を行い、第4次県有林管理計画に反映した。	Y	
S1		第4次県有林管理計画の策定にあたっては、市町村並びに160の保護団体への聞き取りを行った。意見の取りまとめと分析を行い、第4次県有林管理計画に反映した。	Y	
S2		第4次県有林管理計画の策定にあたっては、市町村並びに160の保護団体への聞き取りを行った。意見の取りまとめと分析を行い、第4次県有林管理計画に反映した。	Y	
S3		第4次県有林管理計画の策定にあたっては、市町村並びに160の保護団体への聞き取りを行った。意見の取りまとめと分析を行い、第4次県有林管理計画に反映した。第5次計画策定に向けて2025年3月に聞き取りを行った。	Y	
S4				

		指標* 7.6.4 関心の高い者*には要望に応じて、利害関係や機密情報*を考慮の上で差し支えない範囲で、彼らの関心を引くであろう 森林*管理活動の計画策定及びモニタリングについて関与*する機会が与えられている。		
RA		県有林管理計画はホームページで公表している。 https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html 管理計画p.267で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。 県有林のパンフレットがある。 県の出先機関では一般の方からの問い合わせに対応している。県有林課へ直接電話による問い合わせもある。県森林総合研究所の調査研究結果はホームページやチラシなどで情報公開している。 特に県民に限定した仕組みではないので、誰でも閲覧、意見提出ができる。 意見は県のホームページの問い合わせフォームから提出できる。電話で直接意見を述べることもできる。森林公園の利用者や近隣住民などからの意見が来ることがある。	Y	
S1		県有林管理計画はホームページで公表している。 https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html 管理計画p.267で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。 県有林のパンフレットがある。 県の出先機関では一般の方からの問い合わせに対応している。県有林課へ直接電話による問い合わせもある。県森林総合研究所の調査研究結果はホームページやチラシなどで情報公開している。 特に県民に限定した仕組みではないので、誰でも閲覧、意見提出ができる。 意見は県のホームページの問い合わせフォームから提出できる。電話で直接意見を述べることもできる。森林公園の利用者や近隣住民などからの意見が来ることがある。	Y	
S2		県有林管理計画はホームページで公表している。 https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html 管理計画p.267で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。 県有林のパンフレットがある。 県の出先機関では一般の方からの問い合わせに対応している。県有林課へ直接電話による問い合わせもある。県森林総合研究所の調査研究結果はホームページやチラシなどで情報公開している。 特に県民に限定した仕組みではないので、誰でも閲覧、意見提出ができる。 意見は県のホームページの問い合わせフォームから提出できる。電話で直接意見を述べることもできる。森林公園の利用者や近隣住民などからの意見が来ることがある。	Y	
S3		県有林管理計画はホームページで公表している。 https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html 管理計画p.267で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。 県有林のパンフレットがある。 県の出先機関では一般の方からの問い合わせに対応している。県有林課へ直接電話による問い合わせもある。県森林総合研究所の調査研究結果はホームページやチラシなどで情報公開している。 特に県民に限定した仕組みではないので、誰でも閲覧、意見提出ができる。 意見は県のホームページの問い合わせフォームから提出できる。電話で直接意見を述べることもできる。森林公園の利用者や近隣住民などからの意見が来ることがある。	Y	
S4				

8		原則* 8:モニタリングと評価 組織*は、管理区画*の状態、活動の影響及び、管理目的*の達成に向けた進捗状況について、管理活動の規模*、強度*、リスク*に見合ったモニタリングと評価を行われなければならない。そして、モニタリングの結果を見ながら進める現場順応型管理*を実施しなければならない。		
8.1		基準* 8.1. 組織*は、管理計画*の方針と管理目的*、検証可能な達成目標*の達成度を含め、活動の進捗状況を基に計画が実施されていることを、モニタリングしなければならない。		
		指標* 8.1.1 管理計画*の実施をモニタリングするための手順が文書化され、実行されている。これには、管理計画*に記載されている活動の進捗状況そして指標*7.3.1 で特定された、管理目的*ごとに立てられた検証可能な達成目標*の達成度を含む。		
	RA	個々のモニタリング手法は個別文書で整備されている。 収穫林調査を実施しており、主伐林分の収穫量がモニタリングされている。森林総合研究所は様々な試験研究のためのモニタリングや定点調査を行い記録を続けている。管理計画樹立要領のなかで必要なモニタリング項目が書き出され実施されている。経済林林況調査、成熟林調査、収穫に関する調査、管理計画のための調査、林地の異動に関する調査、希少種に関する事項、など。 今後のモニタリング項目は、第5次県有林管理計画樹立要領の「調査事項 (1)~(5)」にまとめられている。	Y	
	S1	県有林では様々なモニタリング活動が実施されている。個々のモニタリングについて実施手法が明記された文書がすぐに提示できるものもあれば、実施手順が何に規定されているのか明確でないものもあった。各モニタリング活動について、実施手法が規定されている文書・箇所を明確にすること。 FSC要求事項への不適合を発見し得るモニタリング活動については、不適合が見つかった際に従うべき手順も明確になるとよい。	N	軽微な不適合 2023.3
	S2	「指標7.3.1 検証可能な達成目標」という一覧表を作成し、第4次管理計画の重点的に取り組む事項を含め、実施しているモニタリング活動をすべて掲載した。同表にはモニタリングの手法を簡潔に記しており、またモニタリング活動の詳細や根拠が書かれている文書も示されている。第4次管理計画の重点的に取り組む事項については検証可能な達成目標と進捗が示されている。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 8.1.2 モニタリングの手順・ツールは現場で十分に実行できるものであり、反復可能かつ経年変化を調べるのに適切である。		
	RA	今後のモニタリング方針は、第5次県有林管理計画樹立要領にまとめられている。 実施要領に従ってモニタリングの項目や実施方法が定められており、実行可能で適切である。	Y	
	S1	これまで実施してきたモニタリング活動は、反復可能であり、経年変化を調べるに十分である。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

8.2		基準* 8.2. 組織*は、環境状態の変化、及び管理区画*内で実施されている活動が環境や社会に与える影響を、モニタリングし、評価しなければならない。		
		指標* 8.2.1 附則C に従って管理活動が環境と社会に与える影響がモニタリングされている。		
	RA	請負業者からの随時の報告がある。 県職員は県有林環境調査チェックシート等を使用して確認している。	Y	
	S1	請負業者からの随時の報告がある。 県職員は県有林環境調査チェックシート等を使用して確認している。 現在県有林内で実施されているモニタリング活動の全容がまとめられた資料はなく、また実施しているモニタリング活動が、国内規格附則Cに含まれる項目を網羅しているか明確でなかった。	N	軽微な不適合 2023. 4
	S2	国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目について、「附則C モニタリング要求事項に対する対応表」を作成した。国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目の該当するものについて、現在行っているモニタリング活動とその活動根拠を示した文書が明示された。国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目で該当する項目で、モニタリングされていないものはなかった。	Y	
	S3			
	S4			

		指標* 8.2.2 附則C に従って環境状態の変化がモニタリングされている。		
	RA	森林巡視員（県有林課が委嘱）、山岳レンジャー（自然共生推進課が委嘱するボランティア）等が巡視を行っている。記録は各林務環境事務所で保管されている。 県森林総研によりさまざま（昆虫、きのこ、炭素、水質、植生など）な調査研究が行われている。モニタリング調査地点は100箇所程度あり、継続的、定期的に総研が行っている。 河川の水質調査は県の別部署、または国で行われている。水道の水質調査も行われている。 県の別部署で、特定鳥獣保護管理計画でシカの個体数のモニタリングが行われている。自然共生推進課で数年ごとにクマの調査も行われている。森林生態については「森林生態系モニタリング調査について」に則ってモニタリングされている。	Y	
	S1	森林巡視員（各林務環境事務所が委嘱）、山岳レンジャー（自然共生推進課が委託）等が巡視を行っている。記録は各林務環境事務所及び自然共生推進課で保管されている。 県森林総研によりさまざま（昆虫、きのこ、炭素、水文・水質、植生など）な調査研究が行われている。モニタリング調査地点は100箇所程度あり、継続的、定期的に総研が行っている。 河川の水質調査は県の大気水質保全課、または国で行われており、いつでも結果を確認できる。水道の水質調査も各市町村で行われており、異常があれば連絡を受ける。 県の自然共生推進課で、特定鳥獣保護管理計画でシカの個体数のモニタリングが行われている。同課で数年ごとにクマの調査も行われている。森林生態については「森林生態系モニタリング調査について」に則ってモニタリングされている。 現在県有林内で実施されているモニタリング活動の全容がまとめられた資料はなく、また実施しているモニタリング活動が、国内規格附則Cに含まれる項目を網羅しているか明確でなかった。	N	軽微な不適合 2023. 4
	S2	国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目について、「附則C モニタリング要求事項に対する対応表」を作成した。国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目の該当するものについて、現在行っているモニタリング活動とその活動根拠を示した文書が明示された。国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目で該当する項目で、モニタリングされていないものはなかった。	Y	
	S3			
	S4			

8.3		基準* 8.3 組織* は、モニタリングと評価の結果を分析し、この分析結果を順次計画過程に反映させなければならない。		
		指標* 8.3.1 順応的管理*手順の実施によりモニタリング結果は定期的に分析され、管理計画*作成の際に考慮、反映されている。		
		注：分析に十分な結果がまだ集まっていない場合は、追加で十分な結果を得た上で分析を行うための計画がある。		
	RA	モニタリング結果は、獣害対策など管理計画にも反映させてきている。これまでの県有林管理計画にもモニタリング結果が反映され、管理計画に沿った管理が実行されてきた。 現在は、森林総合研究所が県有林の依頼を受けて植栽本数、下刈りの回数、針広混交林への誘導、コンテナ苗の導入、一貫作業の作業工程の分析についてモニタリング調査を行っている。低密度植林、下刈りの省力化、針広混交林誘導、コンテナ苗については、ある程度結果が得られているため、現在策定中の第4次県有林管理計画に反映する予定である。 5年おきの計画改定時には市町村及び160の地元団体へ聞き取りを行い、意見を反映している。	Y	
	S1	モニタリング結果は、獣害対策など管理計画にも反映させてきている。これまでの県有林管理計画にもモニタリング結果が反映され、管理計画に沿った管理が実行されてきた。 現在は、森林総合研究所が県有林の依頼を受けて植栽本数、下刈りの回数、針広混交林への誘導、コンテナ苗の導入、一貫作業の生産性の分析についてモニタリング調査を行っている。下刈りの省力化、針広混交林誘導、コンテナ苗については、ある程度結果が得られているため、第4次県有林管理計画に反映した。次回の計画への反映のために低密度植林調査は継続している。 5年おきの計画改定時には市町村及び160の地元団体へ聞き取りを行い、意見を反映している。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 8.3.2 モニタリングにより特定されたFSC の要求事項に対する不適合は適切に対処されており、モニタリング結果を反映させて、検証可能な達成目標*を含む管理計画*や必要であれば管理目的*を修正している。		
	RA	完了検査の際に不適合が発見された際には、是正がされないと完了が認められない手続きとなっている。請負業者は、発注者である県への報告を継続的に怠る場合などに、指名発注先から外されるということもある。	Y	
	S1	完了検査の際に不適合が発見された際には、是正がされないと完了が認められない手続きとなっている。請負業者は、発注者である県への報告を継続的に怠る場合などに、指名発注先から外されるということもある。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

8.4		基準* 8.4 組織* は、機密情報*を除くモニタリング結果の概要を作成し、無償で入手可能*なようにしておかなければならない。		
		指標* 8.4.1 機密情報*を除き、利害関係者*にとってわかりやすいようにまとめた、附則D の要求事項を網羅するモニタリング結果 の概要（地図を含む）が無償で入手可能*なようになっている。		
		注：機密情報*には、公開*されると支障があると考えられる希少種*、貴重種の情報も含まれる。		
	RA	県森林総研で行っている調査・モニタリングの結果はホームページで公開しており、パンフレットも作成している。 (https://www.pref.yamanashi.jp/shinsouken/index.html) 県有林管理計画の中にもいくつかのモニタリング結果が含まれており、ホームページで公開されている。 県有林管理計画の5年おきの更新の際に実施される市町村や160の地元団体への聞き取り結果は、要望に応じて提示できる。	Y	
	S1	モニタリング結果は要望に応じて開示できる。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

8.5		基準* 8.5. 組織*は、管理区画*から生産された全ての林産物のうち、管理活動の規模*、強度*、リスク*に応じてFSC 認証製品として市販されるものについては、生産場所と生産量を追跡しなければならない。		
		指標* 8.5.1 FSC 認証製品として販売・譲渡するすべての林産物について、収穫されたFSC 認証林から所有権が移るまでのトレー サビリティーが確保されている。その一環として： 1) 認証機関からの要求に応じて、FSC 取引*データを提供することにより、取引情報の照合*を支持している。 2) 認証機関からの要求に応じて、検証のために原材料のサンプルや標本、及び種の構成に関する情報を提出することによりファイバーテスト*を支持している。		
	RA	県有林FSC認証ラベル取扱要領が作成されている。 立木での販売または県内の市場で丸太での販売を行っている。 丸太一式にはFSCラベリングバンドを使用する。	Y	
	S1	県有林FSC認証ラベル取扱要領が作成されている。 立木での販売または県内の市場で丸太での販売を行っている。 丸太一式にはFSCラベリングバンドを使用する。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 8.5.2 販売・譲渡されたすべての林産物について、以下の情報を含む書類が残されている： 1) 種の和名（例：マツではなく、アカマツ、クロマツなど）。海外への販売の場合は樹種の学名も。 2) 製品名または製品の記述 3) 製品の材積（または数量） 4) 収穫区画まで木材を追跡するための情報 5) 収穫日/ 期間 6) 林内で簡単な加工が行なわれる場合は、加工日/期間と加工量 7) FSC 認証製品として販売されたか否か		
		注：パルプ用材収穫のように多くの樹種が収穫され、一本毎の樹種の判定や材積の記載が難しい場合、主要樹種とその 凡その割合を記載すればよい。		
	RA	2022年7月22日、8月24日、8月31日、9月21日付の山梨県県有林FSC認証材出荷証明をサンプリングし、必要事項がすべて含まれていたことを確認した。	Y	
	S1	2023年1月に中北林務環境事務所で発行された山梨県県有林FSC認証材出荷証明をサンプルとして5点確認した。すべて認証番号とFSC100%が記載されていた。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 8.5.3 FSC 表示を伴って販売されたすべての製品について、少なくとも以下の情報を含む請求書または類似書類が5 年以上 保管されている： 1) 購入者の名前及び所在地等の購入者を特定できる情報 2) 販売日 3) 主要種の和名。海外への販売の場合は種の学名も。 4) 製品の記述 5) 販売された製品の体積（または数量） 6) 認証番号 7) FSC 製品として販売されたことを示す「FSC 100%」というFSC 表示		
	RA	保存期間5年と定められている。 山梨県県有林FSC認証材出荷証明に必要事項がすべて含まれていた。	Y	
	S1	保存期間5年と定められている。 山梨県県有林FSC認証材出荷証明に必要事項がすべて含まれていた。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 8.5.4 FSC 商標の使用は商標使用に関するFSC 規格(FSC-STD-50-001)の最新版に従っている。		
	RA	FSC商標使用の際には必ずアマタ/ソイルアソシエーションに申請をして承認を得てから使用している。	Y	
	S1	FSC商標使用の際には必ずアマタ/ソイルアソシエーションに申請をして承認を得てから使用している。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

		指標* 8.5.5 販売・譲渡された林産物については、入手可能*な最も有効な最新情報*に基づき、放射能汚染リスクが低いことが確保 されている。		
		注：放射能汚染の危険性が高いと疑われる地域*に由来する木材の販売・譲渡は避ける。		
	RA	該当しない。	N/A	
	S1	県内で山菜、タケノコ、キノコ類の放射線量を毎年測定しており、現在はキノコ類について富士東部の3市町村で放射線量が基準値を超えているため出荷停止措置が取られている。	Y	
	S2			
	S3			
	S4			

9		原則* 9: 高い保護価値* 組織*は、予防手段*を用いて、管理区画*内の高い保護価値(HCV)*を特定し、それらを維持及び/または向上しなければならない。		
9.1		基準* 9.1. 組織*は、管理区画*内における以下に挙げる高い保護価値(HCV)*の存在及び状態を評価、特定し、記録しなければならない。この場合、利害関係者*との協議*や、他の方法や情報源を通し、管理活動の規模*、強度*、リスク*、及び高い保護価値*が存在する可能性に応じて行うこととする。 HCV 1 - 種の多様性: 全世界、地域あるいは国家的に重要*とされる固有種、希少種*または絶滅危惧種*を含む生物多様性*が集中して認められる地域。 HCV 2 - 景観*レベルでの生態系*とモザイク: 自然発生源のほとんどが豊富にあり、本来の分布域存在している。世界的、地域あるいは国家的に重要*とされる原生林景観*、大規模な景観*レベルの生態系*と生態系のモザイク。 HCV 3 - 生態系*及び生息・生育域*: 希少*または危急*、絶滅の危機に瀕している生態系*、生息・生育域*もしくはレフ ユジア(退避地)*が認められる地域。 HCV 4 - 不可欠な*生態系サービス*: 脆弱な土壌や斜面の浸食の防止集水域の保護*など危機的状況において重要*な基礎 的な生態系サービス*。 HCV 5 - 地域社会*の基本ニーズ: 地域社会*あるいは先住民族*の基本的需要(生活、健康、食料、水など)に欠かせない場 所と資源。 HCV 6 - 文化的価値: 文化的、精神的、生態学的、経済的に地域社会*あるいは先住民族*にとり非常に重要*として認め られ、これらの地域社会*あるいは先住民族*との協議*により特定された、世界的もしくは国家的に重要*な場所、資 源、生息・生育域*や景観*。		
		指標* 9.1.1 日本国内HCV 枠組み文書に沿って、基準*9.1 で定義されているHCV1~HCV6 の高い保護価値(HCV)*の場所と状態、 またその価値が依存する高い保護価値(HCV) *の維持地域*とその状態を記録した利用可能な最も有効な情報*を用い、評価が完了している。		
	RA	県有林管理計画p. 214に保護林の記載がある。また、県有林管理計画p. 217に国立公園の特別保護地区および第1種特別地域、自然環境保全地区、文化財などの「厳正保存地域」の記載がある。風致保安林 (p226 県有林の土地利用区分と森林の施業方法)、これらを保護価値の高い森林とする。これらは保護価値の高い森林の定義のうち、HCV1とHCV6にあてはまる。文化財がHCV6であり、その他がHCV1である。	Y	
	S1			
	S2	県有林管理計画P226に示されている禁伐保全管理の指定林がHCVである。 県有林管理計画p. 206に保護林の記載がある。また、県有林管理計画p. 209に国立公園の特別保護地区および第1種特別地域、自然環境保全地区、文化財などの「厳正保存地域」の記載がある。風致保安林 (p216 県有林の土地利用区分と森林の施業方法)、これらを保護価値の高い森林とする。これらは保護価値の高い森林の定義のうち、HCV1とHCV6にあてはまる。文化財がHCV6であり、その他がHCV1である。	Y	
	S3	県有林管理計画P226に示されている禁伐保全管理の指定林がHCVである。 県有林管理計画p. 206に保護林の記載がある。また、県有林管理計画p. 209に国立公園、国定公園、県立公園の特別保護地区および第1種特別地域、自然環境保全地区、文化財などの「厳正保存地域」の記載がある。これに風致保安林 (p216 県有林の土地利用区分と森林の施業方法) も含め、これらを保護価値の高い森林とする。これらは保護価値の高い森林の定義のうち、HCV1とHCV6にあてはまる。文化財がHCV6であり、その他がHCV1である。	Y	
	S4			

		指標* 9.1.2 評価には、2017 年1 月1 日以降の原生林景観の特定が含まれている。		
	RA	山梨県有林に原生林景観の該当はない。 日本では原生林は山形県と北海道のみとされている。	N/A	
	S1			
	S2			
	S3	山梨県有林に原生林景観の該当はない。(https://intactforests.org) 日本では原生林景観は山形県と新潟県、北海道のみとされている。	N/A	
	S4			

		指標* 9.1.3 HCV*の特定に際しては、影響を受ける権利者*、影響を受ける者*、*及びHCV*の保全*に関心の高い者*との慣習に合った*方法での協議*から得られた結果が用いられている。		
	RA	第4次県有林管理計画策定で聞き取りを行った結果、新たな追加箇所はなかった。 なお、県有林管理計画は5年に1度刷新されるため、HCVの見直し期間（5年に1度）と合致する。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	2025年3月に第5次県有林管理計画策定に際して行った市町村、160の保護団体、土地改良区や漁業協同組合連合会への意見照会、および造林事業者へのアンケートの結果、新たなHCVに対する意見はなく、HCVを有する森林の追加箇所はなかった。 しかし、今回の利害関係者への聞き取りでは、HCVに特化した聞き取り項目はなかった。そのためHCVに対する意見が出にくかった可能性がある。 今後は、HCVに特化した聞き取り項目を設定することが望ましい。	Y	観察事項 2025.1
	S4			

		指標* 9.1.4 特定されたHCV*の場所や地域は地図に明記されている。		
	RA	森林GISのデータにHCVが含まれており表示することができる 合計面積は20,538haである。 HCV1 16,909 ha HCV6 3,629 ha	Y	
	S1			
	S2			
	S3	森林GISのデータにHCVが含まれており表示することができる 合計面積は20,538haである。 HCV1 16,909 ha HCV6 3,629 ha	Y	
	S4			

		指標* 9.1.5 9.1.1 及び9.1.2 に従い評価した結果HCV*が特定されなかった場合でも、HCV*特定のためのアセスメントは、環境変化等を踏まえ、5年を基本として適宜見直されている。		
	RA	第4次県有林管理計画の策定と合わせ、日本国内HCV枠組み文書の内容に沿ってHCV指定内容を確認した。その結果、見直しが必要になったHCV区分はなかった。第4次県有林管理計画p226に記載されている厳正保存地域が該当し、その内訳はp31に記載の保安林及び自然公園等の面積一覧で把握できる。第4次計画の策定にあたり、小班の見直し等により、第3次計画から多少面積の変更はあった。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	第4次県有林管理計画の策定と合わせ、日本国内HCV枠組み文書の内容に沿ってHCV指定内容を確認した。その結果、見直しが必要になったHCV区分はなかった。第4次県有林管理計画p226に記載されている厳正保存地域が該当し、その内訳はp31に記載の保安林及び自然公園等の面積一覧で把握できる。第4次計画の策定にあたり、小班の見直し等により、第3次計画から多少面積の変更はあった。 第5次県有林管理計画にも変更の有無が記載される予定である。	Y	
	S4			

9.2		基準* 9.2. 組織*は、利害関係者*や専門家との協議*により特定された高い保護価値(HCV)*の維持及び/または向上させる効果的な方策を策定しなければならない。		
		指標* 9.2.1 利用可能な最も有効な情報*を用い、HCV*への脅威*が特定されている。		
	RA	シカの食害、マツ枯れが顕在化している脅威として特定されている。県の特定獣害管理計画の中でシカの被害状況などがまとめられている。マツ枯れの被害状況は森林整備課でまとめている。また近年ナラ枯れも発生している。大雨による土砂流出や火災も一般的な懸念点として挙げられている。これらは県有林管理計画書に記載されている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	シカの食害、マツ枯れが顕在化している脅威として特定されている。県の特定獣害管理計画の中でシカの被害状況などがまとめられている。マツ枯れの被害状況は森林整備課でまとめている。また近年ナラ枯れも発生している。大雨による土砂流出や火災も一般的な懸念点として挙げられている。これらは森林全体に対するリスクとして、第4次県有林管理計画書p92に記載されている。	Y	
	S4			

		指標* 9.2.2 特定されたHCV*を維持及び/または向上させ、高い保護価値(HCV)*をもつ地域*を支えるため、利害関係者*、有識者、及びその他関係者との協議*により、価値を損なう可能性のある管理活動が行われる前に、管理方策と活動計画が策定されている。		
	RA	禁伐として保護している。第4次県有林管理計画書（2021年4月1日-2031年3月31日）p206「保護林」、p226「厳正保存地域」に記載されている。周辺についてもp209「保護樹帯」を設定する。施業に留意すべき周辺森林も一覧にしてある。カシノナガキクイムシについては、協議会を設けて、対応を検討している。大きな出来事、方針の転換があれば会議を開催するが、R6、R7年度は実施がなかった。マツ枯れはこれまでの経験から被害地域や守るべき場所が既に特定されているので、必要に応じて地元に対策の方法も含めて聞き取りをした上で対応がされている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	禁伐として保護している。伐採以外の作業も行われず、現状のまま保護される森林である。第4次県有林管理計画書（2021年4月1日-2031年3月31日）p206「保護林」、p226「厳正保存地域」に記載されている。周辺についてもp209「保護樹帯」を設定する。施業に留意すべき周辺森林も一覧にしてある。カシノナガキクイムシについては、協議会を設けて、対応を検討している。大きな出来事、方針の転換があれば会議を開催するが、R6、R7年度は実施がなかった。マツ枯れはこれまでの経験から被害地域や守るべき場所が既に特定されているので、必要に応じて地元に対策の方法も含めて聞き取りをした上で対応がされている。「第3次山梨県松くい虫被害対策事業推進計画 事業対象区域位置図」があり、保全の程度に応じて対応内容のゾーニングがなされている。	Y	
	S4			

		指標* 9.2.3 特定されたHCV*を維持及び/または向上させるための管理方策と活動計画の策定は、影響を受ける権利者*、利害関係者*、及び専門家との協議*により行われている。		
	RA	HCVを5年ごと管理計画策定の際に見直すことになっている。管理計画の策定に保護団体の意見を聞くプロセスが含まれている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	HCVを5年ごと管理計画策定の際に見直すことになっている。管理計画の策定に保護団体の意見を聞くプロセスが含まれている。現状のまま保護するエリアとなっており、活動計画は特にない。	Y	
	S4			

	指標* 9.2.4 管理方策は、核心地域*を保護*するよう策定されている。		
RA	HCVの中に特に核心地域を指定していない。「厳正保存地域」にその概念が既に含まれている。	N/A	
S1			
S2			
S3	HCVの中に特に核心地域を指定していない。「厳正保存地域」にその概念が既に含まれている。	Y	
S4			

	指標* 9.2.5 各原生林景観*の大部分*（80%以上）が核心地域*として指定されている。		
RA	HCVの中に特に核心地域を指定していない。該当しない。	N/A	
S1			
S2			
S3	HCVの中に特に核心地域を指定していない。該当しない。	N/A	
S4			

	指標* 9.2.6 策定された管理方策はHCV*の維持及び/または向上に効果的である。		
RA	現在のところ、HCVは維持されている。劣化は確認されていない。	Y	
S1			
S2			
S3	現在のところ、HCVは維持されている。劣化は確認されていない。	Y	
S4			

	指標* 9.2.7 管理方策は、分断化*を含む、産業活動*のすべての影響が以下をすべて満たす場合にのみ、核心地域*内での限られた産 業活動*を認めている： 1) 核心地域*のごく限られた部分*に限定される。 2) 核心地域*の面積が5 万ヘクタール未満とならない。 3) 明確かつ大きく、追加的で長期的な保全及び社会的な公益をもたらす。		
RA	HCVに指定された森林では原則として管理活動は行わない。禁伐である。	Y	
S1			
S2			
S3	HCVに指定された森林では原則として管理活動は行わない。禁伐である。	Y	
S4			

9.3		基準* 9.3. 組織*は、特定された高い保護価値(HCV)*を維持及び/または向上させるための方策と活動計画を実施しなければならぬ。これらの方策と取り組みは予防手段*も含め、活動の規模*・強度*・リスク*に応じて実施しなければならない。		
		指標* 9.3. 策定された方策の実施の効果も勘案し、HCV* とそれらが依存するHCV をもつ地域*は維持されている及び/または向上 している。		
	RA	現在のところ、HCVは維持されている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	現在のところ、HCVは維持されている。	Y	
	S4			

		指標* 9.3.2 科学的な情報が不十分もしくは確実でない場合や、HCV*の脆弱性や繊細さが不明な場合においても、策定された方策 と活動がHCV*が損なわれることを防ぎ、リスク*を回避している。		
	RA	禁伐として保護している。第4次県有林管理計画書（2021年4月1日-2031年3月31日）p206「保護林」、p226「厳正保存地域」に記載されている。周辺についてもp209「保護樹帯」を設定する。施業に留意すべき周辺森林も一覧にしてある。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	現在の保護手法に問題はない。何かあれば山梨県森林総合研究所と相談しながら対応を取ることになっている。	Y	
	S4			

		指標* 9.3.3 中核地域*は、基準*9.2 に沿って保護*されている。		
	RA	HCVIに中核地域を指定していない。該当しない。	N/A	
	S1			
	S2			
	S3	HCVIに中核地域を指定していない。該当しない。	N/A	
	S4			

		指標* 9.3.4 中核地域*内での限られた産業活動*は、指標9.2.7 に沿っている。		
	RA	HCVIに中核地域を指定していない。該当しない。	N/A	
	S1			
	S2			
	S3	HCVIに中核地域を指定していない。該当しない。	N/A	
	S4			

		指標* 9.3.5 HCV*を損なう活動は即時中止され、HCV*を復元*、保護*する措置が取られている。		
	RA	禁伐として保護している。第4次県有林管理計画書（2021年4月1日-2031年3月31日）p206「保護林」、p.217「厳正保存地域」に記載されている。周辺についてもp209「保護樹帯」を設定する。施業に留意すべき周辺森林も一覧にしてある。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	禁伐でありいかなる活動も行われず保護されている。HCVを損なう活動はない。	Y	
	S4			

9.4		基準* 9.4. 組織*は、高い保護価値(HCV)*が効果的に保護*されるよう、その状態の変化を評価するための定期的なモニタリングを行い、管理方針に反映していかなければならない。また、モニタリングは、規模*、強度*、リスク*に見合い、利害関係者*、及び専門家との協議*により推進しなければならない。		
		指標* 9.4.1 定期的なモニタリングプログラムには以下の評価が含まれている： 1) 方策の実施。 2) HCV*とそれらが依存するHCV*を支える地域*の状態。 3) HCV*を完全に維持及び/または向上させるための管理方針と保護*の取り組みの効果。		
	RA	山岳レンジャー、富士山レンジャーなどが通常のモニタリングのシステム内で行っている。確実に保護されているか、また訪問者が規則や規制に従っているかを確認している。これは日々または週に1回程度の頻度で行われている。また各種生物調査も不定期ではあるが行われている。研究所による調査地がある場所ではモニタリングも行われている。	Y	
	S1	山岳レンジャー、自然監視員、富士山レンジャーなどが通常のモニタリングのシステム内で行っている。確実に保護されているか、また訪問者が規則や規制に従っているかを確認している。富士山レンジャーは日々、それ以外の巡視も頻度高く行われている。また各種生物調査も不定期ではあるが行われている。研究所による調査地がある場所ではモニタリングも行われている。	Y	
	S2	山岳レンジャー（山岳会などに依頼したボランティア）、自然監視員、富士山レンジャーなどが通常のモニタリングのシステム内で行っている。確実に保護されているか、また訪問者が規則や規制に従っているかを確認している。富士山レンジャーは週5日、山開き期間中は早朝や夜も含めて巡視しており、それ以外の巡視も頻度高く行われている。また各種生物調査も不定期ではあるが行われている。研究所による調査地がある場所ではモニタリングも行われている。	Y	
	S3	山岳レンジャー（山岳会などに依頼したボランティア）、自然監視員、富士山レンジャーなどが通常のモニタリングのシステム内で行っている。確実に保護されているか、また訪問者が規則や規制に従っているかを確認している。富士山レンジャーは週5日、山開き期間中は早朝や夜も含めて巡視しており、それ以外の巡視も頻度高く行われている。また各種生物調査も不定期ではあるが行われている。研究所による調査地がある場所ではモニタリングも行われている。 HCV6を有するエリアの多くは富士山周辺のエリアでモニタリングされている。例えば精進湖登山道は見回りがされている。	Y	
	S4			

		指標* 9.4.2 モニタリングプログラムは、影響を受ける権利者*、利害関係者*、及び専門家との協議*を含む。		
	RA	巡視をしていることは富士山レンジャーなどが情報発信をしている。意見があればだれでもウェブサイトを通じて、または事務所に直接提出できる。山岳レンジャーは希少種のチェック、シカの影響などを行い、県の自然共生推進課に報告され、必要に応じ対策を取っている。	Y	
	S1	巡視をしていることは富士山レンジャーなどが情報発信をしている。意見があればだれでもウェブサイトを通じて、または事務所に直接提出できる。山岳レンジャーは希少種のチェック、シカの影響などを行い、県の自然共生推進課に報告され、必要に応じ対策を取っている。	Y	
	S2	巡視をしていることは富士山レンジャーなどが情報発信をしている。意見があればだれでもウェブサイトを通じて、または事務所に直接提出できる。山岳レンジャーは希少種のチェック、シカの影響調査などを行い、県の自然共生推進課に報告され、必要に応じ対策を取っている。	Y	
	S3	巡視をしていることは富士山レンジャーなどが情報発信をしている。意見があればだれでもウェブサイトを通じて、または事務所に直接提出できる。山岳レンジャーは希少種のチェック、シカの影響調査などを行い、県の自然共生推進課に報告され、必要に応じ対策を取っている。	Y	
	S4			

	指標* 9.4.3 モニタリングプログラムは、初回の評価とそれぞれのHCV*の特定された状態と比較し、HCV*の変化を発見するのに十分な範囲、詳細さ、頻度で行われている。		
RA	レンジャーによる巡視の頻度を重要度に応じて定め、実施している。	Y	
S1	富士山レンジャーは日々、それ以外の巡視も頻度高く行われており、HCVの変化を発見するのに十分な範囲、詳細さ、頻度である。	Y	
S2	富士山レンジャーは日々、それ以外の巡視も頻度高く行われており、HCVの変化を発見するのに十分な範囲、詳細さ、頻度である。	Y	
S3	富士山レンジャーは日々、それ以外の巡視も月1回程度の頻度で行われており、HCVの変化を発見するのに十分な範囲、詳細さ、頻度である。	Y	
S4			

	指標* 9.4.4 モニタリングまたはその他の新たな情報により、HCV*の維持及び/または向上のために、管理方策と活動は十分でない と示された場合、これらの方策と活動計画は修正されている。		
RA	そのような事例は特にない。	Y	
S1	そのような事例は特にない。	Y	
S2	そのような事例は特にない。	Y	
S3	そのような事例は特にない。	Y	
S4			

	指標* 9.4.5 モニタリング記録は保管されている。		
RA	巡視記録について、山岳レンジャーの記録は自然共生推進課、富士山レンジャーの記録は観光部・富士山世界遺産センターで保管されている。	Y	
S1	巡視記録について、山岳レンジャー、および自然監視員の記録は自然共生推進課、森林保全巡視員の記録は林務環境事務所、富士山レンジャーの記録は富士山世界遺産センターで保管されている。	Y	
S2	巡視記録について、山岳レンジャー、および自然監視員の記録は自然共生推進課、森林保全巡視員の記録は林務環境事務所、富士山レンジャーの記録は富士山世界遺産センターで保管されている。	Y	
S3	巡視記録について、山岳レンジャー、および自然監視員の記録は自然共生推進課、森林保全巡視員の記録は林務環境事務所、富士山レンジャーの記録は富士山世界遺産センターで保管されている。異変が生じた際など、県有林に関する情報はすぐに県有林課に連絡が来る体制となっている。	Y	
S4			

10		原則* 10: 管理活動の実施 組織*もしくは組織*のために実施される管理区画*内での活動は、組織*の経済、環境、社会的方針と目的*に一致したものが選択及び実施され、全体としてFSC の原則*と基準*に合致するものであること。		
10.1		基準* 10.1. 組織*は、管理計画*に従い、最終伐採した後は天然更新または人工更新により、迅速に*伐採前*の状態またはより自然に近い状態*に再生させなければならない。		
		指標* 10.1.1 すべての伐採地は以下の要件を満たすよう、迅速に*更新されている： 1) 伐採作業の影響を勘案し多面的機能*を保護*している。 2) 更新後の植生を伐採前*と比較して少なくとも同程度の自然状態*（樹種構成と林分構造）に回復させるために適切 である。迅速な更新を図ったにも関わらず、意図した更新が見られない場合は原因が分析され、再度更新がされる ように対処されている。		
	RA	施業団ごとに更新法が指定されており、人工林の皆伐後は確実に再造林を実施する。択伐した林分について天然更新を期待する林分がある。県有林管理計画には面積が計上されている。第4次県有林管理計画では「事業区別更新指定量：天然更新 573.02ha」とされている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	作業団ごとに更新法が指定されており、人工林の皆伐後は確実に再造林を実施する。択伐した林分について天然更新を期待する林分がある。県有林管理計画には面積が計上されている。第4次県有林管理計画では「事業区別更新指定量：天然更新 573.02ha」とされている。保安林指定地は2年以内の更新が義務なので、必ず植栽している。保安林以外は5年以内の更新義務だが、2～3年で植栽をしている。人工林内の広葉樹はできるだけ残している。天然更新は保安林ではない場所で試験的に実施している。もし天然更新がうまくいかなければ、植栽する。	Y	
	S4			

		指標* 10.1.2 以下を満たすように森林*更新活動が実施されている。 1) 人工林*の伐採の場合、生態的に適合した種を用いて、伐採前*と比較して少なくとも同程度の自然状態*を保つよう に更新されている。 2) 自然林*の伐採の場合、伐採前*と同じ、もしくはより自然に近い状態*へと更新している。植栽を通じて更新をする 場合は、伐採前*と比較して生物多様性*や森林*構造が劣化しないように行われている。 3) 劣化した自然林*の伐採の場合、伐採前*より自然に近い状態*へと更新している。		
	RA	人工林を伐採した際には、造林方針書に従い、地質や標高を考慮して植栽樹種を決めている。ただしマツ枯れの問題があるために、アカマツを植えることはない。現在アカマツが植わっている場所を伐採した際には、地質や標高に応じてヒノキまたはカラマツを植えている。樹種はカラマツが半分程、ヒノキがこれに次ぎ、他にはシラベやその他針葉樹、広葉樹がある。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	人工林を伐採した際には、造林方針書に従い、地質や標高を考慮して植栽樹種を決めている。ただしマツ枯れの問題があるために、アカマツを植えることはない。現在アカマツが植わっている場所を伐採した際には、地質や標高に応じてヒノキまたはカラマツを植えている。樹種はカラマツが半分程、ヒノキがこれに次ぎ、他にはシラベやその他針葉樹、広葉樹がある。経済林に位置つけた広葉樹林は伐採対象となるが、基本的には択伐である。	Y	
	S4			

10.2		基準* 10.2. 組織*は、管理目的*に沿って、生態的に適合した種、在来種*及びその地域固有の遺伝子型*を用いて更新を行うこと。		
		指標* 10.2.1 更新のために用いられる種は、生態的に地域に適合した種である。		
		注：在来種*、特にこれまでその地域で使われてきた実績がある種が望ましいが、外来種*であってもそれを使う正当な理由があり、その地方で使われてきた実績により侵略性がないことが証明されていけばよい。外来種*については 10.3.1 参照。		
	RA	在来種が使用されており、苗木は県内で栽培されている。 針葉樹は林業種苗法に基づいた苗を使用している。広葉樹は林業種苗法の制限はかからないが地域の苗を使用している。 苗木需給調整会議で、向こう3年間の必要種苗量を算出し、計画的な生産を依頼している。種子は県内産を指定。県内の急な需要の変化によっては、近県で生産された苗木を移入して使用することがある。長野県からカラマツ苗を購入した事例がある。	Y	
	S1	在来種が使用されており、苗木は県内で栽培されている。 針葉樹は林業種苗法に基づいた苗を使用している。広葉樹は林業種苗法の制限はかからないが地域の苗を使用している。 苗木需給調整会議で、向こう3年間の必要種苗量を算出し、計画的な生産を依頼している。種子は県内産を指定。県内の急な需要の変化によっては、近県で生産された苗木を移入して使用することがある。長野県からカラマツ苗を購入した事例がある。	Y	
	S2	在来種が使用されており、苗木は県内で栽培されている。 針葉樹は林業種苗法に基づいた苗を使用している。広葉樹は林業種苗法の制限はかからないが地域の苗を使用している。 苗木需給調整会議で、向こう3年間の必要種苗量を算出し、計画的な生産を依頼している。種子は県内産を指定。県内の急な需要の変化によっては、近県で生産された苗木を移入して使用することがある。長野県からカラマツ苗を購入した事例がある。	Y	
	S3	在来種が使用されており、苗木は県内で栽培されている。 針葉樹は林業種苗法に基づいた苗を使用している。広葉樹は林業種苗法の制限はかからないが地域の苗を使用している。 苗木需給調整会議で、向こう3年間の必要種苗量を算出し、計画的な生産を依頼している。種子は県内産を指定。県内の急な需要の変化によっては、近県で生産された苗木を移入して使用することがある。北海道からカラマツ苗を購入した事例がある。（林業種苗法の移動制限はカラマツにはない。）	Y	
	S4			

		指標* 10.2.2 更新のために用いられる種は更新の目的*及び管理目的*に沿っている。		
	RA	現地の状況、気候条件等に応じ、管理目的に合った種を選択している。	Y	
	S1	現地の状況、気候条件等に応じ、管理目的に合った種を選択している。	Y	
	S2	現地の状況、気候条件等に応じ、管理目的に合った種を選択している。	Y	
	S3	現地の状況、気候条件等に応じ、管理目的に合った種を選択している。	Y	
	S4			

10.3		基準* 10.3. 組織*は、外来種*を使用する際は、侵略的影響が制御できることや、効果的な影響低減措置がとられている という条件を満たさなければならない。		
		指標* 10.3.1 直接的な経験や科学的な調査結果により、侵略的影響が制御できると示され、かつ拡大を制御するための効果的な措置が取られている場合にのみ外来種*が使用されている。		
	RA	現在は植林に外来種を用いていない。林道の法面緑化に外国産の草本種子が使われている。令和3年度は外国産種子が1173kg (99.4%)、国産種子が7.57kg (0.6%)であった。「令和3年度各事務所の使用種子一覧」で文書としてとりまとめられている。外来種の緑化植物の拡大は見られない。	Y	
	S1	現在は植林に外来種を用いていない。林道の法面緑化に外国産の草本種子が使われている。令和4年度は外国産種子が703.08kg (100%)、国産種子が0kg(0%)であった。「各事務所の使用種子一覧」で文書としてとりまとめられている。外来種の緑化植物の拡大は見られない。国産種子の供給状況や市場価が律速となって、国産種子の利用が進んでいない。	Y	
	S2	現在は植林に外来種を用いていない。林道の法面緑化に外国産の草本種子が使われている。令和5年度は外国産在来種子が803.02kg (100%)、国産種子が0kg(0%)であった。「各事務所の使用種子一覧」で文書としてとりまとめられている。外来種の緑化植物の拡大は見られない。国産種子の供給状況や市場価が律速となって、国産種子の利用が進んでいない。	Y	
	S3	現在は植林に外来種を用いていない。林道の法面緑化に外国産の草本種子が使われている。令和6年度は外国産在来種子が723.49kg (100%)、国産種子が0kg(0%)であった。「各事務所の使用種子一覧」で文書としてとりまとめられている。外来種の緑化植物の拡大は見られない。国産種子の供給状況や市場価が律速となって、国産種子の利用が進んでいない。	Y	
	S4			

		指標* 10.3.2 組織*により導入された外来種*の拡大はモニタリングされ、制御されている。		
		注：林業樹種に限らず、管理区画*内に植えられた園芸種も含む。		
	RA	林道法面に使用されている草本の外来種は拡大はしていない。	Y	
	S1	林道法面に使用されている草本の外来種は拡大はしていない。	Y	
	S2	林道法面に使用されている草本の外来種は拡大はしていない。	Y	
	S3	林道法面に使用されている草本の外来種は拡大はしていない。 乙女高原周辺では草本の外来種モニタリングを毎年踏査して実施しているが、拡大は観察されていない。	Y	
	S4			

		指標* 10.3.3 組織*により導入されたものでない侵略的な外来種*については、外来生物法に基づき、地方公共団体や認定団体との協 力の下、影響を制御するための管理活動が実施されている。		
		注：これには第三者が管理する林道法面への吹付けにおいて用いられる外来植物も含む。植栽される種や品種について の選択の権限が組織*にない場合でも、管轄機関に侵略性のないものを使うよう働きかけることはできる。		
	RA	第4次県有林管理計画p93「外来種の侵入、拡大の防止」で自然侵入の外来種への対応方針を記載した。侵入経路となることが考えられる路網の周辺などにおいて、定期的な確認を行い、刈り払い等必要な対策を講じていくこととしている。また、現在、林道法面の緑化にはできるだけ在来種を使うようにしているが、早期緑化により崩落を防ぐことが必要な一部の林道法面には、成長の早い外来種を使用している。使用箇所は把握されており、周囲の自然生態系への拡大がないかどうか都度確認されている。ニワウルシ、オオバクサなどへの注意が促されている。	Y	
	S1	第4次県有林管理計画p93「外来種の侵入、拡大の防止」で自然侵入の外来種への対応方針を記載した。侵入経路となることが考えられる路網の周辺などにおいて、定期的な確認を行い、刈り払い等必要な対策を講じていくこととしている。ニワウルシ、オオバクサなどへの注意が促されている。	Y	
	S2	第4次県有林管理計画p93「外来種の侵入、拡大の防止」で自然侵入の外来種への対応方針を記載した。侵入経路となることが考えられる路網の周辺などにおいて、定期的な確認を行い、刈り払い等必要な対策を講じていくこととしている。ニワウルシ、オオバクサなどへの注意が促されている。	Y	
	S3	第4次県有林管理計画p93「外来種の侵入、拡大の防止」で自然侵入の外来種への対応方針を記載した。侵入経路となることが考えられる路網の周辺などにおいて、定期的な確認を行い、刈り払い等必要な対策を講じていくこととしている。ニワウルシ、オオバクサなどへの注意が促されている。外来種が侵入しやすい林道沿いは定期的に刈り払いを行っており、外来種が侵入していても除去されている。特に侵略的外来種が繁茂している場所は確認されていない。	Y	
	S4			

10.4	基準* 10.4 組織*は管理区画*内で遺伝子組換え生物*を使用してはいけない。		
	指標* 10.4.1 遺伝子組換え生物*は使用されていない。		
	注：これは林業樹種に限らず、林内で使われる可能性のある農作物、園芸用植物、生物的防除*も含む。		
RA	遺伝子組み換え生物の使用はない。	N/A	
S1			
S2			
S3	遺伝子組み換え生物の使用はない。	N/A	
S4			

10.5	基準* 10.5 組織*は、植生、種、場所に生態的に適合するとともに管理目的*に合致した育林*施業を行っている。		
	指標* 10.5.1 生態的にその植生、種、場所に適合するとともに管理目的*に合致した育林*施業が行われている。		
RA	地域で求められる樹種として、カラマツ、ヒノキ、アカマツ、シラベ、スギなどが植林されている。また将来の有用材となる広葉樹も一部植林されている。 間伐により林内の照度を高め下草の繁茂を促す育林方法が取られている。多くの森林は保全や保護を目的に管理されている。そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。経済林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10haと小さく、審査で訪問した主伐地の平均面積は5ha程度であった。長伐期施業も行っており、森林の自然生態系に配慮した施業がされている。	Y	
S1			
S2			
S3	地域で求められる樹種として、カラマツ、ヒノキ、アカマツ、シラベ、スギなどが植林されている。また将来の有用材となる広葉樹も一部植林されている。 間伐により林内の照度を高め下草の繁茂を促す育林方法が取られている。多くの森林は保全や保護を目的に管理されている。そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。経済林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10haと森林管理計画で規定しており、保安林などは5ha以下としている。長伐期施業も行っており、森林の自然生態系に配慮した施業がされている。	Y	
S4			

10.6		基準* 10.6. 組織*は、肥料*の使用の有益性が生態的かつ経済的に同等以上と認められる場合にのみ限定し、それ以外は 使用を避けるものとする。肥料*の使用がある時には、土壌を含む多面的機能*の劣化を防ぎ、環境への影響を軽減する 及び/または価値を回復*しなければならない。		
		指標* 10.6.1 化学肥料*の使用は避けられている、もしくは最小限に抑えられている。これには、管理区画*内の苗畑も含む。		
	RA	肥料は使用していない。	Y	
	S1	肥料は使用していない。	Y	
	S2	肥料は使用していない。	Y	
	S3	肥料は使用していない。	Y	
	S4			

		指標* 10.6.2 肥料*が使用されている場合、肥料*を必要としない育林*方法と比較して生態的かつ経済的に同等か有益である。		
	RA	肥料は使用していない。	Y	
	S1	肥料は使用していない。	Y	
	S2	肥料は使用していない。	Y	
	S3	肥料は使用していない。	Y	
	S4			

		指標* 10.6.3 肥料*が使用される際には、その種類、使用量、使用頻度と使用場所が記録されている。		
	RA	肥料は使用していない。	Y	
	S1	肥料は使用していない。	Y	
	S2	肥料は使用していない。	Y	
	S3	肥料は使用していない。	Y	
	S4			

		指標* 10.6.4 肥料*が使用される際には、多面的機能*の劣化を防ぐ対策が取られ、価値が守られている。		
	RA	肥料は使用していない。	Y	
	S1	肥料は使用していない。	Y	
	S2	肥料は使用していない。	Y	
	S3	肥料は使用していない。	Y	
	S4			

		指標* 10.6.5 肥料*の使用によってもたらされた多面的機能*の劣化は、軽減されるか、機能が回復されている。		
	RA	肥料は使用していない。	Y	
	S1	肥料は使用していない。	Y	
	S2	肥料は使用していない。	Y	
	S3	肥料は使用していない。	Y	
	S4			

10.7		基準* 10.7 組織*は、化学農薬*の使用を避ける、あるいは完全に排除するため、育林*体系に基づく総合的な病虫獣害対策を構築しなければならない。またFSCの方針により禁止されている化学農薬*は使用してはならない。農薬*を使用する際には、多面的機能*の劣化と人体への健康被害を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減するもしくは多面的機能*と健康を回復しなければならない。		
		注：日本では、在来のマツ類に感染し枯死させるマツノザイセンチュウの防除や、北海道において野ネズミによる食害を軽減するために行政の指導の下、農薬*が使われている。野ネズミの防除に使われているリン化亜鉛は現在FSCが禁止する非常に危険な農薬リストに入っているが、行政は環境に対する負荷が少ない安全な薬剤として、使用を奨励している。最低限の使用量とするため、北海道各地で行政の指導の下、予察調査が行われ、個体数の動態に基づき適当とされる量が散布されている。現在、FSCの農薬方針は改定中であり、改定後、本基準*下の指標*は必要に応じて再度議論するものとする。		
		指標* 10.7.1 化学農薬の使用の回避、あるいは将来的な不使用を目指し、森林資源管理には、育林方法の決定を含む、総合的な病虫獣害対策が実施されており、リスクと比較して、化学農薬の使用頻度、使用範囲、使用量の全体的な削減、あるいは不使用に至っている。		
	RA	第4次県有林管理計画p92「森林被害対策等」に総合的な病虫獣害対策を記載している。 ニホンジカの第3期管理計画を実施中。目標に向けた狩猟は継続しており、目標頭数は達成できる見込み。 忌避剤はより毒性の低いランテクターに切り替えている。全体として農薬の使用量は減少傾向である。現在は除草剤は使用していない。 使用薬剤は「令和3年度薬剤使用量一覧」として記録および管理がされている。	Y	
	S1	第4次県有林管理計画p92「森林被害対策等」に総合的な病虫獣害対策を記載している。 ニホンジカの第3期管理計画を実施中。目標に向けた狩猟は継続しており、目標頭数は達成できる見込み。 忌避剤はより毒性の低いランテクターに切り替えている。全体として農薬の使用量は減少傾向である。現在は除草剤は使用していない。 使用薬剤は「令和4年度薬剤使用量一覧」として記録および管理がされている。	Y	
	S2	第4次県有林管理計画p92「森林被害対策等」に総合的な病虫獣害対策を記載している。 ニホンジカの第3期管理計画を実施中。目標に向けた狩猟は継続しており、目標頭数は達成できる見込み。 忌避剤はより毒性の低いランテクターに切り替えている。全体として農薬の使用量は減少傾向である。現在は除草剤は使用していない。 使用薬剤は「令和5年度薬剤使用量一覧」として記録および管理がされている。	Y	
	S3	第4次県有林管理計画p92「森林被害対策等」に総合的な病虫獣害対策を記載している。 ニホンジカの第3期管理計画を実施中。目標に向けた狩猟は継続しており、目標頭数は達成できる見込み。 忌避剤はより毒性の低いカジランSフロアブルに切り替えている。全体として農薬の使用量は減少傾向である。現在は除草剤は使用していない。 使用薬剤は「令和6年度薬剤使用量一覧」として記録および管理がされている。	Y	
	S4			

	指標* 10.7.2 FSC 農薬方針により禁止されている化学農薬*は、FSC から特例使用承認がない限り、管理区画*内で使用及び保管されて いない。		
RA	FSC禁止薬品は使用していない。薬品使用時には農薬チェックシートを使用して薬品をダブルチェックし、誤ってFSC禁止薬品を使用しないようにしている。	Y	
S1	FSC禁止薬品は使用していない。薬品使用時には農薬チェックシートを使用して薬品をダブルチェックし、誤ってFSC禁止薬品を使用しないようにしている。	Y	
S2	FSC禁止薬品は使用していない。薬品使用時には農薬チェックシートを使用して薬品をダブルチェックし、誤ってFSC禁止薬品を使用しないようにしている。	Y	
S3	FSC禁止薬品は使用していない。薬品使用時には農薬チェックシートを使用して薬品をダブルチェックし、誤ってFSC禁止薬品を使用しないようにしている。	Y	
S4			

	指標* 10.7.3 FSC 本部から禁止農薬*の使用について特例使用承認を得ている場合、農薬指針に従い、当該農薬*は特例の条件に従っ て使用され、使用の削減、停止に向けての試みや取り組みが進められている。		
RA	FSC禁止薬品は使用していない。	Y	
S1	FSC禁止薬品は使用していない。	Y	
S2	FSC禁止薬品は使用していない。	Y	
S3	FSC禁止薬品は使用していない。	Y	
S4			

	指標* 10.7.4 農薬*を使用する場合、商品名、使用量、使用期間、使用場所、使用面積、使用者、使用の理由・根拠、残存量（保存 されている量）が記録されている。		
RA	以下の薬剤が使用され、記録がとられている。 シカ忌避剤 ランテクター（全卵水和剤、CAS No. 該当なし）：147kg カジランSフロアブル（水和硫黄剤、CAS No. 該当なし）：65 k g マツクイムシ防除薬剤 ヤシマNCS（カーバム剤、CAS No. 144-54-7、FSCの非常に危険な農薬リスト未掲載）：927リットル グリーンガード（酒石酸モランテル液剤、CAS No. 26155-31-7、FSCの非常に危険な農薬リスト未掲載）：284リットルを使用。 各現場の使用量が記録されており、その集計がなされている。 在庫は持たず、使用時に必要な量のみ購入している。	Y	
S1	薬剤使用実績まとめ表に、使用林小班、農薬商品名、使用面積（材積）、使用量、使用理由が記録されている。使用期間や使用者は発注書・契約書で明確である。	Y	
S2	以下の薬剤が使用され、記録がとられている。 シカ忌避剤 ランテクター（全卵水和剤、CAS No. 該当なし）：4.92kg マツクイムシ防除薬剤 ヤシマNCS（カーバム剤、CAS No. 144-54-7、FSCの非常に危険な農薬リスト未掲載）：223.10リットル グリーンガード（酒石酸モランテル液剤、CAS No. 26155-31-7、FSCの非常に危険な農薬リスト未掲載）：391.86リットルを使用。 各現場の使用量が記録されており、その集計がなされている。 在庫は持たず、使用時に必要な量のみ購入している。 使用者については、薬剤使用簿に請負業者の使用者名が記録されている。	Y	
S3	以下の薬剤が使用され、記録がとられている。 シカ忌避剤 カジランSフロアブル（硫黄、CAS No. 7704-34-9、FSCの非常に危険な農薬リスト非掲載）：29.58kg マツクイムシ防除薬剤 ヤシマNCS（カーバム剤、CAS No. 144-54-7、FSCの非常に危険な農薬リスト非掲載）：218.32リットル グリーンガード（酒石酸モランテル液剤、CAS No. 26155-31-7、FSCの非常に危険な農薬リスト非掲載）：308.61リットル つる枯殺剤 ザイトロンフレノック（テトラピオン・トリクロピル粉粒剤、CAS No. 22898-01-7, 55335-06-3、FSCの非常に危険な農薬リスト非掲載）：430.00kg 各現場の使用量が記録されており、その集計がなされている。 在庫は持たず、使用時に必要な量のみ購入している。 使用者については、薬剤使用簿に請負業者の使用者名が記録されている。	Y	
S4			

	指標* 10.7.5 農薬*を使用する際の取扱い（輸送、保管、使用方法、漏出の際の緊急時取り扱い方法を含む）はILO 文書「職場での化学物質の使用における安全衛生」及び農薬取締法に従っている。		
RA	請負業者へ薬剤散布に関する仕様書で指示する。保護衣類の着用、雨天時の作業禁止、健康管理等について指示。	Y	
S1	請負業者へ薬剤散布に関する仕様書で指示する。保護衣類の着用、雨天時の作業禁止、健康管理等について指示。薬剤添付の説明書の指示に従う。	Y	
S2	請負業者へ薬剤散布に関する仕様書で指示する。保護衣類の着用、雨天時の作業禁止、健康管理等について指示。薬剤添付の説明書の指示に従う。	Y	
S3	請負業者へ薬剤散布に関する仕様書で指示する。保護衣類の着用、雨天時の作業禁止、健康管理等について指示。薬剤添付の説明書の指示に従う。	Y	
S4			

	指標* 10.7.6 農薬*を使用する際は、効果を得ながら使用量が最小限とするように使用されている。また、周辺の景観*に対する効果的な保護*施策が取られている。		
	注：これには例として以下のような措置を含むが、これに限らない： <ul style="list-style-type: none"> 農薬*の運搬、保管、使用のための機器類は、全て安全で漏れのない状態に保たれている。 農薬*の保管場所は雨漏りなどのない安全な状態に保たれている。 河川・溪流*や湖沼*付近で農薬*は使わない。 植林前に、農薬*で処理された苗木を排水溝や河川・溪流*で洗わない。 豪雨が予想されている場合は使用しない。 		
RA	水に流れ込むところでは化学薬品を使用しないことになっている。標準仕様書、薬剤散布仕様書で謳っている。現地でも確認されなかった。薬剤使用の6時間以内に降雨が予想される際または降雨中にも使用しない。苗木の薬品処理は禁止している。仕様書でも明記されている。説明書にしたがい必要最小限の量のみ購入して使用している。過剰な使用はない。	Y	
S1	水に流れ込むところでは化学薬品を使用しないことになっている。標準仕様書、薬剤散布仕様書で謳っている。現地でも確認されなかった。薬剤使用の6時間以内に降雨が予想される際または降雨中にも使用しない。苗木の薬品処理は禁止している。仕様書でも明記されている。説明書にしたがい必要最小限の量のみ購入して使用している。過剰な使用はない。	Y	
S2	水に流れ込むところでは化学薬品を使用しないことになっている。標準仕様書、薬剤散布仕様書で謳っている。薬剤散布仕様書を確認した。現地でも確認されなかった。薬剤使用の6時間以内に降雨が予想される際または降雨中にも使用しない。苗木の薬品処理は禁止している。仕様書でも明記されている。説明書にしたがい必要最小限の量のみ購入して使用している。過剰な使用はない。	Y	
S3	水に流れ込むところでは化学薬品を使用しないことになっている。標準仕様書、薬剤散布仕様書で謳っている。薬剤散布仕様書を確認した。現地でも確認されなかった。薬剤使用の6時間以内に降雨が予想される際または降雨中にも使用しない。苗木の薬品処理は禁止している。仕様書でも明記されている。説明書にしたがい必要最小限の量のみを仕様書で指定し、請負業者が購入して使用している。過剰な使用はない。	Y	
S4			

	指標* 10.7.7 農薬*の使用による、多面的機能*の劣化と人体への健康被害は避けられている。影響があった際には、影響を軽減する もしくは多面的機能*と健康は回復されている。		
RA	そのような問題は起きていない。	Y	
S1	そのような問題は起きていない。	Y	
S2	そのような問題は起きていない。	Y	
S3	そのような問題は起きていない。	Y	
S4			

	指標* 10.7.8 農薬*を使用する場合は以下をいずれも満たす： 1) 農薬*の選択、使用方法、使用時期、使用パターンは人体や標的以外の種に対して与えるリスク*が最小限となるよう配慮されている。 2) 病虫獣害を制御するためには当該農薬*が唯一の効果的かつ現実的で費用効果が高い方法であることを示す客観的 な証拠がある。		
RA	それぞれの被害を抑える時期に最小限使用している。使用時期は仕様書で明記している。獣害対策検討フローに従い、防除方法を決定している。	Y	
S1	それぞれの被害を抑える時期に最小限使用している。使用時期は仕様書で明記している。獣害対策検討フローに従い、防除方法を決定している。	Y	
S2	それぞれの被害を抑える時期に最小限使用している。使用時期は仕様書で明記している。獣害については保安林事業等獣害対策検討フローに従い、防除方法を決定している。	Y	
S3	それぞれの被害を抑える時期に最小限使用している。使用時期は仕様書で明記している。獣害については保安林事業等獣害対策検討フローに従い、防除方法を決定している。	Y	
S4			

10.8	基準* 10.8. 組織*は、国際的に認められた取り決め*に従い、生物的防除*の使用を最小限に抑 なければならない。利 用する際はモニタリングを行い、厳 しく制御し、同時に多面的機能*の劣化を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減 するもしくは価値を回復させなければならない。		
	指標* 10.8.1 生物的防除*の使用は最小限に抑えられ、モニタリングされ、制御されている。		
	RA 生物的防除の使用はない。	Y	
	S1		
	S2		
	S3 生物的防除の使用はない。	Y	
	S4		

	指標* 10.8.2 生物的防除*の使用は国際的に認められた科学的取り決め*に従っている。		
	注：FAO の「外来の生物的防除の輸入と放飼に関する行動規範」、農業取締法、及び環境省の「天敵農業に係る環境 影響評価ガイドライン」参照。		
	RA 生物的防除の使用はない。	N/A	
	S1		
	S2		
	S3 生物的防除の使用はない。	N/A	
	S4		

	指標* 10.8.3 生物的防除*を利用する際には、その種類、利用量、利用期間、利用場所、利用の理由、影響・効果を記録している。		
	RA 生物的防除の使用はない。	N/A	
	S1		
	S2		
	S3 生物的防除の使用はない。	N/A	
	S4		

	指標* 10.8.4 生物的防除*の使用による多面的機能*の劣化は防がれており、また、影響があった場合は具体的措置により影響が軽減 されているもしくは価 値が回復されている。		
	注：「天敵農業に係る環境影響評価ガイドライン」に基づき、生物的防除*導入後の監視が継続的に行われている。		
	RA 生物的防除の使用はない。	N/A	
	S1		
	S2		
	S3 生物的防除の使用はない。	N/A	
	S4		

10.9		基準* 10.9 組織*は、その特性*に応じて自然災害*のリスク*を評価し、自然災害*による悪影響を低減するような活動を 実施しなくてはならない。		
		指標* 10.9.1 組織*は、火災、土砂崩れ、土石流、洪水、風害、雪害、雪崩、病虫獣害などの自然災害*の地域における歴史及びより 広域での近年の傾向を分析し、インフラ*、森林*資源、地域社会*に与え得る悪影響を評価し、リスク*の高い災害を特 定している。		
	RA	県有林管理計画p92、森林被害対策の項目にリスクの高い自然災害が明記されている。林野火災や病虫獣害が記載されている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	県有林管理計画p92、森林被害対策の項目にリスクの高い自然災害が明記されている。林野火災や病虫獣害が記載されている。	Y	
	S4			

		指標* 10.9.2 10.9.1 で特定されたリスク*に応じ、自然災害*の影響を低減するように森林*管理活動が設計されている。		
		注：これには、例として以下のものを含む： <ul style="list-style-type: none"> 風の通り道の分析と風害に強い育林*方法。 害虫管理のための管理された被害木焼却処理。 排水や湿地*の自然なパターンを残すことによる洪水の防止。 病虫獣害の被害を最小限にするための植林木の遺伝的多様化。 適時間伐を行うことによる下層植生の繁茂の促進と土壌流出の防止。 地形や地質を考慮した災害の発生しにくい路網整備。 		
	RA	山梨県森林保全巡視事業実施規定（H27.3.26）に基づき、巡視の中での火災予防を図る。第4条で防架線の設定、火災予防の巡視や火気取り扱いの指導について明記。 病虫獣害についても、県有林管理計画の中で対策が規定されている。 山地災害危険地区を設定しており、危険な場所は地図化されている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	山梨県森林保全巡視事業実施規定（H27.3.26）に基づき、巡視の中での火災予防を図る。第4条で防火線の設定、火災予防の巡視や火気取り扱いの指導について明記。山火事が起こりやすい冬から春にかけては各地方事務所でも最低毎週1回巡視している。スピーカーでアナウンスして周り、登山者にも注意喚起グッズ（携帯灰皿等）を渡して注意喚起をしている。 病虫獣害についても、県有林管理計画や各計画の中で対策が規定されている。 治山林道課で、山地災害危険地区を設定しており、危険な場所は地図化され、ホームページで公開されている（ https://www.pref.yamanashi.jp/kikenchi/ ）。現地には看板が立てられている。危険度に応じ砂防施設、治山施設を設置している。	Y	
	S4			

		指標* 10.9.3 管理活動が誘発する可能性のある自然災害*について、管理活動により災害の頻度、分布、深刻さが高まるリスク*が特 定されている。		
		例：路網開設または皆伐後、土砂災害や雪崩、周辺林分での風害の危険性が高まるなど。		
	RA	皆伐後には迅速に地拵え、植栽をすることで土壌流出のリスクを抑えている。 沢には枝葉を入れないような施業をすることで、大雨によって枝葉が下流に流されないようにしている。 皆伐後の周辺林分での風害は、皆伐面積を小さくすることや尾根沿いに緩衝帯を設けることで防いでいる。 これらは県有林管理計画の中に規定されている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	皆伐後には迅速に地拵え、植栽をすることで土壌流出のリスクを抑えている。 沢には枝葉を入れないような施業をすることで、大雨によって枝葉が下流に流されないようにしている。 皆伐後の周辺林分での風害は、皆伐面積を小さくすることや尾根沿いに緩衝帯を設けることで防いでいる。 これらは県有林管理計画の中に規定されている。 森林作業道作設指針では、排水方法、溪流から離す、路網密度を抑える、などが規定されている。実際には監督員と協議してから作設することを森林作業仕様書で規定している。 売払の現場でも、立木売買の契約の中で、作業道開設計画を含む事業計画書を事前に提出して承認を得なければならないことが規定されている。主伐時における伐採・搬出指針で、作業路の指針も定められている。	Y	
	S4			

	指標* 10.9.4 特定されたリスク*を低減するために、管理活動が修正されるもしくは対策が講じられている。		
	注：これには例えば以下のものが含まれる： <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の拡大を防ぐための防火帯や貯水池の設置、消防隊の組織及び教育訓練を含む火災管理計画。 ・ 土砂災害や洪水を防ぐための効果的な排水構造の導入。 ・ 病虫害の拡大を防ぐための被害木焼却処理。 ・ 風害に備えるための風の通り道を示す地図の作製。 ・ 道路の開設、整備の際の路面密度や路面勾配の管理と、排水処理。 ・ 保険の活用。 		
RA	皆伐後には迅速に地拵え、植栽をすることで土壌流出のリスクを抑えている。 沢には枝葉を入れないような施業をすることで、大雨によって枝葉が下流に流されないようにしている。 皆伐後の周辺林分での風害は、皆伐面積を小さくすることや尾根沿いに緩衝帯を設けることで防いでいる。 これらは県有林管理計画の中に規定されている。	Y	
S1			
S2			
S3	皆伐後には迅速に地拵え、植栽をすることで土壌流出のリスクを抑えている。 沢には枝葉を入れないような施業をすることで、大雨によって枝葉が下流に流されないようにしている。 皆伐後の周辺林分での風害は、皆伐面積を小さくすることや尾根沿いに緩衝帯を設けることで防いでいる。 これらは県有林管理計画の中に規定されている。	Y	
S4			

	指標* 10.9.5 森林*管理活動により引き起こされたと考えられる自然災害*が発生した際には(例：林道敷設に起因する土砂崩れ)、その原因が分析され、今後の施業で改善するための策が講じられている。		
RA	森林管理活動によって引き起こされたと考えられる自然災害はない。 森林管理活動によって引き起こされたものではないが、昨年台風によって崩れた作業道を復旧した。作業前後の写真を確認した。この際には、水切りを増やすなどの対策をして、再発防止に努めた。	Y	
S1			
S2			
S3	森林管理活動によって引き起こされたと考えられる自然災害はない。	Y	
S4			

10.10		基準* 10.10 組織*は、インフラ*の整備、輸送活動、育林*等種々の事業活動に影響を受ける水資源や土壌の劣化を特定し、それに伴う希少種*や絶滅危惧種*とその生息・生育域*や生態系*、景観的な価値*のかく乱と劣化を防ぎ、その影響がある場合は、低減及び/または元の状態へ回復するような措置を講じなくてはならない。		
		指標* 10.10.1 インフラ*の開発、整備、利用及び輸送活動は基準*6.1 で特定された多面的機能*を保護*するよう管理されている。		
		注：これには、組織*が管轄する道路（林道、作業道、作業路）の新規開設及び整備が含まれ、具体的措置としては、以下のものが例として挙げられる： <ul style="list-style-type: none"> ・新しい道路の開設及び維持管理は、河川・溪流*が明記された地形図を使い、前もって計画されている。 ・環境的に脆弱な地域（例：傾斜の強い狭い谷、滑りやすい不安定な地形、自然の排水路や川岸地帯*など）には道 路を開設しない。 ・盛土や法面は浸食を防ぐよう安定させる。 ・河川・溪流*との交差は作業前に計画され地図に明記される。 ・河川・溪流*との交差は最小限に抑える。 ・道路は河川・溪流*に対して直角に交差する。 ・谷間の道路は、河川・溪流*からできるだけ離れている。 ・新しい道路は河床に建設されていない。 ・魚の移動を妨げず、魚に不適當な河床や速い流れを形成しないような水路を設定する。 ・排水は自然の河川・溪流*に直接流れこまない。 		
	RA	立木売買に伴う搬出作業路等作業施設の取扱についてという文書を2020年3月25日に請負業者に対して発行した。この中で作業路等を残す場合には、山梨県作業道指針に基づき排水処理が適切になされているかを確認する旨を明記した。あわせて、事前に県に提出をする必要がある、「立木売買に伴う搬出作業路等施設の設置について」という書類にて使用中の排水計画を定めることとした。今回訪問した伐採後の現場では、一時的な搬出路が降雨によって浸食されている様子は観察されなかった。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	立木売買に伴う搬出作業路等作業施設の取扱についてという文書を2020年3月25日に請負業者に対して発行した。この中で作業路等を残す場合には、山梨県作業道指針に基づき排水処理が適切になされているかを確認する旨を明記した。あわせて、事前に県に提出をする必要がある、「立木売買に伴う搬出作業路等施設の設置について」という書類にて使用中の排水計画を定めることとした。今回訪問した伐採後の現場では、一時的な搬出路が降雨によって浸食されている様子は観察されなかった。	Y	
	S4			

		指標* 10.10.2 育林*施業は、基準*6.1 で特定された多面的機能*を保全*するよう実施されている。		
	RA	間伐により林内の照度を高め下草の繁茂を促す育林方法が取られている。多くの森林は保全や保護を目的に管理されている。そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。経済林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10haと小さく、審査で訪問した主伐地の平均面積は5ha程度であった。長伐期施業も行っており、森林の自然生態系に配慮した施業がされている。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	間伐により林内の照度を高め下草の繁茂を促す育林方法が取られている。多くの森林は保全や保護を目的に管理されている。そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。経済林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10haと小さく、審査で訪問した主伐地の平均面積は5ha程度であった。長伐期施業も行っており、森林の自然生態系に配慮した施業がされている。	Y	
	S4			

		指標* 10.10.3 河川・溪流*、湖沼*、土壌、希少種*、絶滅危惧種*、生息・生育域*、生態系*、及び景観的な価値*のかく乱または劣化 は防がれており、かく乱または劣化が起こった場合は迅速に*低減、回復されている。またそれ以上の劣化が起こらないように管理活動が修正されている。		
	RA	尾根、溪流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護することとしている。特に優先すべき場所を指定し、図面とリストにしている。溪畔林は基本的に禁伐としているが、人工林である場合は、必要に応じて天然林へ誘導を図っている。 施業現場では、完了検査の際にこれらの劣化が起こっていないかを確認しており、劣化がある場合は、是正されるまで事業が完了できない。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	尾根、溪流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護することとしている。特に優先すべき場所を指定し、図面とリストにしている。 溪畔林は基本的に禁伐としている。沢沿いは緩衝帯として広葉樹林が生育している場合が多い。必要に応じて、沢沿いの人工林の天然林への誘導を図っている。 施業現場では、完了検査の際にこれらの劣化が起こっていないかを確認しており、劣化がある場合は、是正されるまで事業が完了できない。	Y	
	S4			

10.11		基準* 10.11. 組織*は、残存木、林地残材やその他の多面的機能*を損なわないように、伐採や収穫に関わる適正な活動]を推進しなくてはならない。		
		指標* 10.11.1 木材及び非木材林産物*の収穫は、基準*6.1 で特定された多面的機能*及び基準9.1, 9.2 で特定された高い保護価値*を保全*するよう実施されている。		
		注：これには、例えば以下のような措置を含む： <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採前*の調査により保護*が必要な場所を特定する。 ・ 林業機械を、決められた渡り場以外で河川・溪流*に進入させない。 ・ 残材は沢、河川・溪流*に入れない。 ・ 土壌が流れ出したら搬出は中止する。 ・ 間伐前の掃除伐（大刈り）は作業の安全と効率上必要最低限に抑えて、土壌を過度に露出させない。 		
	RA	河川・溪流と交差する場合、通常は湧水であれば側溝、小溪流があるときは洗い越し、溪流があるところは橋をかけるようにしている。魚が生息するような箇所では交差させない。 皆伐地における地拵えでは枝条残材は等高線上に並べるように仕様書に規定しており、現場でも確認された。林地保全については立木販売の際の公売条件にも含まれている。 広葉樹は可能な限り残しておくことも仕様書に記載されており、現場監督の指導もある。 林業専用道作設指針に、表層水の排水に関する規定がある。 当地域では間伐前の掃除伐は行わないのが一般的であり、安全に支障がない限りは行っていない。現場審査で多面的機能が損なわれていないことを確認した。	Y	
	S1			
	S2			
	S3	河川・溪流と交差する場合、通常は湧水であれば側溝、小溪流があるときは洗い越し、溪流があるところは橋をかけるようにしている。魚が生息するような箇所では交差させない。 皆伐地における地拵えでは枝条残材は等高線上に並べるように仕様書に規定しており、現場でも確認された。林地保全については立木販売の際の公売条件にも含まれている。 広葉樹は可能な限り残しておくことも仕様書に記載されており、現場監督の指導もある。 林道、林業専用道、森林作業道の作設指針に、表層水の排水に関する規定がある。 当地域では間伐前の掃除伐は行わないのが一般的であり、安全に支障がない限りは行っていない。現場審査で多面的機能が損なわれていないことを確認した。	Y	
	S4			

	指標* 10.11.2 組織*は、各樹種の最適利用と利用材積の最大化及び非木材林産物*の最適利用に努めている。		
	注：これには、林内での劣化を避けるための伐倒後の丸太の速やかな搬出も含まれる。ただし、葉枯らし乾燥も認められる。		
RA	2年前から導入された一貫作業システムによる発注で伐採から植栽までを一括発注する仕組みが出来た。これによって、未利用材をバイオマス材に有効活用し、残材をより少なくすることが見込まれている。やまなし次世代林業強化推進事業を継続している。	Y	
S1			
S2			
S3	伐採から植栽までを一貫作業により効率化を図る仕組みは、一貫作業契約(立木(特約で地拵え込み)は売払契約、植栽とシカ柵設置を委託契約とし、一括で契約する仕組み)に変更した。これによって、未利用材をバイオマス材に有効活用し、残材をより少なくすることが見込まれている。		
S4			

	指標* 10.11.3 多面的機能*を保全*するために十分な量の枯死、腐朽しているバイオマス及び森林*構造が残されている。安全性や病虫 獣害なども考慮し、問題ない場合は、利用できない残材や立枯木は森林*内に残されている。		
RA	利用できない材は林地に残している。地拵えに使用している。安全に支障がない限り、立ち枯れの木をそのまま残すよう、環境調査チェックシートに書かれている。モミや広葉樹を残す指示がされることもある。	Y	
S1			
S2			
S3	利用できない材は林地に残している。地拵えに使用している。安全に支障がない限り、立ち枯れの木をそのまま残すよう、環境調査チェックシートに書かれている。モミや広葉樹を残す指示がされることもある。	Y	
S4			

	指標* 10.11.4 伐採施業は、残存木、林地残材やその他の多面的機能*を損なわないよう実施されている。		
RA	仕様書で求めている。林地保全として残存木へのダメージを与えないよう指導している。請負業者が残存木に過度にダメージを与えたときには請負業者に買い取ってもらう場合もある。現地では問題は見られなかった。	Y	
S1			
S2			
S3	仕様書で求めている。林地保全として残存木へのダメージを与えないよう指導している。請負業者が残存木に過度にダメージを与えたときには請負業者に買い取ってもらう場合もある。現地では問題は見られなかった。	Y	
S4			

10.12		基準* 10.12. 組織*は、環境に配慮した適切な*方法で廃棄物*の処理を行わなければならない。		
		指標* 10.12.1 基準*6.1 で特定された多面的機能*を保全*するよう、かつ各地方公共団体の規定に従い、廃棄物*の収集、清掃、輸送は 適切に行われ、森林管理区画*外で適切に処分されている。		
		注：廃棄物*の適切な*処理（処分）には、排出事業者の責務の順守、処理を委託する場合における確認事項の順守（例：収集運搬業者の運搬車・運搬容器などの処理業者の能力確認）などが含まれる。		
	RA	廃棄物は持ち帰り適正に処理する。発注の際の標準仕様書で指定している。産業廃棄物処理会社に処理を依頼し引き取ってもらうことが日本の法律で定められており、実行されている。 完了検査の際にはゴミを残さないように標準仕様書で規定している。	Y	
	S1	廃棄物は持ち帰り適正に処理する。発注の際の標準仕様書で指定している。産業廃棄物処理会社に処理を依頼し引き取ってもらうことが日本の法律で定められており、実行されている。 完了検査の際にはゴミが残されていないか確認している。	Y	
	S2	廃棄物は持ち帰り適正に処理する。発注の際の標準仕様書で指定している。産業廃棄物処理会社に処理を依頼し引き取ってもらうことが日本の法律で定められており、実行されている。 完了検査の際にはゴミが残されていないか確認している。	Y	
	S3	廃棄物は持ち帰り適正に処理する。発注の際の標準仕様書で指定している。産業廃棄物処理会社に処理を依頼し引き取ってもらうことが日本の法律で定められており、実行されている。 完了検査の際にはゴミが残されていないか確認している。	Y	
	S4			

		指標* 10.12.2 森林管理区画*内に廃棄物*は放置されていない。		
	RA	現場審査では現場に放置された廃棄物は観察されなかった。 廃棄物が放置されないようひき続き情報発信しており、発見されたら回収される。	Y	
	S1	現場審査では現場に放置された廃棄物は観察されなかった。 廃棄物が放置されないようひき続き情報発信しており、発見されたら回収される。	Y	
	S2	現場審査では現場に放置された廃棄物は観察されなかった。 廃棄物が放置されないようひき続き情報発信しており、発見されたら回収される。	Y	
	S3	現場審査では現場に放置された廃棄物は観察されなかった。 廃棄物が放置されないようひき続き情報発信しており、発見されたら回収される。	Y	
	S4			

		指標* 10.12.3 ハイカーなどの個人により投棄された廃棄物*が目立つ場合、それを抑制するための対策が取られている。		
	RA	そのようなゴミは発見し次第回収している。不法投棄の防止柵や看板を設置しているところもある。パトロール専門の職員も配置されている。監視カメラの設置も検討されている。	Y	
	S1	そのようなゴミは発見し次第回収している。不法投棄の防止柵や看板を設置しているところもある。パトロール専門の職員も配置されている。	Y	
	S2	そのようなゴミは発見し次第回収している。不法投棄の防止柵や看板を設置しているところもある。パトロール専門の職員も配置されている。	Y	
	S3	そのようなゴミは発見し次第回収している。不法投棄の防止柵や看板を設置しているところもある。パトロール専門の職員（廃棄物監視員）も各事務所に1～2名配置されている。	Y	
	S4			

Annex 1.1 Pesticides

For evaluation of FSC-POL-30-001 v3

Last updated: Oct 2023

以下のステップ1～3にしたがって、該当する箇所を記入すること。

1	認証取得者は農薬を使用しているか?	はい	続ける	
2	FSC-FM-DARシート10「農薬」に、前回審査以降の農薬使用量を記録する。			
3	以下のA1.1.1 & A1.1.4 を完成させる。			
SA Ref	要求事項	S3		Y/N
A1.1.4	第三者の苗木供給者/加工場			
1.1.4.13	第三者の苗木供給者及び管理区画内に位置する第三者の加工場に対して、FSC 禁止化学合成農薬の一覧を通知し、加工、苗木生産工程において、また管理区画に持ち込まれる資材に対してこれら農薬の使用を避けることを奨励しているか?	苗木は民有林も含めた県全体の需給調整会議で3年先の需要見込みを出している。県有林での必要数量を発注すると、県有林、民有林に必要な合計数量が種苗組合から発注される。個別発注ではないためどの苗木業者から供給されるかは県では事前に把握できない。現在は苗木業者に対してFSC 禁止農薬の一覧を通知し使用を避けることを2022年に発した。		はい
1.1.4.14	4.12.12 に示されている第三者の苗木供給者及び管理区画内に位置する第三者の加工場に対して、現在使用している農薬のうち、FSC 禁止化学合成農薬に該当するものの一覧を要請しているか?	県は苗木業者に対して現在使用している農薬のうち、FSC 禁止化学合成農薬に該当するものの一覧の提出を求めた。		はい

A1.1.1	緊急事態または政府による命令下で使用される禁止HHP:		
1.1.1.1	組織は禁止HHPを緊急事態または政府による命令下で使用したか?	禁止HHPは使用していない。	該当しない
1.1.1.6	以下を含むSACLへの通知を書面にて提出したか a)FSC禁止HHPの使用意図 b)使用が必要な理由	禁止HHPは使用していない。	該当しない
1.1.1.7	使用開始から30日以内に、以下の内容をSACLへ提出したか a)FSC 禁止HHP の使用が必要な理由 b)現場特有の環境・社会リスクアセスメント(ESRA) c)特定されたリスクの回避・低減措置 d)影響を回避し、最小限に抑え、低減するために実施している教育訓練とモニタリング e)c) とd) のレビュープロセスについての説明	禁止HHPは使用していない。	該当しない
1.1.1.8	比較環境・社会リスクアセスメントが実施され、病虫獣害が、より危険性の低い代替方法では現実的に制御できないことを示さなければならない。	禁止HHPは使用していない。	該当しない
1.1.1.9	IGIの最新版である FSC-STD-60-004 V2-1 の附属文書 J に従い、FSC 禁止 HHP が示す危険性に適用される国際一般指標 (IGI) に適合している。 -ガイダンス参照	禁止HHPは使用していない。	該当しない

A1.1.4	全ての農薬使用 - 品質管理システム	
1.1.4.1	<p>組織は原則として、以下の優先順位を守らなければならない</p> <p>1.化学合成農薬よりも、それを使わない方法</p> <p>2.FSC のHHP リストに掲載されている農薬よりも、掲載されていない化学合成農薬</p> <p>3.FSC 高度制限HHP よりもFSC 制限HHP</p>	<p>組織は優先順位を理解している。マツクイムシ防除・シカの忌避について効果の確認された農薬が限定されているため使用している。忌避剤はより毒性の低いカジランSフロアブルに切り替えており、全体として農薬の使用量は減少傾向である。現在使用している化学合成農薬はHHPリストに記載されていないものである。</p> <p>はい</p>
1.1.4.2	<p>組織は総合的な病虫獣害対策の一環として、管理の規模、強度、リスクに応じた比較環境・社会リスクアセスメントを実施し、病虫獣害や雑草を抑制・制御するために最もリスクの低い選択肢、その使用条件及び一般リスク回避・低減措置とリスクを最小限にするためのモニタリング措置を特定しているか</p>	<p>環境社会リスクアセスメントは完了している。それぞれ令和2年9月にESRA作成。カジランSフロアブルは令和4年1月にESRA作成。</p> <p>ヤシマンCS（カーバム剤）、グリーンガード（酒石酸モランテル液剤）、サイトロンフレノック（テトラピオン・トリクロピル粉粒剤）、カジランSフロアブル（水和硫黄剤）：メーカーが公開しているSDSの毒性情報を基に、FSCのESRAテンプレートを埋めている。リスク回避・低減措置も附則2の要素を網羅するように作成されている。</p> <p>はい</p>
1.1.4.3	<p>環境・社会リスクアセスメントでは、附則2 に示されている危険性の種類の最低限のリスト及び曝露に関する要素と変数を考慮しているか？</p>	<p>附則2をもとに環境・社会リスクアセスメントが実施されているため、含まれている。</p> <p>はい</p>
1.1.4.5	<p>化学合成農薬について、その国で承認された最新の特例がある場合、その条件を環境・社会リスクアセスメントに反映させているか？</p>	<p>そのような特例はない。</p> <p>該当しない。</p>
1.1.4.6	<p>国際標準指標(IGI)の最新公開草案からの要求事項を環境・社会リスクアセスメントに反映させているか？</p>	<p>そのようなIGI草案はない。</p> <p>該当しない。</p>
1.1.4.7	<p>代替手法及びモニタリング手順に関する情報交換のためのオンラインのFSCデータベースを参照しているか？</p>	<p>データベースは現在機能していない。日本における有益な情報はない。</p> <p>該当しない。</p>
1.1.4.8	<p>社会や環境への損害が最も小さく、より効果が高く、社会及び環境への恩恵がより大きいか同程度の手段を選択しているか？</p>	<p>現在考えられる最適な農薬を選択して使用している。また農薬はできるだけ使用しないこととしている。</p> <p>はい</p>
1.1.4.9	<p>化学合成農薬を使用する前に、環境・社会リスクアセスメントの結果を現場の施業計画に反映し、サイト特有のリスクを特定した上で、総合的な病虫獣害対策のための環境・社会リスクアセスメントで以前特定された一般リスク回避・低減措置とモニタリング措置を適応させているか？</p>	<p>請負業者と交わす契約書に添付される造林事業標準仕様書に環境・社会リスクアセスメントを反映している。農薬使用時には所定の使用方法に従うこととしており、メーカーの作成している取扱説明書に基づく使用を求めている。</p> <p>はい</p>
1.1.4.10	<p>環境・社会リスクアセスメント及び、その結果を反映した現場の施業計画は、要請に応じて影響を受ける者に提示できるようにしているか？</p>	<p>情報開示請求があれば開示できる。</p> <p>はい</p>

1.1.4.11	FSC 高度制限HHP 及び制限HHP をより危険性の低い代替手法に置き換えるために、管理の規模、強度、リスクに応じて代替手法を調査研究、特定、試験するためのプログラムを持つこと。このプログラムには、明確な活動計画、スケジュール、目標が示されており、必要なリソースが割り当てられているか？	<p>忌避剤：ネットか薬剤かの選択になる。被害が少ないところで薬剤を使用している。忌避剤はより毒性の低い薬剤に切り替えている。</p> <p>マツ枯れ対策：景勝地などマツを守らなければいけない場所に限定をして、薬剤を使用している。薬剤を使用しない対策についても情報は収集している。例えば被害木を搬出してチップ化する方法もあるが、搬出できない場所に被害木がある場合もある。</p> <p>ナラ枯れ：これまでも粘着性のシートで虫をトラップするような方法は試しているが、費用対効果が高くない。</p> <p>つる枯殺剤：基本的にはつる切りで対応するが、それ以上のつるの繁茂が確認された場所でのみ使用する。</p> <p>このように常に化学合成農薬に頼らない方法についての情報収集と試験を行っており、実際に化学合成の訳の使用は減ってきている。</p>	はい
1.1.4.12	環境・社会リスクアセスメントを実施する際には、適用される国内森林管理規格または暫定国内規格の要求事項に従い、利害関係者と協議しているか？	日本の国内規格にはそのような要求事項はない。環境・社会リスクアセスメント実施時にはアマタに方法を確認しながら、薬剤会社に相談して実施した。	はい
1.1.4.15	組織は、化学合成農薬の使用に関する以下を含む記録を保持しているか： <ul style="list-style-type: none"> • 商品名 • 有効成分 • 使用された有効成分の数量 • 使用期間 • 使用回数や頻度 • 使用場所や地域(面積) • 使用理由 	すべての項目が記録されている。	はい
1.1.4.16	リスクの回避と低減を損害の回復と補償に優先しているか？	優先している。	はい
1.1.4.17	該当する場合、FSC-STD-01-001 FSCの原則と基準第5-2 版の環境被害に関する6.3 項及び、労働災害に関する2.6 項に従い、損害の規模に応じて、損害の回復をしているか？	現在のところ被害は確認されていない。	N/A
1.1.4.18	該当する場合、回復が不可能な場合、公正な補償をし、FSC-STD-01-001 FSC の原則と基準第5-2 版の基準2.6 及び基準4.6 に従い、苦情処理及び、労働者と地域社会に公正な補償をするための仕組みを構築しているか？	現在のところ被害は確認されていない。	N/A

Annex 1.2 Intact Forest Landscapes Checklist

For evaluation of Advice-20-007-018

This Advice Note will expire in each country once the National Forest Stewardship Standard or Interim National Standard becomes effective with IFL indicators.

A. 森林は下記のいずれかの地域/国に存在しているか？ グローバルフォレストウォッチマップに従って原生林景観が存在する国： Argentina, Australia, Belize, Bhutan, Bolivia, Brazil, Brunei, Cambodia, Cameroon, Canada, Central African Republic, Chile, China, Colombia, Congo DRC, Costa Rica, Cote d'Ivoire, Dominican Rep, Ecuador, Equatorial Guinea, Ethiopia, Finland, French Guiana, Gabon, Georgia, Guatemala, Guyana, Honduras, India, Indonesia, Japan, Kazakhstan, Laos, Liberia, Madagascar, Malaysia, Mexico, Mongolia, Myanmar, Nepal, New Zealand, Nicaragua, Nigeria, Norway, Panama, Papua N Guinea, Paraguay, Peru, Philippines, Repl. Congo, Russia, Solomon Islands, Suriname, Sweden, Tanzania, Thailand, Uganda, United States, Venezuela and Vietnam.	Click here to access Global Forest Watch maps
国名:日本	
はい、質問Bに進む。	ドロップダウンリストから選択
B. FSC-STD-60-004 V2-0に基づく(国内)森林管理規格が存在しない国の森林で、認証取得者はまだ国内森林管理規格に移行が完了していないか？	
はい、質問Cに進む。	ドロップダウンリストから選択
C. 認証取得者は管理区画における原生林景観の有無を判断する分析をしたか？	
はい、質問Dに進む。	ドロップダウンリストから選択
D. 管理区画内に原生林景観が存在するか。詳細を記入する。	
いいえ	ドロップダウンリストから選択
詳細: Intact Forest Landscapes (https://intactforests.org) によると、山形県と新潟県、北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	
E. 認証取得者はラテンアメリカまたは中央アメリカに位置し、かつ少なくとも2022年10月14日以降にFMまたはFM/COC認証を取得しているか？	
いいえ、SECTION 1へスキップする。SECTION 2を完成させる必要はない。	ドロップダウンリストから選択
F. 森林管理作業(伐採や道路整備を含む)は原生林景観で進められ、管理単位内の原生林景観の20%以下に影響を与えているか？	
	ドロップダウンリストから選択

SECTION 1			
		Y/N	CAR
	伐採や道路建設などの森林管理作業は、以下の場合に原生林景観内で行うことができる。		
1.1	管理区画内の原生林景観への影響が20%以上でない場合。		FSC基準9.3においてCARを提起
MA	Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org) によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S1			
S2	詳細:Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org) によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S3	Intact Forest Landscapes (https://intactforests.org) によると、山形県と新潟県、北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S4			
1.2	50,000ヘクタール以下の閾値の原生林景観を削減しない場合。 注:FSCは、原生林景観の道路開設に関する詳細な指示を作成している。		FSC基準9.3においてCARを提起
MA	Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org) によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S1			
S2	詳細:Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org) によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S3	Intact Forest Landscapes (https://intactforests.org) によると、山形県と新潟県、北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S4			
1.3	グローバルフォレストウォッチのIFLマップ(www.globalforestwatch.org)、またはグローバルフォレストウォッチ・カナダのような同じ手法を用いたより新しいIFLインベントリーを、2017年1月1日を基準として全地域で使用するものとする。管理区画におけるIFLの有無の判定に用いた方法を記述する。		FSC基準9.1においてCARを提起
MA			
S1			
S2	詳細:Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org) によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S3	Intact Forest Landscapes (https://intactforests.org) によると、山形県と新潟県、北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S4			
1.4	森林管理者が同じ方法でより新しいIFLインベントリーを使用している場合(上記1.3のガイダンスを参照)、有効性が確認された最新の地図が入手可能であり、本報告書に含まれている。		FSC基準9.1においてCARを提起
MA	Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org) によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S1			
S2	詳細:Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org) によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S3	Intact Forest Landscapes (https://intactforests.org) によると、山形県と新潟県、北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S4			
1.5	ソイルアソシエーションが検証した地図を、ジオプロセッシングツールまたは手作業で、森林管理計画に盛り込んだか?		FSC基準9.1においてCARを提起
MA	Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org) によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S1			
S2	詳細:Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org) によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S3	Intact Forest Landscapes (https://intactforests.org) によると、山形県と新潟県、北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S4			
	セクション1が完成すれば終了。		

Annex 1.3 Requirements introduced by the Policy to Address Conversion

For evaluation of Advice-20-007-22 and ADVICE-20-007-23

Advice-20-007-22 expires in a country once a Forest Stewardship Standard based on FSC-STD-60-004 V2-1 becomes effective and the transition period is completed.

Last updated: Oct 2023

ステップ1: 質問に回答する

1994年12月1日以降:
組織は自然林または保護価値の高い地域を人工林または森林以外の土地利用に転換したか？または
組織は自然林を直接転換して造られた人工林から森林以外の土地利用へ転換したか？

いいえ、ここで終了する。

ステップ2: 質問に回答する

2023年10月1日以降:
管理区画のうち1,000ha以上の地域を転換したか？

ステップ3: 質問に回答する

FSC-STD-60-004 V2-1に基づく森林管理基準が存在し、CHがこの森林管理基準に移行している国に所在する森林か。

ステップ4: チェックリストを完成させる。

FSC-STD-60-004 V2-1	Audit	Criteria/Indicator	Y/N	CAR
6.9		組織は自然林または高い保護価値(HCV)をもつ地域を人工林や森林以外の土地利用へ転換させてはならない。また自然林を直接転換して造られた人工林*を森林*以外の土地利用へ転換させてはならない。ただし以下をすべて満たす場合を除く： a) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。 b) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 c) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。(C6.10 P&C V4 and Motion 2014#7)		
6.9.1		自然林または高い保護価値（HCV）をもつ地域から人工林や森林以外の土地利用への転換、または自然林を直接転換して造られた人工林から森林以外の土地利用への転換は行われていない。ただし以下をすべて満たす場合を除く： 1) 管理区画のごく限られた割合のみに影響する場合。 2) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 3) HCVや、HCVを維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。		
		Where exceptions apply, indicate clearly how ALL conditions 1-3 are satisfied.		
	MA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			
6.10		1994年12月1日から2020年12月31日の間に自然林から転換された人工林を含む管理区画は、認証の対象とはならない。ただし以下のいずれかを満たす場合を除く： a) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響し、転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 b) 直接的または間接的にその転換に関与した組織が、該当する FSC 補償の枠組みに従い、すべての社会的な損害の補償を行い、環境的な損害に比例する改善を行ったことが示されている場合。 c) 転換には関わっておらず、転換後に管理区画を取得した組織が、該当する FSC補償の枠組みに従い、優先される社会的損害への補償および環境的損害に対する部分的改善を行ったことが示されている場合。		
6.10.1		利用可能な最も有効な情報に基づき、管理区画における1994年12月1日から2020年12月31日の間のすべての土地利用の転換についての正確なデータがまとめられている。		
		Describe Best Available Information that was used to compile accurate data. See Terms and Definitions for guidance on BAI.		
	MA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			

6.10.2		<p>以下のいずれかを満たす場合を除き、1994年12月1日から2020年12月31日の間に自然林から人工林に転換された土地は認証されていない：</p> <p>1) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響し、転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。</p> <p>2) 直接的または間接的にその転換に関与した組織が、該当する FSC 補償の枠組みに従い、すべての社会的な損害の補償を行い、環境的な損害に比例する改善を行ったことが示されている場合。</p> <p>3) 転換には関わっておらず、転換後に管理区画を取得した組織が、該当する FSC補償の枠組みに従い、優先される社会的な損害への補償および環境的な損害に対する部分的な改善を行ったことが示されている場合。</p> <p>4) 組織が小規模森林管理者の要件を満たす場合。</p>		
		If there are areas converted from natural forest to plantation between 1 December 1994 and 31 December 2020, state clearly which one of the conditions 1-4 apply and provide justification. For applicants with conversion above 1,000 ha, remedy is required to become eligible for certification.		
	MA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			
6.11		<p>2020年12月31日より後に自然林または高い保護価値（HCV）をもつ地域から転換された人工林を含む管理区画は、認証の対象とはならない。ただし以下を満たす場合を除く：</p> <p>a) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。</p> <p>b) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全及び社会的な公益がもたらされる場合。</p> <p>c) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を脅かさない場合。</p>		
6.11.1		利用可能な最も有効な情報に基づき、管理区画における2020年12月31日より後のすべての自然林及び高い保護価値（HCV）をもつ地域の転換についての正確なデータがまとめられている。		
		Describe Best Available Information that was used to compile accurate data. See Terms and Definitions for guidance on BAI. At MA, if conditions 1 is not satisfied, the organisation is not eligible for certification - please notify SA immediately. Remedy for certification purposes is not possible.		
	MA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			
6.11.2		<p>以下を満たす場合を除き、2020年12月31日より後に自然林または高い保護価値（HCV）をもつ地域から人工林に転換された土地は認証されていない：</p> <p>1) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。</p> <p>2) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、追加的で安定した、長期的な自然環境保全及び社会的な公益がもたらされる場合。</p> <p>3) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を脅かさない場合。</p>		
		Where exceptions apply, indicate clearly how ALL conditions 1-3 are satisfied. At MA, if conditions 1 is not satisfied, the organisation is not eligible for certification - please notify SA immediately. Remedy for certification purposes is not possible.		
	MA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			